



# 三重県公報

令和5年4月28日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>監査委員公表</b>			
5	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1
6	同件	(同)	123

### 監査委員公表

#### 監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、三重県知事、各種委員会等から令和4年度定期監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年4月28日

三重県監査委員	伊藤	隆
三重県監査委員	東	豊
三重県監査委員	廣	耕太郎
三重県監査委員	伊賀	恵

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 防災意識の醸成による地域防災力の向上</p> <p>南海トラフ地震は近い将来の発生が想定されているとともに、激甚化・頻発化する風水害による甚大な被害が全国的に多発していることから、地域防災力の向上が喫緊の課題となっているが、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の主旨である「率先して防災活動に参加する県民の割合」は41.9%と、前年度から4.3ポイント低下し、令和3年度の目標値55.0%を達成できていない。</p> <p>また、「防災に関する県民意識調査」では、「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と答えた県民の割合は令和元年度30.7%、令和2年度34.8%、令和3年度35.3%と推移しているなど防災意識の低下による地域防災力の低下が懸念される。</p> <p>このため、市町やみえ防災・減災センター等と連携し、次代の地域防災を担う若者をはじめとした防災人材の育成を図るとともに、実践的な防災訓練や啓発イベントの開催等により防災意識の醸成に努め、地域防災力の向上に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(防災企画・地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>防災人材の育成については、みえ防災・減災センターにおいて「みえ防災塾」を開催し、地域や企業等で防災・減災活動に貢献できる「みえ防災コーディネーター」や、地域の防災・減災リーダーとして活躍するための応用力や実践力を備えた「三重のさきもり」などの防災人材の育成を行っています。令和4年度からは、SNS等を活用して防災情報を発信し、若者世代の防災意識の向上を図るとともに、防災活動への参画等を促進する役割を担う「みえ学生防災啓発サポーター」の育成に取り組みました。</p> <p>防災啓発については、地震体験車を県内各地の自治会や学校等に派遣して地震体験を通じた啓発を行うとともに、市町と連携し風水害や地震・津波をテーマとしたシンポジウムを開催するなど、広く県民の皆さんの防災意識の醸成に努めました。また、防災技術指導員を地域や企業等へ派遣し、防災講話や避難所運営ゲームの実施、地域の避難計画作成や計画に基づく避難訓練実施への指導・支援を行うとともに、市町やみえ防災・減災センター等と連携し、社会福祉施設と周辺住民が連携した防災対策・避難訓練の実施支援など、地域の実情に応じた実践的な支援や啓発を通じて地域防災力の向上に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「みえ防災塾」では、基礎コースを修了した53名を「みえ防災コーディネーター」として認定しました。また、応用コース受講者10名を「三重のさきもり」として育成しています。</p> <p>「みえ学生防災啓発サポーター」については、養成講座を修了した49名を認定するとともに、「県政だよりみえ」やテレビへの出演、「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」へのパネリストとしての参加等を通じて、防災情報の発信を行っています。</p> <p>地震体験車については、令和5年3月末までに413回の啓発活動を行い、30,827名の方に体験をいただきました。</p> <p>令和4年9月に開催した「みえ風水害対策シンポジウム」では160名、令和5年1月に開催した「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」では150名に参加をいただきました。</p> <p>防災技術指導員については、防災講話や避難所運営マニュアル・地区の避難計画の作成支援等により、令和5年3月末までに地域の防災活動を支援した件数は106件となっています。</p>
<p><u>令和5年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、防災人材の育成や活用、地域への防災技術指導員の派遣等により、地域の防災活動の活性化を図ります。</p> <p>また、「みえ学生防災啓発サポーター」によるSNS等を活用した若年層に向けた防災啓発や、ショッピングセンター等の集客施設における防災啓発の実施などにより、より多くの県民の皆さんに向けて情報発信を行うことにより、防災意識を醸成し、地域防災力の向上を図ります。</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 実効性のある防災・減災対策の推進</p> <p>「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の主指標である『『三重県防災・減災対策行動計画』における『公助』を対象とした行動項目の進捗率』は 89.0%と、目標値 100%を達成できていない。特に、「避難及び被災者支援等の活動」の項目について達成率が低く、被災者支援体制の整備等が課題となっている。</p> <p>現在の「三重県防災・減災対策行動計画」は、令和4年度が計画の最終年度となるため、次期計画に向けてこれまでの取組の検証を行うとともに、津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備促進や、夜間等の避難が困難な状況にあっても確実に避難できる体制の確立等、人命被害を最小限に抑えるための実効性ある防災・減災対策を推進されたい。</p> <p>また、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の副指標である「地区防災計画等を作成している市町数」は、12市町86地区と、令和3年度の目標値19市町を達成できていない。</p> <p>このため、市町における地区防災計画作成の取組状況を適切に把握し、積極的に支援を行うことにより、早期策定に取り組まされたい。 (防災企画・地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 「三重県防災・減災対策行動計画」が令和4年度末で計画期間を終了することから、同計画によるこれまでの取組の成果や課題をふまえ、災害から県民の命を守るために今後進めていくことが必要な取組について検討・整理するとともに、有識者との意見交換やパブリックコメント等も実施しながら、新たな計画（三重県防災・減災アクションプラン）の策定に取り組みました。</p> <p>② 県では、平成24年度から、個人が紙の地図を使って自らの津波避難計画を作成し、これを地域全体で集約することで地域の津波避難計画を作成する「Myまっぷラン」の取組を活用し、個人や地域の避難対策を支援してきました。さらに、令和2年度には、これまでの津波に加えて洪水・土砂災害等の風水害にも対応し、デジタルマップ上でリスクの確認や避難経路の作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」を開発し、令和3年度から運用しています。</p> <p>令和4年度においては、こうしたツールを活用するとともに、防災技術指導員を地域に派遣して、個人や地域の避難計画の作成を支援し、さらに地区防災計画の作成へとつなげるよう取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき進めてきた防災・減災対策を基礎としながら、災害から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災や国民保護の取組（命に直結する取組）について、令和8年度末までの間に何を指し、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを示した「三重県防災・減災アクションプラン」を令和5年3月に策定しました。</p> <p>この「アクションプラン」では、今後特に注力して取り組むべき「命に直結する取組」を大きく5つの取組方向のもと、津波避難タワーなどの「津波避難施設の整備促進」や、避難を必要とする人が確実に避難できる対策を進めていくための「津波避難の実効性を確保する仕組みの構築」を含めた14の施策を位置づけているところだ。</p> <p>② 県では、年4回程度、市町を通じて地区防災計画の作成状況を把握しています。</p> <p>令和5年1月1日現在の地区防災計画作成市町数は、15市町となっています。</p>
<p>令和5年度以降（取組予定等）</p> <p>① 新たに策定した「三重県防災・減災アクションプラン」に基づき、災害から県民を守るための防災・減災や国民保護の取組の着実な推進を図っていきます。</p> <p>② 引き続き、「Myまっぷラン」等のツールを活用し、防災技術指導員を派遣して地域の取組を支援することで、地区の避難計画や地区防災計画の作成を促進します。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 効果的な防災情報の提供

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の副指標である『「防災みえ.j p」から防災情報等を入手している県民の割合』は24.3%と、前年度から3.4ポイント低下し、令和3年度の目標値28.9%を達成できていない。また、「防災に関する県民意識調査」によると、「防災みえ.j p」を「知らない」と回答した人の割合も44.2%と、前年度から4.2ポイント上昇しており、認知度が下がっている。

近年、テレビ、ラジオ、インターネット等、多様なツールで防災情報が提供されているが、「防災みえ.j p」は情報を必要とする人に向け、メールやSNS等によるプッシュ型の通知が可能という特長もある。

このため、必要な情報が必要とする人に迅速かつ正確に提供されるよう、県内における災害・避難情報等の収集に努めるとともに、「防災みえ.j p」の利用促進を図ることにより、「防災みえ.j p」の特長も生かし、効果的な防災情報の提供に取り組まれない。

(災害対策課)

講じた措置

令和4年度

1 実施した取組内容

県内における災害・避難情報等は、防災情報プラットフォームを活用し、各市町等から災害・避難状況等の情報を収集し、災害対策本部にて必要な対策を実施するとともに、市町や防災関係機関、報道機関等に迅速に情報提供を行っています。

県民の皆さんに避難行動等、自分の身を守るための適切な防災行動を促すためには、「防災みえ.j p」をはじめ、登録制メールやTwitter、LINE、Yahoo!防災速報など多様なツールを用いて気象に関する情報等を提供しています。

「防災みえ.j p」などの利用促進を図るため、システムの概要やQRコードを記載したチラシを各種防災イベント等で配布したほか、タウン誌へのQRコード掲載、登録制メールで配信する防災情報等に「防災みえ.j p」のアドレスを掲載するなど様々な機会をとらえて啓発に取り組みました。

また、「防災みえ.j p」については、県内の外国人居住者の状況をふまえ、より多くの外国人に活用していただけるよう、現在の日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語のページに加え、令和5年3月に新たにベトナム語、タガログ語のページを追加しました。

登録制メールについては、令和4年4月からこれまでの配信内容に「竜巻注意情報」、「避難所開設・閉鎖情報」、「避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）」を追加しています。

(災害対策課)

2 取組の成果

登録制メールの登録者数およびSNSの利用者数は、前年と比べて、メール登録者数が1,611人、Twitterのフォロワー数が6,287人、LINEのお友達登録者数が815人増加し、県が防災情報を提供しているツール全体としての利用者数は8,713人増加しました。

種別	令和4年3月末時点	令和5年3月末時点
登録制メール登録者数	40,623人	42,234人
Twitter フォロワー数	3,888人	10,175人
LINE お友達登録者数	19,086人	19,901人
計	63,597人	72,310人

(災害対策課)

令和5年度以降（取組予定等）

「防災みえ.j p」などの利用促進を図るため、「防災みえ.j p」などを紹介したチラシを各種防災イベント等で配布することに加え、より幅広い層の方々に知っていただける機会が増えるような配布方法、SNSの活用など効果的な周知方法を検討し、その普及に取り組みます。

引き続き、県民の皆さんに適切な避難行動を促すことができるよう、SNSなど様々なツールを活用して、防災情報の提供に取り組んでいきます。

(災害対策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見  事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  (1) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。 (防災企画・地域支援課)  (2) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。 (災害対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容  (1) (2) 本事案は、令和元年度末で保存期間が満了した公文書ファイルについて、「三重県公文書管理条例」に基づく手続き（保存期間が満了した公文書ファイルを廃棄しようとするときは、「三重県公文書等管理審査会」の意見を聴かなければならない）を経ることなく廃棄した事案です。  令和2年4月から新たに設けられた同手続きへの理解・認識が両課職員において不十分であったことが本事案発生の背景にあったところ、誤廃棄が発生した平成2年10月以降、両課では、課内ミーティングや所属長と所属職員の個別面談の場を通して公文書管理条例の内容も含めた公文書管理制度の周知徹底を定期的・継続的に行うとともに、所属の「内部統制リスクマネジメントシート」に「公文書ファイルの誤廃棄」を業務において起こりうるリスクとして記載し、年度が変わっても各職員が本事案を振り返り、適切な公文書管理が実施されるようにしています。  また、部内幹部職員の会議においても本事案について振り返る機会を毎年度設け、部内各所属における公文書管理の徹底を図っています。 (防災企画・地域支援課) (災害対策課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）  (1) (2) 今後も各職員への継続的な注意喚起を通じて、所属における適切な公文書管理について周知徹底を図っていきます。 (防災企画・地域支援課) (災害対策課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (災害対策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 再発防止に向けて、開札業務を行う際は、担当職員だけでなく、複数名の職員によりマニュアルと操作手順が合っているかなど確認を徹底するようチェック体制の強化に取り組みました。 (災害対策課)
2 今後の方針 (取組予定等) 今後も事務処理誤りによる入札中止が発生することがないように、複数名の職員による確認を徹底します。 (災害対策課)

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 戦略企画部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 人口減少対策の推進</p> <p>人口減少対策については、平成 27 年度から、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき施策を展開してきたが、令和 2 年の国勢調査結果によると、県内人口は平成 27 年から約 4 万 6 千人減少し、5 年間の減少率が 2.51%と過去最大になるとともに、地域間の格差が拡大している。</p> <p>このため、令和 4 年度を「人口減少対策元年」と位置づけ、「三重県人口減少対策推進本部」の立ち上げや、「人口減少対策課」及び県と全ての市町が参画する「みえ人口減少対策連携会議」の設置を行うなど、人口減少対策に係る推進体制の強化を図ったところである。</p> <p>本県における人口減少は、待ったなしの深刻な状況であることから、改めて、人口減少に対して強い危機感を持つとともに、本県の希望ある未来にとって人口減少対策は喫緊の課題であるとの共通認識のもと、市町をはじめとした関係機関と連携し、全庁を挙げて、地域の特性に応じた実効性のある取組を進められたい。 (人口減少対策課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和 4 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>本県の人口減少対策を地域の特性に応じた実効性あるものとするため、市町との連携強化や具体的な対策の企画立案に向け、全庁を挙げて以下に取り組みました。</p> <p>(1) 「三重県人口減少対策方針（仮称）」の策定に向けた検討</p> <p>三重県人口減少対策推進本部において、要因分析やヒアリング等をふまえた基本認識や対策のポイント等について、「人口減少対策の基本的な考え方」として取りまとめるなど、本県の人口減少対策にかかる取組の方向性を示す「三重県人口減少対策方針（仮称）」の策定に向けた検討に取り組みました。</p> <p>(2) みえ人口減少対策連携会議</p> <p>全ての市町が参画する「みえ人口減少対策連携会議」において、全体での会議に加え、地域別の会議を開催し、人口減少に係るデータ収集や課題の共有、先進自治体の視察、連携取組の実施に向けた検討等を行いました。</p> <p>(3) 調査・分析</p> <p>自然減・社会減それぞれのデータを用いた人口減少の状況の要因分析、アンケートやヒアリングによる調査を行うとともに、参考となる先進的な事例（千葉県流山市、兵庫県明石市、岡山県奈義町）について、市町と共同で調査を行いました。</p> <p>(4) 取組方向の検討</p> <p>自然減、社会減の原因となるそれぞれの課題（現状）等について、これまで取り組んできた主な対策や、課題の解消に向けた検討の視点をふまえ、当面の対応方向について検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「三重県人口減少対策方針（仮称）」について、その中間案をとりまとめました。また、同方針策定に向けた議論や、並行して実施した取組方向の検討等を通じて、各部局の令和 5 年度当初予算における新たな取組の実施や既存の取組の改善・拡充につなげることができました。</p> <p><u>令和 5 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>地域の実情に応じた人口減少対策に取り組むため、市町と共同で調査や対策の検討を実施するとともに、地域のさまざまな主体と連携して、人口減少が著しい南部地域における移住・定住促進や広域的な連携の推進等に取り組む「人口減少対策広域コーディネーター」を設置します。また、人口減少にかかる調査・分析を進め、取組の検証や庁内の総合調整を行い、より効果的な対策につなげます。</p>
---

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 戦略企画部

監査の結果
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。 (広聴広報課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容 課内において、当該事案について課内で共有し、再発防止に向けて文書管理に係る制度について改めて確認を行い、文書管理担当者から課員に対し、公文書廃棄の手順に沿った廃棄の時期や手続き等を確認のうえ、誤廃棄や個人情報漏洩等を防ぐため複数名で廃棄作業を行うよう周知徹底しました。 これを踏まえ、適切な時期において定められた手続きを順守し、複数名で確認しながら廃棄作業を行い、適正な廃棄処理を実施しました。 また、部内においても、今後、公文書の誤廃棄が発生しないよう、各所属長を通じ全職員に対し、文書管理に係る制度の周知徹底及び再発防止に係る注意喚起を行いました。</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等) 上記の取組を今後とも継続していくとともに、法務・文書課が実施予定の「文書管理に係る研修」を活用する等、条例に基づく適正な事務処理の周知・徹底を図っていきます。</p>



## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 服務規律の徹底及び不適切な事務処理の再発防止</p> <p>令和3年度の知事部局職員の懲戒処分については、休暇の不正取得等により1人が免職となったほか、4人が処分されている。また、不適切な事務処理については、財政調整基金の積立漏れや看護大学における認可前の入学検定料等の徴収、県債償還金の支払遅延等、過去になかったような事案が発生している。</p> <p>これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底に取り組むとともに、発生した事案の原因や背景を分析し、内部統制制度を活用するなど効果的な対策を講じることにより、再発防止に努められたい。(行財政改革推進課、人事課)</p> <p><b>講じた措置</b></p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県民の皆さんからの信頼をより高めていくため、職員のコンプライアンス意識を向上させるとともに、的確な業務の進め方を徹底するなど、コンプライアンスの推進に取り組みました。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>(1) コンプライアンス推進体制の確立</p> <p>各部局及び各所属において、組織マネジメントシートの「コンプライアンスの徹底」欄に記載した具体的な取組を実施しました。</p> <p>各部局等の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を参集して「コンプライアンス推進会議」を2回開催し、今年度発生した不適切な事務処理について、事例の検証や再発防止に向けた取組状況について情報共有・意見交換を行いました。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の向上</p> <p>職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、所属におけるコミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属でコンプライアンス・ミーティングを3回実施しました。</p> <p>テーマは、不適切な事務処理を防止するための対策や内部統制制度についてとりあげるだけでなく、不安に思っていることの共有やチーム力を高めるための取組をテーマとするなど、さまざまなテーマについて話し合いました。</p> <p>(3) 的確な業務の進め方の徹底</p> <p>令和2年度から導入した内部統制制度を運用し、各所属においてリスクマネジメントシートを作成するとともに、リスク対応策の整備状況の評価等を実施しました。さらに、内部統制制度をより適切に運用するため、庁内ワーキンググループにおいて、運用方法の見直しを検討しました。</p> <p>また、新規採用職員研修や新所属長研修など、各階層別を実施する職員研修において、コンプライアンスに関する研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や組織としての的確に業務を進める仕組みづくりのため、上記1【具体的な取組】により、不適切な事務処理等の再発防止を図り、コンプライアンスの推進につなげました。</p> <p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上にかかる取組等を実施するとともに、コンプライアンス推進会議を定期的開催し、事例の共有・検証や再発防止に向けた意見交換を実施していきます。</p> <p>また、不適切な事務処理の再発防止や職場におけるコミュニケーションの活性化等に向けて、めざす効果が得られるよう定期的に検証を行い、より効果的な取組を進めていきます。</p> <p>内部統制制度については、引き続き職員への周知や理解を促進し、適切な運用を行っていきます。</p>
---

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 持続可能な財政運営基盤の確立</p> <p>令和3年度の決算においては、経常収支比率が87.4%と前年度に比べて8.9ポイント、実質公債費比率が12.0%と前年度から0.7ポイントそれぞれ大きく改善したが、中長期的には高い水準で推移している。</p> <p>本県の財政状況は、歳入面では、県税収入や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金をはじめ、地方交付税や臨時財政対策債等が増加しており、歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策経費が増加している。財政健全化の取組を進めた結果、主要な財政指標は改善傾向を維持しているが、高齢化の進展等に伴い社会保障関係経費は今後も増加することが見込まれるとともに、県債管理基金の積立不足が解消されていないなど、今後の財政運営は予断を許さない状況にある。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、円安・物価高等の経済情勢が行財政運営に与える影響にも十分に留意し、「みえ元気プラン」と一体になった行財政改革取組に基づき、県税収入の確保や未利用財産の売却・活用等の多様な財源確保策の推進を図るとともに、経常的な支出の抑制、事務事業の積極的な見直し、AIやRPA等のデジタル技術を活用した業務改善の推進、予防保全等による県有施設の長寿命化等を図ることにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。 (行財政改革推進課、財政課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>令和5年度当初予算編成では、未来を担う子どもたちを守り育てる取組、県民のいのちを守る取組、賑わいのある観光を取り戻す取組に予算を重点化しつつ、持続可能な財政運営に向けて、総人件費や公債費などの経常的な支出の抑制や県債の新規発行の抑制により、将来負担の軽減に配慮しました。また、市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理対策の促進による県税収入の確保や、未利用財産の積極的な売却、クラウドファンディングの活用等による歳入確保策の推進など、歳入歳出両面における取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和5年度当初予算において、本県独自に定める財政指標である経常収支適正度は、99.0%（対前年度比0.2ポイント改善）、公債費負担適正度は、21.2%（対前年度比1.0ポイント改善）となりました。また、県債残高総額は前年度より減少する見込みとなるとともに、例年以上の規模となる財政調整のための基金残高を確保しました。</p> <p>業務改善の推進については、AIやRPA等のデジタル技術の積極的な活用等により生産性の向上と正確性の確保の両立を図りました。</p> <p>また、県有施設の維持・修繕については、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、各施設管理者が策定した施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）により、中長期的な財政負担の軽減・平準化を図りながら、各施設の予防保全的な維持管理による長寿命化を進めました。加えて、老朽化が進み、県民の生命・身体にかかわるなど極めて緊急度の高い県有施設については、施設の今後の利用需要等を踏まえつつ、長寿命化のための大規模修繕・改修を行う場合と建替を行う場合のトータルコストも考慮したうえで、既存施設の建替等の予算を計上しました。さらに、将来の建替等に備えて、令和5年3月に三重県公共施設等総合管理推進基金を設置しました。</p>
<p><u>令和5年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、多様な財源の確保と経常的な支出の抑制など歳入・歳出の両面から取り組み、的確な行政サービスの提供と財政の健全化をバランスよく実現する持続可能な財政運営に努めます。</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 物品の適正管理</p> <p>金品亡失(損傷)については、令和3年度の報告件数は157件で、前年度の141件から16件増加しており、依然として公用車の事故やパソコンの損傷等、職員の不注意等によるものが多数発生している。</p> <p>このため、職員や各所属に対して、更なる注意喚起により交通安全や県有財産管理の意識向上を図るとともに、効果のあった取組を水平展開するなど、金品亡失(損傷)の減少につながる有効な対策を講じられたい。(人事課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 新任所属長研修や新任班長等研修、新規採用職員研修など、各階層別研修の中で、コンプライアンス研修として、交通法規や交通マナーの遵守、物品の適正な保管・管理に関する注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 令和4年5月27日に総務部長及び会計管理者兼出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して依命通知を發出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。</p> <p>(3) 各部局の人事担当者を参集した会議等の場で金品亡失の発生防止の注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>総務部長及び会計管理者兼出納局長の連名による依命通知の發出や、研修や会議等での注意喚起を行い、公用車等の運転に伴う交通事故の防止や物品の適正な保管・管理について職員の意識徹底を図りましたが、令和5年2月10日時点の金品亡失(損傷)報告件数は155件と前年度の同時期と比較して増加傾向にあります。</p> <p>職員の不注意等による金品亡失(損傷)を減少させるには、継続的に注意喚起を行い、職員の意識を高めていく必要があることから、今後も様々な機会を活用し、交通事故防止や物品の適正な保管・管理に向けた啓発に努めます。</p> <p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>交通事故の防止や物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、令和5年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>
---

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(4) 県税未収金対策の推進</p> <p>令和3年度における県税の収入未済額は、前年度の約51億1,000万円(新型コロナウイルス感染症にかかる特例の徴収猶予額約22億5,900万円を含む)から約23億6,800万円減少し、平成以降では最も少ない額である約27億4,200万円となったが、依然として多額である。</p> <p>特に、個人県民税については、徴収率は年々向上しているものの、その収入未済額は県税の収入未済額全体の約75.6%と大きな割合を占めているため、三重地方税管理回収機構への職員派遣や各県税事務所に設置している市町支援窓口を通じた取組等により市町や同機構との連携を継続するなど、引き続き県税の未収金対策に努められたい。(税込確保課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理</p> <p>① 自動車税種別割については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、令和4年11月、12月の2か月間を「差押強化月間」として、県内8カ所の県税事務所が徴収強化に取り組みました。</p> <p>② 高額滞納については、各県税事務所と税込確保課内の特別徴収機動担当が連携して滞納処分の強化を図りました。</p> <p>(2) 個人県民税対策</p> <p>① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。</p> <p>② 三重地方税管理回収機構では平成27年度に徴収第二課を設置し、個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を対象に滞納整理を実施しています。県では、この取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど積極的な支援を行っており、今年度は職員派遣を増員し、同機構と連携し、徴収対策の強化を図りました。</p> <p>③ 個人県民税現年度対策の推進に向けて令和2年度に各県税事務所に設置した市町支援窓口において、市町への滞納整理にかかる技術的助言、研修会・情報交換会の開催、市町と連携した差押強化月間の広報や共同滞納整理など、市町と県が連携し、地域の実情に応じた取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理【令和5年2月末現在】</p> <p>① 納期内納付キャンペーンの実施や、スマホ決済アプリ等のキャッシュレス納付の周知等により、本年度の自動車税種別割の納期内納付率は、件数ベースで87.6%、税額ベースで86.9%となり、18年連続で上昇しました。</p> <p>② 高額滞納(30万円以上)人員については、2月末時点で年度当初より減少しており、当年度の削減目標達成に向け、引き続き取り組んでいきます。(目標：年度末において年度当初から10%以上削減)</p> <p>(2) 個人県民税対策【令和5年2月末現在】</p> <p>① 本年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は、市町における指定徹底の取組により90.2%となり、全国4位と高水準を維持しています。</p> <p>② 三重地方税管理回収機構徴収第二課の少額滞納事案の取組については、市町から約3.2億円を引き受け、約2.9億円を徴収しており、市町における同機構への移管予告効果約1.8億円を含む取組効果は約4.7億円となっています。</p> <p>なお、同機構徴収第二課における個人県民税の徴収効果は、徴収金額のうち約7千万円と推計されます。</p> <p>③ 市町支援窓口の取組については、情報交換会を全地域合計で15回開催しました。4地域で市町と県が同時期に差押等強化月間等を設定し滞納整理に取り組みました。個人県民税現年度徴収率は79.7%(昨年同月80.3%)となっています。</p> <p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理</p> <p>上記①②の取組を引き続き進めます。</p> <p>(2) 個人県民税対策</p> <p>上記①②③の取組を引き続き進めます。令和5年度以降も三重地方税管理回収機構徴収第二課への県からの職員派遣を増員し、市町、同機構と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組み、個人県民税の徴収率の向上につなげます。</p>
--

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 財政調整基金への積立漏れがあった。 (2) 県債償還金の支払遅延があった。 (財政課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 財政調整基金への積立を予算計上する際には、予算担当者と庶務担当者とは適宜情報共有を行うとともに、出納整理期間中の県税収入の状況を踏まえ、課内において積立額や時期の相談を行い、令和4年5月に予算額どおり適切に積み立てました。 また、従来は年度末(5月)にまとめて積立していましたが、令和3年度は補正予算を踏まえて、令和4年3月にも積立を行いました。 (2) 各期日における支払総額を正確に把握するため、昨年同時期の支払額との比較、担当者間のダブルチェックに加え、RPAの活用によるチェックを行うことで、適正に県債償還を行いました。 2 今後の方針(取組予定等) (1) 引き続き、課内での情報共有や相談を適宜行い、適切な予算執行に努めます。 (2) 引き続き、各期日において適正に県債償還を行うため、昨年同時期の支払額との比較、担当者間のダブルチェックに加え、RPAの活用によるチェックを行います。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在2,801,731,953円あった。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理</p> <p>① 自動車税種別割については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、令和4年11月、12月の2か月間を「差押強化月間」として、県内8カ所の県税事務所が徴収強化に取り組みました。</p> <p>② 高額滞納については、各県税事務所と税込確保課内の特別徴収機動担当が連携して滞納処分の強化を図りました。</p> <p>(2) 個人県民税対策</p> <p>① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。</p> <p>② 三重地方税管理回収機構では平成27年度に徴収第二課を設置し、個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を対象に滞納整理を実施しています。県では、この取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど積極的な支援を行っており、今年度は職員派遣を増員し、同機構と連携し、徴収対策の強化を図りました。</p> <p>③ 個人県民税現年度対策の推進に向けて令和2年度に各県税事務所に設置した市町支援窓口において、市町への滞納整理にかかる技術的助言、研修会・情報交換会の開催、市町と連携した差押強化月間の広報や共同滞納整理など、市町と県が連携し、地域の実情に応じた取組を進めました。</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 収入未済</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理 上記①②の取組を引き続き進めます。</p> <p>(2) 個人県民税対策 上記①②③の取組を引き続き進めます。令和5年度以降も三重地方税管理回収機構徴収第二課への県からの職員派遣を増員し、市町、同機構と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組み、個人県民税の徴収率の向上につなげます。</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失 (損傷)</p> <p>① 公用車の損傷 (損害額 111,570 円) (税込確保課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 金品亡失 (損傷)</p> <p>課内定例会等で安全運転に対する啓発、注意喚起を行うなどし、職員の安全運転意識の向上に努めました。</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>ア 金品亡失 (損傷)</p> <p>職員の安全運転意識をさらに高めるため、今後も継続して注意喚起等を行い、事故の未然防止に努めます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見                  (3) その他                  財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。                  ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (津総合県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容                  ① 再発防止策として、原因不明かつ微細なものであっても、県有財産の棄損という観点から、事の大小に関わらず速やかに報告するよう所内定例会等で周知しました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）                  ① 引き続き、金品亡失と認められるものは速やかに報告を上げるよう努めます。</p>



<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>令和3年7月から10月までの新型コロナウイルス感染症第5波では、これまでにない爆発的な感染拡大が起こり、一時は通常医療にも影響を及ぼしかねない状況にまで陥ったことから、第5波の収束後に検証を行い、第6波に向けた対策として令和3年12月に「三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱」を取りまとめた。</p> <p>令和4年1月以降の第6波では、同大綱に基づき保健所・本庁の体制や医療提供体制の見直しを図るとともに、感染拡大初期に「三重県まん延防止等重点措置」を適用し、マスクの着用や手指消毒等の基本的な感染防止策の徹底、県境を越える移動の自粛等を県民に求め、飲食店等へは営業時間短縮の要請を行った。</p> <p>これらの取組により、3月初旬には「三重県まん延防止等重点措置」が解除され、一定の社会経済活動の再開へとつなげることができたが、7月に入って新たな変異株により新規感染者が急激に増加した。</p> <p>このため、第6波以降における取組や今後の感染状況等も踏まえ、感染者数等の的確な把握に努め、感染防止対策、通常医療を含めた医療提供体制の維持に取り組まなければならない。</p> <p>(感染症対策課、医療体制整備・調整プロジェクトチーム、宿泊・自宅療養プロジェクトチームほか)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和4年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 第7波においては、8月に「BA.5対策強化宣言」を発出し、第8波においては、1月に「医療ひっ迫防止アラート」を発出するなど、県民や事業者に必要な感染対策の徹底を呼びかけました。(感染症対策課)</p> <p>② 感染拡大に伴う検査需要にも対応できるよう、検体採取体制や検査能力等の点検・検証等を行いました。また、「三重県検査キット配布・陽性者登録センター」を8月から新たに設置し、発熱等の症状のある重症化リスクの低い方に抗原定性検査キットを配布、陽性者登録を実施しました。(情報分析・検査PT)</p> <p>③ 県内3地域(四日市・津・伊勢)で県営集団接種会場を開設するとともに、三重県新型コロナワクチン接種センター(三重大学医学部附属病院内)では、武田社ワクチンによる接種を行い、m-RNAワクチンの成分にアレルギーがある方などに接種機会を提供しました。(ワクチン・物資支援PT)</p> <p>④ 通常医療とコロナ医療を両立しつつ、機動的に病床を運用できるよう受入医療機関と調整するとともに、対応できる医療機関の増加に向けて、新たな病床確保の依頼を行いました。また、医療体制がひっ迫した際に、患者を一時的に受け入れる臨時応急処置施設を引き続き確保しました。(医療体制整備・調整PT)</p> <p>⑤ 第7波、第8波の感染拡大にも対応できるよう、宿泊療養施設の確保及び運営を行うとともに、自宅療養者への医療提供体制の充実を図りました。(宿泊・自宅療養PT)</p> <p>⑥ 高齢者施設等において、クラスターの発生が増加したことから、感染制御や医療提供が速やかに行えるよう支援体制の充実に取り組みました。(情報分析・検査PT、医療体制整備・調整PT)</p> <p>⑦ 発生届の限定化を9月から多くの都道府県に先行して実施しましたが、届出対象外の患者については医療機関の協力を得て、引き続き最小限の情報を独自システムで収集することにしました。(患者情報PT)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① Withコロナに向けた新たな段階として、新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りました。(感染症対策課)</p> <p>② 保健環境研究所や医療機関等において、1日あたり26,237件の検査体制を確保するとともに、医療機関や薬局等において、感染不安を感じる方への無料検査(197,516件)や集団感染等のリスクが高い高齢者施設等を対象とした社会的検査(1,038,296件)を実施しました。また、「陽性者登録センター」において、陽性診断を行うことにより、診療・検査医療機関への受診の集中を緩和しました。(検査キット個人配布件数:32,680件、WEB申込のキットでの陽性者登録件数:4,077件)(情報分析・検査PT)</p> <p>③ 県営集団接種会場において、延べ25日間で約7,000人にワクチン接種を行い、特に12月は3会場で予約が100%となり、必要とされる時期に接種機会が提供できました。市町や県の取組により、全人口に対する3回目接種率は68.6%、4回目接種率は46.0%となっています。また、三重県新型コロナワクチン接種センターでは、約600人の方に接種を行いました。(ワクチン・物資支援PT)</p> <p>④ 受入病床については、第7波以降、新たに16病院に確保いただくなど、第6波までは538床であった病床を最大617床へと大幅に増床を行い、入院が必要な患者を受け入れるとともに、通常医療とコロナ医療の両立の観点から、感染対策を講じたうえで、医療機関の状況に応じてコロナ病床において一般患者を受け入れるなど柔軟な病床運用を実施しました。また、臨時応急処置施設については、第7波の病床使用率のピーク時期(8月4日から9月14日まで)に津市内の施設を稼働しました。(医療体制整備・調整PT)</p> <p>⑤ 宿泊療養施設を4施設468室確保するとともに、自宅療養者等の治療に関与する医療機関468、薬局488、訪問看護事業所81を確保しました。(宿泊・自宅療養PT)</p> <p>⑥ 高齢者施設等への支援体制として、看護師等の専門人材を配置した専用相談窓口の設置や感染制御等を支援するチームの派遣、施設等へ医療提供が可能な医療機関125の確保など支援体制を充実し、増加するクラスターに適切に対処しました。(情報分析・検査PT、医療体制整備・調整PT)</p> <p>⑦ 発生届の限定化後も全ての患者について情報を把握し、医療機関等からの問い合わせや患者への対応を円滑に行うことが可能となりました。(患者情報PT)</p>
<p>令和5年度以降(取組予定等)</p>
<p>① 感染症法上の位置付けの見直しに応じて、的確に対応が行えるよう取り組んでいきます。</p> <p>(感染症対策課、医療体制整備・調整プロジェクトチーム、宿泊・自宅療養プロジェクトチームほか)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 地方独立行政法人に係る適切な業務運営</p> <p>県が設置し医療保健部が所管する地方独立行政法人に関しては、看護大学が県の認可前に入学検定料を徴収するなどの不適切な事案等が発生している。</p> <p>所管部局においては適切な事務処理や法令遵守を徹底するとともに、地方独立行政法人に対しては自主性・自律性を尊重しつつ、コンプライアンスを含め、適切な業務運営が行われるよう求められたい。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当事案は、医療保健部と看護大学の間でコミュニケーションが不足し、新教育課程開設に伴う料金引上げに関する課題や認可のスケジュールなど一連の事務手続きについての情報共有が不十分となっていたことが原因であったため、再発防止策の一つとして看護大学との定期的な連絡会議を開催し、情報共有と認識の統一を図りました。</p> <p>具体的には、令和4年度は、当該教育課程の募集人員の増加に向けた看護大学の計画について、連絡会議の場を活用して医療保健部関係各課で共有し、課題等を整理した上で適切な時期に県議会に報告するなど取り組みました。</p> <p>また、第2回目の連絡会議において、料金徴収問題を踏まえた医療保健部と看護大学のそれぞれの再発防止策の取組状況についてお互いに確認を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>医療保健部と看護大学との連絡会議を2回(5月及び11月)開催し、幹部職員(医療保健部長、看護大学長)のほか、当課及び関係課の一般職員も参加することで、医療保健部内における連携やチェック機能が働く体制を構築しました。</p> <p>また、これ以外にも個別の課題に対しては、早い段階から担当者レベルでの協議を行い、進捗状況の確認や情報共有に努めました。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>令和5年度も看護大学との連絡会議を定期的に行い、引き続き関係者との連携に努め適切な業務運営を行います。また、認可に関わる事案が生じる場合には、看護大学と調整の上で工程表やチェックリストを作成し、お互いに進捗状況を十分に確認していきます。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 医師・看護職員確保対策の推進</p> <p>本県の人口 10 万人あたりの医師数は、令和 2 年 12 月末現在で 231.6 人（全国 35 位）と全国平均の 256.6 人を下回っているとともに、東紀州圏域は「医師少数区域」に分類されるなど地域による医師偏在の課題もあり、医師確保対策が急務である。さらに、診療科別では、麻酔科、救急科等が全国最下位となっている。</p> <p>このため、引き続き、医師修学資金や三重県地域医療支援センターの「キャリア形成プログラム」等の活用により、医師の確保に取り組むとともに医師の地域偏在や診療科偏在の解消に取り組まれない。</p> <p>一方、県内の看護職員数は増加傾向にあるが、県が令和 2 年度に試算した三重県看護職員需給推計の結果では、令和 7 年においても、供給不足が見込まれている。</p> <p>このため、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した医療従事者支援の実施等、働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、三重県ナースセンターにおける就業あっせん等看護職員の人材確保や定着促進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(医療介護人材課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和 4 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 医師の確保については、「三重県医師確保計画」に基づき、県内の医師不足地域等で医師として一定期間勤務することにより貸与額を返還免除する三重県医師修学資金の貸与を実施するとともに、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけました。また、地域医療対策協議会や医師派遣検討部会において、医師の偏在解消に向けた検討を行いました。</p> <p>② 看護職員の確保については、看護職員修学資金貸与制度を活用し、看護学生の県内就業の促進を図りました。また、三重県ナースセンターでは免許保持者による届出制度「とどけるん」を周知し、ナースセンターへの登録を促すとともに、ハローワークにおける移動就労相談や再就職に向けた無料の就業斡旋、復職に対し必要な研修等を実施しました。</p> <p>働きやすい職場環境づくりに向けた支援については、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を支援するとともに、看護職員をはじめとした医療従事者が安心して働き続けられるよう、病院内保育所の運営支援を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(医療介護人材課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 三重県医師修学資金貸与制度について面接等による選考のうえ、41 人に新規貸与を行った結果、貸与者の累計が 860 人となりました。また、新専門医制度については、臨床研修 2 年目の医師修学資金貸与者に対し、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけた結果、県内の専門研修プログラムに登録した専攻医数は、91 人（令和 4 年度研修開始）となりました。</p> <p>② 看護職員修学資金制度の運用により、令和 4 年度は新たに 24 名に貸与を行いました。また、三重県ナースセンターにおいて、就業斡旋や研修等を実施した結果、427 人（令和 5 年 3 月末現在）が就職しました。</p> <p>三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関からの相談に延べ 334 件（令和 5 年 3 月末現在）対応しました。また、病院内保育施設の運営に対する支援を行うため、病院内保育所 26 施設に対して運営補助を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(医療介護人材課)</p>
<p>令和 5 年度以降（取組予定等）</p> <p>① 「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、三重県地域医療支援センターにおいて地域枠医師や医師修学資金貸与者に対するキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整を一体的に進めるなど、医師の総数確保や偏在解消に取り組みます。</p> <p>② 三重県看護職員需給推計の結果をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進等により、看護職員の総数確保や、偏在解消に係る取組を進めるとともに、病院内保育所の設置や運営支援等により勤務環境の改善を推進し、定着の促進に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(医療介護人材課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(4) 特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び介護人材の確保・養成</p> <p>令和3年度における特別養護老人ホームの施設整備定員数は10,803床(前年度比+8床)で、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の副指標の目標値である10,928床を125床下回っている。</p> <p>一方、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数は178人(前年度比-81人)となったが、入所の必要性の高い人が直ちに入所できない状況が続いている。</p> <p>このため、引き続き、事業者のニーズを踏まえた支援により施設整備を促し、介護度が重度の在宅待機者の解消に努められたい。</p> <p>また、令和3年度の介護関係職の新規求人数に対する充足率は10.4%で、前年度より0.8ポイント減少し、状況が悪化していることから、新型コロナウイルス感染症の影響にも留意しつつ、関係機関と連携して人材確保に取り組まれたい。</p> <p>(長寿介護課、医療介護人材課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 特別養護老人ホームの入所に当たって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、26施設の調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。</p> <p>② 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、令和3年度に選定した令和4年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、令和5年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。(長寿介護課)</p> <p>③ 福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、求人と求職のマッチング支援、小中学生・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の開催による資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘り起こし、介護未経験者に対する入門的研修、小規模事業所へのアドバイザー等の派遣、介護人材確保対策連携強化協議会の開催、働きやすい介護職場応援制度の運用などの取組を実施しました。</li> <li>・介護福祉士の資格取得をめざす学生や外国人留学生等への修学資金、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金、福祉系高校に在学し介護福祉士の資格の取得をめざす学生への福祉系高校修学資金の貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。</li> <li>・経済連携協定(EPA)に基づく外国人へ国家資格の取得、日本語学習等の支援を行いました。</li> <li>・外国人技能実習生等の介護技能向上のための集合研修を実施し、円滑に就労・定着できるよう支援しました。</li> <li>・介護福祉士資格の取得をめざす外国人留学生向けに介護施設等が整備する奨学金制度を支援しました。</li> <li>・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金により、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。</li> <li>・介護現場における多様な働き方導入モデル事業を実施するとともに、県福祉人材センターに介護助手等普及推進員を配置し、介護助手の導入等により、介護現場において多様な働き方が可能となるよう取り組みました。</li> <li>・人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等において、地域外からの就職にかかる経費を支援しました。(医療介護人材課)</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>① 特別養護老人ホームへの調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。</p> <p>② 介護保険事業支援計画に基づき、令和4年度は、養護老人ホーム2施設(増築10床及び改築50床)の施設整備が行われました。令和5年度の施設整備については、整備計画の応募があった特別養護老人ホーム1施設(80床)の選定を行いました。(長寿介護課)</p> <p>③ 福祉人材センターでの取組により、236人(令和5年2月末現在)が福祉・介護職場に就職しました。また、介護福祉士修学資金を25人(外国人留学生8人)に、実務者研修受講資金を120人に、再就職準備金を2人に、福祉系高校修学資金を5人に新規貸付を行った結果、貸付者の累計(令和5年3月末現在)が、それぞれ443人(外国人留学生106人)、868人、24人、5人となりました。(医療介護人材課)</p> <p>令和5年度以降(取組予定等)</p> <p>① 特別養護老人ホームの入所に当たっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用促していきます。</p> <p>② 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集に当たっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うほか、介護人材の確保の見込みについて確認を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を推進していきます。(長寿介護課)</p> <p>③ 介護人材の確保については、若者や退職を控えた元気な高齢者、外国人等の多様な人材に対し、引き続き働きかけを行うことなどにより、多様な人材の介護分野への参入や定着を図る取組を実施していきます。(医療介護人材課)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(5) 健康づくりの推進</p> <p>県民が介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」について、女性は「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(以下「行動計画」という。)における令和3年度目標値を達成できたが、男性は78.8歳で、目標値79.1歳を達成できていない。</p> <p>このような中、生活習慣病対策として進めている三重とこわか健康経営促進補助金については、対象経費の重点化を図ったことなどにより、令和3年度における交付企業数は5社と、前年度の18社から大きく減少している。</p> <p>また、県内における死因の第1位であるがんについては、「75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)」が66.7人で、行動計画における令和3年度の目標値である62.5人を達成できていない。予防・早期発見のために重要ながん検診についても、大腸がんの受診率が21.7%で、目標値40.6%を達成できていないなど、受診率が低い状況にある。</p> <p>このため、効果的な生活習慣病対策の実施、がん検診の受診率向上等に取り組むことにより健康づくりの推進を図られたい。(健康推進課、医療政策課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 「三重の健康づくり基本計画」に基づき、「健康寿命の延伸」、「幸福実感を高めるための心身の健康感の向上」をめざし、企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりの取組を推進しました。</p> <p>平成30年度から県内全市町で実施している「三重とこわか健康マイレージ事業」により、県民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、市町を支援するとともに、社会全体でその動機づけと継続を支援するための周知啓発を行いました。</p> <p>また、企業における主体的な健康経営の取組を促進するため、令和2年に創設した「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度における県内企業の認定や、「三重とこわか健康経営大賞」の表彰を実施するとともに、「三重とこわか健康経営促進補助金」により、認定企業の取組を加速させるための支援を行いました。なお、新しい生活様式への対応として、「三重とこわか健康経営促進補助金」の対象経費をDXを取り入れた取組に重点化したことから、これまでの活用事例の紹介や具体的な取組の進め方に関する相談対応等を行いました。(健康推進課)</p> <p>② がん経験者や教育委員会等との連携により小学校や中学校においてがん教育を実施するとともに(7校560人余)、市町の検査受診率の向上、精度管理体制の整備に関する取組を支援する「がん予防・早期発見推進事業」の実施や、市町がん対策担当者会議や市町に対するヒアリング調査の機会をとらえて優良事例の横展開を行うなど、がん検診の重要性に対する普及啓発や、がん検診及び精密検査の受診率向上に向けた取組を実施しました。(医療政策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「三重とこわか健康マイレージ事業」を全市町で継続して行い、マイレージ特典協力店及びマイレージ取組協力事業所は、1,200店舗を超えています。</p> <p>関係団体と連携して実施している「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定企業については、236企業と年々増加しています。また、令和4年度から「三重とこわか健康経営大賞」受賞企業の取組の動画配信を開始することにより、取組事例の横展開を図りました。</p> <p>加えて、「三重とこわか健康マイレージ事業」を含む健康増進事業におけるデジタル化を図り、各市町の実情に応じたSNSを活用した取組への支援や協力企業の検索サイト構築等により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりが進みました。(健康推進課)</p> <p>② 地域保健・健康増進事業報告に基づく試算値によると、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がんの検診受診率はこれまでおおむね改善方向で推移していましたが、直近の令和2年度の値については、新型コロナウイルス感染症拡大による検診の中止や検診控えの影響により、いずれのがん種も令和元年度に比べて受診率が低下しました。他方、精密検査受診率の直近の令和元年度の値については、いずれのがん種も改善傾向にあります。(医療政策課)</p>
<p>令和5年度以降(取組予定等)</p> <p>① 企業、市町、関係機関・団体等と連携し、社会全体で継続して健康づくりに取り組む気運の醸成を図るとともに、新しい生活様式に対応した個人の主体的な健康づくりや企業の健康経営を推進し、地域や職域における健康づくりの展開を図ります。</p> <p>また、「三重とこわか健康経営促進補助金」の活用を図るため、募集開始時期の前倒しや周知方法の見直し等を行います。(健康推進課)</p> <p>② 各種がん検診及び精密検査の受診率向上、精度管理体制の整備がより一層進展するよう、引き続きナッジ理論をはじめとする新たな手法を活用した市町の取組に対する支援を行います。また、受診勧奨の効果は対象属性によって異なることから、受診勧奨の効果に関する分析事業を行い、より効果的な勧奨方法の市町に対する横展開を図ります。(医療政策課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 看護大学において県の認可前に入学検定料、入学金及び授業料の上限を変更し、一部を徴収していた。 (医療政策課)</p> <p>(2) 保管用冷凍庫の温度が上昇したことにより、新型コロナウイルスワクチン 4,800 回分を廃棄した。 (ワクチン・物資支援プロジェクトチーム)</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の感染者情報の誤掲載による個人情報の漏えい事案があった。 (患者情報プロジェクトチーム)</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症患者の死亡事例の公表漏れがあった。 (患者情報プロジェクトチーム)</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者数に誤りがあった。 (情報分析・検査プロジェクトチーム)</p> <p>(6) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。 (保健環境研究所)</p> <p><b>講じた措置</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 当事案は、医療保健部と看護大学の間でコミュニケーションが不足し、新教育課程開設に伴う料金引上げに関する課題や認可のスケジュールなど一連の事務手続きについての情報共有が不十分となっていたことが原因であったため、再発防止策の一つとして看護大学との定期的な連絡会議を開催し、情報共有と認識の統一を図りました。 (医療政策課)</p> <p>(2) 保管用冷凍庫を接続するに適した電源を接種会場となる施設側と再確認のうえ変更するとともに、24時間遠隔監視できるデータロガーを設置し、温度異常が生じた場合に即座に緊急対応できる体制を整備しました。さらに、県庁内でワクチンを保管するにあたり、保管用冷凍庫のために非常用蓄電池を購入し、急な停電等にも対応できるようにしました。 (ワクチン・物資支援プロジェクトチーム)</p> <p>(3) 当事案発生以降は、ホームページにて公開するデータについては、公開作業の担当以外の別の職員がデータの内容を二重チェックした上で公表する運用に改善しました。 (患者情報プロジェクトチーム)</p> <p>(4) 当事案発生以降は、当プロジェクトチームから、毎日全保健所へ翌日に公表する死亡事例の有無について電話にて確認し、また、医療体制整備・調整プロジェクトチームへ退院者の退院理由の確認を行う運用に改善しました。また、令和4年8月26日以降は、保健所が死亡事例の情報を受けた都度、県庁内のデータ共有システムに入力を行い、当プロジェクトチームが確認する運用に改善しました。 (患者情報プロジェクトチーム)</p> <p>(5) 療養解除に関する情報についてコロナ本部内での集計方法を改めるとともに、解除予定日が過ぎている患者については本部から保健所への確認を行う等、チェック体制を強化しました。 (情報分析・検査プロジェクトチーム)</p> <p>(6) 公文書等管理条例及び公文書管理規程に基づく公文書ファイル等の廃棄の手続きについて、所内の会議やメール等を通じて、周知徹底を図りました。 (保健環境研究所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 令和5年度も看護大学との連絡会議を定期的で開催し、引き続き関係者との連携に努めます。また、認可に関わる事案が生じる場合には、看護大学と調整の上で工程表やチェックリストを作成し、お互いに進捗状況を十分に確認していきます。 (医療政策課)</p> <p>(2) 同様の事案が再度発生しないよう、施設側との連携を密にし、保管体制の確認及び温度管理を徹底していきます。 (ワクチン・物資支援プロジェクトチーム)</p> <p>(3) 引き続き、二重チェックの運用を継続していきます。 (患者情報プロジェクトチーム)</p> <p>(4) 引き続き、共有システムでの報告およびチェックの仕組みを継続していきます。 (患者情報プロジェクトチーム)</p> <p>(5) 令和4年9月から実施した発生届の限定化に伴い、自宅療養者数を正確に把握することは困難となったため、公表を取りやめました。なお、国への報告については、国が示す算定方式による推計値により対応していきます。 (情報分析・検査プロジェクトチーム)</p> <p>(6) 引き続き、適切な事務処理に努めていきます。 (保健環境研究所)</p>
---

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在12,567,314円あった。 (医療介護人材課、長寿介護課、健康推進課、保健環境研究所、津保健所)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (医療介護人材課、津保健所)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 情報公開文書複写料について、開示文書の重複交付により歳入戻出を行っていた。 (鈴鹿保健所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①② (看護師養成貸付金返還金、高齢者住宅整備資金貸付金元利収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組みました。</li> <li>・部長を会長とする「医療保健部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画(未収金の回収・整理目標)を決定、公表しました。</li> <li>・決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告の強化や連帯保証人に対する催告を行い未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めました。</li> <li>・期限までに納付を行えなかった債務者に対して面談、訪問を行い、改めて納期限を設定したうえ、返還計画書を作成し、計画的な債権回収に努めました。 (医療介護人材課、長寿介護課) (雑入)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金(慰労金・介護分)返還金については、全額収納済みとなりました。 (長寿介護課)</li> <li>・診療報酬返還金については、全額収納済みとなりました。 (健康推進課) (契約違約金)</li> </ul> <p>令和4年4月20日電気供給契約相手方の破産管財人に破産債権届出書及び相殺通知書を送付し、3月分の電気料金及び桑名地域防災事務所の損害賠償金も違約金に充当しました。 (保健環境研究所) (被爆者健康管理手当返還金)</p> <p>平成31年4月より債務者に対し電話にて返還交渉を実施していましたが、令和2年3月から、架電するも不通により連絡が取れない状況となり、債権処理計画の回収目標を達成できませんでした。 (津保健所)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 所属内で発生事案の情報共有を行い、開示文書の内容確認を複数名で行うことを徹底し再発防止に努めました。 (鈴鹿保健所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①② (看護師養成貸付金返還金、高齢者住宅整備資金貸付金元利収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。</li> <li>・医療保健部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。</li> <li>・債務者や連帯保証人が死亡している債権については、相続関係を調査し、催告対象者を拡大していきます。</li> <li>・滞納している債務者に対して、分割納付等により返済計画書の作成を指導し、計画的な債権回収を図っていきます。 (医療介護人材課、長寿介護課) (雑入)</li> </ul> <p>引き続き、債権の適正な管理に努めていきます。 (長寿介護課、健康推進課) (契約違約金)</p> <p>現在、電気供給契約相手方は破産手続き中であり、引き続き、債権の適正な管理に努めていきます。 (保健環境研究所) (被爆者健康管理手当返還金)</p> <p>債権処理計画の回収目標を達成すべく、住民票等により債務者の現住所を確認し、状況に応じて訪問による返還交渉も検討していきます。 (津保健所)</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知徹底を行い、適正な事務処理に努めます。 (鈴鹿保健所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 補助金等	
① 【県南地域医療確保推進事業補助金】	
・ 交付要綱要領等において、交付申請書の提出期限を定めていなかった。	
・ 交付要綱要領等において、仕入れに係る消費税相当額の取扱いを定めていなかった。	(医療政策課)
② 【福祉医療費助成制度推進交付金】	
・ 交付要綱要領等において、仕入れに係る消費税相当額の取扱いを定めていなかった。	(国民健康保険課)
イ その他の支出事務	
① 埋火葬経費負担金の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(食品安全課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 補助金等	
① 指摘があった事項について、適正な事務処理が徹底されるよう周知徹底を図りました。	(医療政策課)
② 交付要領の改正を行い、仕入れに係る消費税相当額の取扱いを定めました。	(国民健康保険課)
イ その他の支出事務	
① 支出内容について十分な確認が行われていなかったことから、所属内で打ち合わせを行い、担当者や副務者による複数でのチェックを改めて徹底するようにしました。	(食品安全課)
2 今後の方針 (取組予定等)	
ア 補助金等	
① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(医療政策課)
② 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(国民健康保険課)
イ その他の支出事務	
① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(食品安全課)



様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (物損額: 県 104,214 円) (鈴鹿保健所) ② 物損事故 (物損額: 県 275,000 円) (保健環境研究所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 所属内で事故発生の情報共有を行い、注意喚起を行いました。また、所内会議の場において交通安全について定期的に注意喚起を行い、職員に交通安全研修を受講させる等、様々な機会を通じて交通安全意識が向上するよう取り組みました。(鈴鹿保健所) ② 課内会議等で安全運転に対する啓発、注意喚起を行うなどし、職員の安全運転意識の向上に努めました。(保健環境研究所) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 引き続き所内会議や研修等の場で公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、職員の交通安全意識を高め、事故の未然防止に努めます。(鈴鹿保健所) ② 職員の安全運転意識をさらに高めるため、今後も継続して注意喚起を行い、事故の未然防止に努めます。(保健環境研究所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 医療保健部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) その他</p> <p>財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>① 事故発生報告書の確報を提出していなかった。 (感染症対策課)</p> <p>② 金品亡失(損傷)報告書の確報を提出していなかった。 (情報分析・検査プロジェクトチーム)</p> <p>③ 事故発生報告書を提出していなかった。 (伊勢保健所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 事故発生報告書(確報)の提出漏れがないように再徹底を周知し、再発防止に努めました。 (感染症対策課)</p> <p>② 金品亡失(損傷)が発生した際には、金品亡失(損傷)報告書の確報を提出するよう、職員へ周知徹底しました。 (情報分析・検査プロジェクトチーム)</p> <p>③ 事故が発生した際は、報告書を提出するよう職員へ周知徹底を図りました。 (伊勢保健所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>① 引き続き、事故発生報告書(確報)の提出漏れがないよう管理の徹底に努めます。 (感染症対策課)</p> <p>② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (情報分析・検査プロジェクトチーム)</p> <p>③ 引き続き職員への周知徹底を行い、適正な事務処理に努めます。 (伊勢保健所)</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 生活困窮者への自立支援の充実</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活困窮者への支援として、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金の特例措置、生活困窮者自立支援金の支給等に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、生活保護の被保護世帯数が大きく増加している傾向は見られない。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、原材料や燃料の高騰等による物価上昇も生活困窮者に大きな影響を与えている中、緊急小口資金等の特例貸付が令和4年9月末で終了となるとともに、据置となっていた償還も令和5年1月から開始されるため、借入世帯の生活状況が再び悪化することが懸念される。</p> <p>このため、生活困窮者が相談しやすい環境を整備し、生活困窮者の実情を的確に把握するとともに、生活困窮者自立支援法等に基づく各種事業を効果的に実施することにより、生活困窮者の実情に応じた適切な支援に引き続き努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p> <hr/> <p><b>講じた措置</b></p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症に加え、原材料や燃料の高騰等による物価上昇の影響を受け、休業や失業等に伴う減収により生活に困窮した方に対応するため、以下の取組を実施しました。</p> <p>(1) 生活福祉資金の貸付</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少となった世帯や個人事業主などの生活を支援するため、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置（限度額の拡大等）への対応として、事業主体である三重県社会福祉協議会に貸付原資等の補助を行いました。</p> <p>(2) 住居確保給付金の支給</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等で離職や廃業、収入が減少したことにより、住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、家賃相当額を生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金として支給し、住居及び就労の機会の確保に向けた支援を行いました。</p> <p>(3) 生活困窮者自立相談支援機関の相談体制の強化</p> <p>県が所管する郡部（多気町を除く）14町を対象とした自立相談支援機関（三重県生活相談支援センター）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以後、新規相談や住居確保給付金の申請が急増したことから、令和2年度から相談支援員1名の増員及びアウトリーチ支援員1名を配置したことに加え、令和4年度にアウトリーチ支援員をもう1名増員するなど相談支援体制を強化し、町等の関係機関と連携した相談支援を行いました。また、増加する外国人からの相談対応として、引き続き多言語チャットやタブレット端末によるビデオ通訳等を導入した相談支援を行いました。</p> <p>(4) 生活困窮者自立支援金の支給</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活福祉資金の特例貸付が既に借入限度額に達しているなどとして、さらなる貸付を利用できず、就労や生活保護の受給にもつながっていない世帯に対し、新たに令和3年7月から県を含む福祉事務所設置自治体が実施主体となり、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県社会福祉協議会における最終的な特例貸付実績（受付期間：令和2年3月25日から令和4年9月末）は、22,097件、77億1,553万円（緊急小口資金：12,077件・23億3,408万円、総合支援資金：10,020件、53億8,145万円）となりました。</li> <li>令和4年度の住居確保給付金の支給実績（県所管の14町対象）として、7世帯に対し、846,000円の支給を行いました。（参考：令和3年度 8世帯 1,549,240円）</li> <li>三重県生活相談支援センターへの新規相談件数は、令和2年度に541件（対前年比約4.6倍）と急増し、令和3年度は335件、令和4年度は215件と、徐々に減少しているものの、依然として多くの相談が寄せられています。そのため、引き続き令和2年度に充実させた相談支援体制を維持し、相談者に寄り添った丁寧な聴き取りを行うとともに、各種支援制度利用等の助言を行いました。また、ひきこもり状態にある方など生きづらさを抱える方に対しては、アウトリーチ支援員（1名増員による2名体制）による丁寧な相談支援を行っています。</li> <li>令和3年度に創設された生活困窮者自立支援金（令和4年12月末をもって申請受付終了）については、延べ29名（初回20名、再支給9名）に対し、6,500千円の支給を行いました。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p> <hr/> <p><u>令和5年度以降（取組予定等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年1月から特例貸付の償還が本格的に開始されていることから、三重県生活相談支援センターの支援員を1名増員し、同貸付の借受人に対する生活再建に向けた支援を強化するとともに、さまざまな課題を抱える生活困窮者からの相談に対し、アウトリーチ支援の充実を図りながら、関係機関と連携して引き続き丁寧な相談支援に取り組みます。</li> <li>住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、引き続き、住居確保給付金を支給し、関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援に取り組みます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>
---

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>(2) ひきこもり支援の推進</p> <p>ひきこもりが大きな社会問題となる中、令和3年度に県が実施した民生委員・児童委員へのアンケート調査結果によれば、ひきこもり状態にある人の事例が1,270ケースあった。</p> <p>ひきこもりは長期間になるほど、社会とのつながりを取り戻すことが一層困難になることが懸念されるが、相談支援機関等へのアンケート調査結果では、相談者が初めて相談支援機関を利用するまでの期間は2年以上が64.8%を占めるなど、ひきこもり当事者は、相談支援機関に自ら赴くことが難しく、必要な支援サービスにつながりにくい状況にある。</p> <p>また、同調査結果において、ひきこもり状態となった主なきっかけは、「職場になじめなかった」、「人間関係がうまくいかなかった」といった就労関係の割合が22.6%と最も高く、不登校の割合も10.8%と少ない。</p> <p>このため、訪問型(アウトリーチ)支援を含む相談支援体制を充実させるなど、当事者を相談支援機関に早期につなげることができる環境整備に努めるとともに、福祉、保健、医療、雇用、教育等の分野を超え、市町等関係機関と連携を強化し、潜在的な当事者への早期支援につなげられたい。(地域福祉課)</p> <p><b>講じた措置</b></p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、県全体における切れ目のないひきこもり支援体制の充実を図るとともに、ひきこもりに対する偏見を解消し、県民の皆さんが正しい理解を深めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運醸成につなげることを目的に、以下の取組を実施しました。</p> <p>(1) 「ひきこもり支援フォーラム」の開催</p> <p>「三重県ひきこもり支援推進計画」の趣旨等を周知するとともに、ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民の皆さんを対象にした「ひきこもり支援フォーラム」を2回開催しました。(第1回・4月16日(津市)、参加者382人、第2回・8月27日(松阪市)、参加者420人)</p> <p>(2) 圏域単位の相談支援体制の強化</p> <p>市町における相談支援体制の充実強化に向けて、3つの圏域(北勢、松阪多気・南勢志摩、東紀州)ごとに、市町、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の幅広い分野の職員で構成する「ひきこもり支援連携調整会議」を開催し、支援機関相互のノウハウの共有や困難事案に関する事例検討を行いました。</p> <p>※第1回:5月~6月(3圏域)、第2回:10月(3圏域)、第3回:3月(3圏域)</p> <p>(3) 圏域単位の当事者の居場所づくりの検討</p> <p>当事者が広域的に利用できる居場所づくりに向けた検討を行うため、3つの圏域(北勢、松阪多気・南勢志摩、東紀州)ごとに、市町、社会福祉協議会、民間支援団体等で構成する「ひきこもり当事者の居場所づくり検討会議」を開催し、先進的な取組事例の情報共有や居場所の開設に関する課題について、意見交換しました。</p> <p>※第1回:5月~6月(3圏域)、第2回:10月(3圏域)、第3回:3月(3圏域)</p> <p>(4) ひきこもり支援ハンドブックの作成</p> <p>当事者本人やその家族、支援者のみならず、広く県民の皆さんを対象に、ひきこもり支援に役立つ情報(当事者や家族の体験談、相談窓口等)を発信するためのハンドブックを作成し、相談支援機関や商業施設、コンビニエンスストア等を通じて県民の皆さんに配布しました。(作成部数 本冊:7,350冊、概要版:17,160冊)</p> <p>(5) SNSを活用したきめ細かな情報発信</p> <p>LINEを活用したプッシュ型の情報発信ツールとして「みえひきこもり安心サポートライン」を11月末から開始し、事前に登録された方に、ひきこもり支援に役立つ情報(ひきこもりに関するコラム、相談支援機関の取組、イベント情報等)を定期的に配信しました。※SNS登録者数:255人(令和4年度末時点)</p> <p>(6) オンラインを活用した当事者の居場所づくり(電子居場所の開設)</p> <p>当事者が居住地に関わらず、安心して居場所を利用できるよう、オンライン会議アプリ(Zoom等)を利用した居場所(電子居場所)について、委託先団体(5団体)と連携し、11月以降月1回程度開催しました。</p> <p>(7) アウトリーチ支援員による相談支援</p> <p>三重県生活相談支援センターにおいて、アウトリーチ支援員を6月に1名増員(2名配置)し、当事者やその家族を対象に、伴走型支援によるアウトリーチを主体とした支援を行いました。</p> <p>※令和4年度支援件数:237件(うち面談訪問219件、同行支援18件) (地域福祉課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>子ども・福祉部における上記取組に加え、教育委員会におけるオンラインを活用した不登校児童生徒の居場所づくりの取組や、松阪市における新たな居場所の設置など、様々な分野や主体による支援体制の充実や機運醸成に向けた取組が進んでいます。(地域福祉課)</p> <p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民向けフォーラムや民間事業者等向けセミナーの開催、SNS等を活用した情報発信等を行います。また、市町における相談支援機能の充実強化を図るため、支援体制の立ち上げを支援する補助金の新設をはじめ、福祉、精神保健など支援機関相互のノウハウの共有や事例検討を行う機会の提供等に取り組みます。さらに、当事者が安心して利用できる居場所づくりを促進するため、市町等へのアドバイザーの派遣や電子居場所の開設等に取り組みるとともに、当事者が社会とつながる機会を提供するため、体験プログラムの構築に取り組みます。(地域福祉課)</p>
--

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>(3) 少子化対策の推進</p> <p>「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携し、少子化対策に取り組んできたが、令和3年度の合計特殊出生率は1.43であり、2020年代半ばに合計特殊出生率を1.8台にすることを目標としているが、大きく乖離している。</p> <p>その要因としては、婚姻数の減少、子育てにお金がかかるという経済的な事情、仕事と子育てとの両立の難しさ等、多岐に渡り、早期の対策が求められている。</p> <p>このため、令和4年度に設置された「三重県人口減少対策推進本部」のもと、関係課と連携し、これまでの取組における効果の検証、県外の先進事例の研究、モデル事業の実施等を行い、効果的な少子化対策について検討するなど、全庁を挙げて総合的に対応されたい。</p> <p>また、少子化対策のひとつとして保育の充実に取り組んでいるが、保育所等の整備や、保育士等の人材確保が課題となっており、令和4年4月1日時点の保育所待機児童は64人と、令和3年同時期に比べて14人増加している。</p> <p>このため、待機児童が発生している市町の状況を把握し、将来的なニーズの動向も注視しながら、市町が実施する保育所整備に対する適切な支援を行うとともに、人材確保に向け、処遇改善等による新任保育士の確保や、潜在保育士の現場復帰の支援等に努められたい。(少子化対策課)</p> <p>講じた措置</p> <p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県では、「三重県人口減少対策推進本部会議」において少子化に係る現状を全庁で共有するとともに、「みえ人口減少対策連携会議」として全市町による会議に加え、地域別の会議を開催し、課題の共有や連携取組の実施に向けた検討等を行いました。また、外部委員の意見も踏まえ、令和3年度の取組の評価をスマイルレポートとしてとりまとめ、公表しました。</p> <p>結婚(出会い)支援として、「みえ出会いサポートセンター」において、令和3年度に引き続き市町や団体等が行う出会いイベントの開催等の支援や、市町と連携した相談会・交流会等の開催を実施するとともに、これまでの来所による相談支援に加え、オンライン相談を実施しました。</p> <p>男性の育児参画の推進として、「ファザー・オブ・ザ・イヤーズ in みえ」パパの育児フォトコンテストのほか、令和4年4月から順次施行された改正育児・介護休業法をふまえ、職場において従業員が希望に応じて育児休業を取得できるよう、イクボス視点の階層別マネジメント研修を実施しました。</p> <p>待機児童について、その多くが低年齢児(0~2歳児)であり、保育士を多く配置しなければならないことから保育士・保育所支援センターなどによる保育士確保の支援、私立保育所等への低年齢児等を受け入れるための保育士加配の補助、保育所等の職場環境を改善する支援、保育士をめざす学生への修学資金貸付事業への補助を行いました。また、保育士等の実態調査を行い、保育士確保に有効な取組を検討するとともに、野外体験保育など保育の魅力の情報発信、児童の安全管理や不適切保育の防止にかかる研修等を実施しました。(少子化対策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 市町と連携した出会いの場の創出、結婚を希望する方への相談対応や出会いの場の情報提供を行いました。</p> <p>&lt;主な成果&gt; (累計 令和5年3月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町と連携した出会いの場の創出 参画市町: 23 開催日数: 18日 参加人数: 231人</li> </ul> <p>(2) 男性の育児参画の推進に向けた情報発信等により、男性が積極的に育児に参画することへの機運醸成を図ったほか、育児休業を取得しやすい職場環境に向け、イクボスの理解促進につなげました。</p> <p>&lt;主な成果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ファザー・オブ・ザ・イヤーズ in みえ応募件数: R元: 599件、R2: 1,350件、R3: 2,001件、R4: 1,581件</li> <li>イクボス視点で考える! 階層別マネジメント研修 参加人数: 43人 (36社)</li> </ul> <p>(3) 保育士を確保するための三重県社会福祉協議会による学生への修学資金貸付の定員を50人に増やしました(令和3年度: 30人)。私立保育所等の保育補助者の雇上げ、保育士の負担軽減と保育補助者の保育士試験受験を支援するため、市町へ補助しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修学資金貸付新規貸付者数 49人 (令和3年度30人 (うち3人退学により辞退))</li> <li>保育補助者雇上強化事業 2市 6人</li> </ul> <p>(4) 私立保育所等で低年齢児保育のための保育士の加配について、補助する対象を0~1歳から0~2歳に引き上げました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低年齢児保育充実事業費補助金 14市町 115施設</li> </ul> <p>(5) 保育士等の資質を向上させ、処遇改善の加算となるキャリアアップ研修を7分野の全てでオンラインによるe-ラーニング研修としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアアップ研修修了者数 3,163人 (令和3年度3,172人) (少子化対策課)</li> </ul> <p>令和5年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 出会い支援について、結婚応援サポーターを養成し、結婚を希望する人同士の引き合わせや企業による結婚支援の取組を支援するほか、インターネット型婚活の普及をふまえ、若い世代が安心・安全かつ効果的に婚活に取り組めるよう支援します。</p> <p>(2) 市町が地域の実情に応じて、創意工夫のもとで独自に行うさまざまな子ども・子育て家庭を支援する取組に対して補助します。</p> <p>(3) 保育所や認定こども園の施設整備の支援を引き続き行うとともに、保育士確保のために保育士の就業継続</p>
---

や処遇改善につながるキャリアアップ研修、修学資金貸付等を引き続き実施していきます。（少子化対策課）

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>(4) 児童虐待の防止</p> <p>児童虐待相談対応件数は、令和3年度は2,147件と令和2年度の2,315件からは減少したが、依然として2,000件以上発生している。また、児童相談所に一時保護された児童が、保護解除後、保護者から暴行を受けた事件も発生している。</p> <p>これらの状況の中、児童相談所における相談体制と専門性を強化する必要があるとあり、専門人材の人材確保が求められているが、児童福祉司について必要な人員の確保ができず、配置基準に対して欠員が生じている。</p> <p>このため、専門人材の確保に努め、既に導入しているAI技術を有効活用するとともに、身近な場所で支援を行う市町と連携することにより、児童虐待の未然防止や、虐待発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもへの適切な支援に努められたい。(子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 児童相談所の対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待への初期対応とその後の再発防止に向け、全ての児童相談所に導入したAIを活用した児童虐待対応支援システム(AiCAN)の活用や、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を進めました。</li> <li>北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所と北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたるとともに、見守りを行い虐待の再発防止に努めました。</li> <li>子どもの権利擁護に配慮した取組として、子どもの権利コーディネーターを配置し、アドボカシーに関する研修を実施するとともに、子ども意見表明支援員(アドボケイト)が一時保護所を訪問し子どもの声の聴きとりを行いました。</li> </ul> <p>(2) 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童に係る課題を共有するため、司法、警察、医療、母子保健、市町、福祉、教育、施設、里親等の機関・団体で構成する県要保護児童対策協議会をオンラインで開催しました。(3月20日)</li> <li>要保護児童の早期発見及び適切な支援を実施するため、医療機関と県との児童虐待防止に対する認識や情報共有を図るため、県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議をオンラインで開催しました。(3月16日)</li> <li>各児童相談所単位で開催している、警察、県・市町教育委員会、市町児童福祉など関係機関相互の情報共有・意見交換を行う、児童虐待にかかる関係行政機関職員研修会について、県内4会場において開催しました。(9月28日、10月5日、11月7日、28日)</li> </ul> <p>(3) 市町への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を促進し、市町とともに現状の分析や課題・方向性を検討するなど、全市町を対象に相談体制や取組等を確認するとともに、同拠点の未設置市町を中心に定期協議を実施しました。(8月、オンライン)</li> <li>市町職員の資質向上を図るため、職員研修会や情報交換会を開催するとともに、各市町の要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員が参加したほか、同協議会の調整担当者向けの研修会を開催しました。また、運営強化やケースマネジメントの向上のため、アドバイザー(13市町17回)、スーパーバイザー(2市町7回)を派遣しました。(子育て支援課)</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AIを活用した児童虐待対応支援システムを全児童相談所に導入したことで、対応の迅速化や業務の効率化が図られ、判断の質の向上や人材育成につながりました。</li> <li>関係機関との連絡会議等の開催により、児童虐待に関する現状の情報共有とその後の連携の必要性について、理解を深めることができました。</li> <li>市町の定期協議等を通じ、今年度までに子ども家庭総合支援拠点が24市町で設置されました。</li> <li>市町児童福祉主管課長会議や研修会等の開催、アドバイザー派遣等により、市町の児童相談対応力の強化が図られました。また、こうした取組を通じて、児童相談所と市町との相互理解の促進と連携強化につながりました。(子育て支援課)</li> </ul>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度に児童福祉司等を採用し、児童相談所へ配置しましたが、令和5年4月1日現在、児童福祉司1名の欠員が生じています。国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員をさらに進め、児童相談所の体制強化に努めます。</li> <li>AIを活用した児童虐待対応支援システムを運用し、児童相談所におけるアセスメントのさらなる精度向上を図り、適切な支援及び子どもたちの安全安心につなげます。</li> <li>これまでの電話相談に加え、SNS相談を活用することで、より相談しやすい環境を整備します。また、各関係機関との連絡会議等を開催し、情報共有等の連携を図ることで、今後の児童虐待の早期発見及び早期対応につなげていきます。</li> <li>改正児童福祉法により市町に設置が努力義務とされている「こども家庭センター」の設置を見据えた「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進するため、アドバイザーの派遣や研修会を開催し、専門的な助言を行います。</li> <li>北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、引き続き外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたるとともに、虐待の再発防止に努めます。</li> <li>子どもの権利擁護に配慮した取組として、引き続き子どもの権利コーディネーターを配置し、アドボカシー</li> </ul>

に関する研修を実施するとともに、子ども意見表明支援員（アドボケイト）が一時保護所等を訪問し子どもの声の聴きとりを行います。  
(子育て支援課)



様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>(5) 障がい者に対する虐待防止と社会参加の推進          令和3年度の障害者福祉施設等における施設従事者等による障がい者に対する虐待認定件数は、17件(速報値)となり、令和2年度から1件減少したが、依然として多数発生している。また、県出資団体が運営する施設でも虐待事案が発生した。          このため、市町や施設等職員への研修の実施により、職員の専門性を高め、虐待の未然防止に努めるとともに、虐待が発生した事業所に対しては、虐待再発防止改善計画の策定を求め、改善状況のモニタリング調査を行うことにより、適切な指導を行われたい。          また、三重とこわか大会は中止となったが、開催に向けて選手や競技団体の育成等を進めたことにより、障がい者スポーツの選手数や団体数が増加するなどの成果があった。          このため、その成果を生かすとともに、更なる障がい者の社会参加の推進のため、障がい者スポーツの情報発信を強化するなど、引き続き選手、団体の育成に努め、障がい者スポーツの裾野の拡大に努められたい。          (障がい福祉課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(障がい者に対する虐待防止に向けた取組)</p> <p>(1) 市町職員や施設職員等の理解促進と資質の向上を図るため、下記のとおり研修を実施しました。</p> <p>①三重県障害者虐待防止・権利擁護研修          共通講義(1日)第1部 1/23~2/3(インターネットによる動画視聴により実施)          第2部 2/7(web会議システムにより実施)          市町及び障害者虐待防止センター職員コース(1日)2/17(web会議システムにより実施)          障害福祉サービス事業所管理者等コース(1日)          第1部 2/9~2/20 インターネットによる動画視聴により実施          第2部 2/24 web会議システムにより実施</p> <p>②三重県強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)          5/12~3/3に15回開催          ※「研修の意義(行動障害と虐待防止)」について講義</p> <p>③三重県強度行動障害支援者養成研修(実践研修)          5/19~3/24に12回開催          ※「危機対応と虐待防止(関係機関との連携)」について講義</p> <p>また、虐待が発生した事業所に対しては、虐待が起こった状況、原因と課題、今後の虐待防止策等を聴き取り、再発防止に向けた助言・指導をしたうえで、改善項目を事業所に示し、文書で改善計画の提出を求めています。改善計画が提出された後には、6カ月程度ごとにモニタリング調査を実施して改善状況を確認し、適宜、指導しています。</p> <p>さらに、障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るため、学識経験者、医療、司法、福祉の各分野の関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、虐待(疑いも含む。)事例について分析・評価を行い、専門的助言を得て、事業者への改善指導につなげました。</p> <p>・専門家チーム会議 1回開催</p> <p>(障がい者の社会参加の推進に向けた取組)</p> <p>(2) 三重とこわか大会に向けて、全国大会に出場する競技団体の結成や選手の発掘・育成を進めるとともに、指導者やボランティアの養成に取り組んできたこれまでの取組の成果を継承し、障がい者スポーツを更に充実・発展させるための拠点として、令和4年8月に「三重県障がい者スポーツ支援センター」を開設しました。</p> <p>障がい者スポーツ支援センター内にはコンシェルジュを配置し、障がい者スポーツに関する相談支援や、支援を必要とする競技団体と企業とのマッチング、障がい者スポーツに関する情報提供等をワンストップで行いました。また、障がい者が身近な地域で運動やスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等の協力のもと、体験会や合同練習会を開催する等、障がい者が身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みました。          (障がい福祉課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 研修等の実施により、市町職員や施設職員等の意識の醸成と資質の向上を図ることができました。また、専門家チーム会議による専門的助言を得ながら、虐待が発生した事業所へのモニタリング調査を実施し、改善状況の確認及び適宜指導を行うことで、発生要因が改善されるとともに、適切な虐待防止策の実施を促進しました。</p> <p>(2) 令和4年8月に「三重県障がい者スポーツ支援センター」を開設しました。当該センターにおける相談支援などにより県民の皆さんの理解を深めつつ、障がい者スポーツの裾野の拡大を図りました。          (障がい福祉課)</p>
<p>令和5年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、専門家チームの活用により障がい者虐待に関する事業所指導の強化を図るとともに、研修等の実施により市町職員や施設職員等の資質の向上を図ることで、虐待の防止・早期発見・迅速で適切な対応に努めます。</p> <p>(2) 障がいの有無に関わらず身近な地域でともに運動やスポーツを楽しむことのできる環境づくりに向け、三重県障がい者スポーツ支援センターを中心に県民の皆さんの理解を深めつつ、障がい者スポーツの裾野の拡大に努めていきます。          (障がい福祉課)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
2	<p>財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 福祉事務所管内で特別障がい者手当の認定誤りがあった。(障がい福祉課)</p> <p>(2) 運転免許失効期間中において、公用車を運転した事案があった。(障がい福祉課)</p> <p>(3) 児童措置費に係る負担金の徴収誤りがあった。(児童相談センター)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>(1) 令和4年1月27日及び28日に受給者の保護者を訪問し、経緯を説明するとともに事務手続きの誤りについて謝罪し、当該手当について返還を求めたところ了解されました。</p> <p>なお、当該福祉事務所以外の県福祉事務所で手当を支給しているものについて、重複障がい認定の調査を行いました。認定誤りはありませんでした。(障がい福祉課)</p> <p>(2) 運転免許失効を津警察署に届け出たところ、令和3年7月7日付で不起訴処分となり、その後、令和3年8月26日付けで、三重県公安委員会から無免許運転により運転免許取消(欠格期間2年)の行政処分を受けました。(障がい福祉課)</p> <p>(3) 負担金額の決定の際には、免除規定も含めたチェックリストを活用し、適切に内容を確認するとともに、負担金額の決定、及び改定の際には、保護者あてに負担金の算定基準はもとより、免除規定等も記載した文書を送付し、必要な情報の申し出を促しました。</p> <p>また、負担金担当者だけでなく、全児相を対象とした課長会議や室長・所長会議においても、適切な徴収義務の遂行について周知しました。(児童相談センター)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 今後は、担当者への研修内容をより充実するとともに、認定基準の再確認、複数職員によるチェックを徹底することにより再発防止を行います。</p> <p>また、同様の誤りを防ぐため、特別障害者手当の担当者用マニュアルの記載を明確化しました。(障がい福祉課)</p> <p>(2) 運転免許証所持確認後、更新手続の有無について確認を行うことにより再発防止を行います。(障がい福祉課)</p> <p>(3) 児童相談所内で開かれる負担金担当者会議等において、負担金制度や留意事項等の周知を徹底し、職員の理解を深めます。</p> <p>また、児童の措置入所時には、保護者等に対して、負担金の算定基準、決定根拠、免除規定等に関する説明を丁寧に行います。(児童相談センター)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在 533,130,143 円あった。 (子育て支援課、障がい福祉課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。(地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課)</p> <p>③ 督促状の発付が遅延していた。(紀南福祉事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)ア</p> <p>①② 部長を会長とする「子ども・福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画(未収金の回収・整理の目標)を決定・公表し、収納促進に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告及び自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。</li> <li>・ 未収債権管理徴収事務支援員を配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。</li> <li>・ 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に進行管理するとともに、関係部署が情報共有しながら連携して徴収に取り組みました。</li> <li>・ 債務者の生活状況を勘案し、分納等の対応を行うことにより、納付が滞らないように取り組みました。</li> <li>・ 新たな未収金の発生と増加を防ぐため、面談を行い相手方の状況を確認し、一括での納入が難しいと思われる場合は、分納を提案する等、早期の解消に努めました。</li> <li>・ 催告状の返戻等に対して、所在調査や相続調査を実施し、適正な債権管理を図りました。 (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)</li> </ul> <p>③ 督促状について規定の確認、運用の見直しを行い、定期的に収納状況を確認することにより、再発防止に努めました。(紀南福祉事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1)ア</p> <p>①② 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。</li> <li>・ 未収債権管理徴収事務支援員を引き続き配置し、未収金の徴収に努めます。</li> <li>・ 未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。</li> <li>・ 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。</li> <li>・ 一括での納入が難しいと思われる場合は、分納を提案・説明する等、未収案件の削減に努めます。 (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)</li> </ul> <p>③ 引き続き再発防止に努めます。(紀南福祉事務所)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 交通事故  職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。(児童相談センター)</p> <p>① 物損事故 (負担割合：県 80%、相手 20%)  (物損額：県 85,600 円、相手 288,636 円)</p> <p>② 物損事故 (負担割合：県 90%、相手 10%)  (物損額：県 67,399 円、相手 198,068 円)</p> <p>③ 物損事故 (物損額：県 102,538 円)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(2) 事後発生後、運転者が交通事故再発防止レポートを作成し、所属内会議等で情報を共有し、安全運転の徹底について注意喚起を行いました。(児童相談センター)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(2) 引き続き、所属内会議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行い、適切な公用車の運転に努めるとともに、交通安全研修への積極的な参加を促します。(児童相談センター)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 人権が尊重される社会づくり及び多文化共生社会づくりの推進</p> <p>人権が尊重される社会づくりの推進については、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(令和2年3月策定)に基づき、人権啓発等を進めているが、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の主指標である「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」は39.5%となり、令和3年度の目標値41.8%を達成できず、前年度からも0.2ポイント減少した。また、令和3年度の人権相談件数は904件と、前年度から106件増加しており、インターネット、SNS上でのプライバシーの侵害等の人権侵害が発生しているとともに、LGBTをはじめとする多様な性的指向・性自認に関する人権も、県民の理解がまだ十分とはいえ、当事者が偏見を持たれるなどの問題が発生している。</p> <p>このため、令和4年5月に制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を踏まえ、より多くの県民が人権尊重の視点に基づく活動に主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、関係団体と連携・協働し、効果的な啓発や研修等を実施するとともに、インターネット、SNS上でのプライバシーの侵害等の人権侵害に対してはモニタリングの実施や相談体制の強化等を行い、早期の発見、拡大防止に努めることにより、差別を解消し、人権が尊重される社会づくりを推進されたい。</p> <p>また、多文化共生社会づくりの推進については、「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」(令和2年3月策定)に基づき、多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされるよう取組を進めている。新型コロナウイルス感染症の拡大は、外国人住民の生活に大きな影響を与えており、みえ外国人相談サポートセンターにおける令和3年度の新型コロナウイルス感染症関連の相談件数は1,037件と、前年度から618件増加した。</p> <p>このため、外国人住民が孤立することのないよう、相談体制の充実や適切な情報提供を行い、安全で安心な生活ができる環境整備に努められたい。 (人権課、ダイバーシティ社会推進課)</p> <p><b>講じた措置</b></p> <p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 人権啓発や研修等については、国や市町、関係団体と連携・協働し、差別をなくす強調月間(11/11~12/10)を中心に主要駅での街頭啓発や、商業施設での店内放送、スポーツ組織と連携した啓発イベント等を実施しました。また、県広報紙、テレビ、ラジオ等の各種媒体や人権センターの施設等を活用したイベント・講演会を実施しました。</p> <p>② インターネット上の人権侵害に対し、年間を通じて差別的な書き込みの監視や削除要請を行うモニタリング事業を実施し、サイト管理者に対して411件の削除要請を行いました。また、モニタリングや削除要請の方法を伝える研修会を、全市町が集まる研修会と合同で開催しました。</p> <p>③ 条例で規定された新たな相談体制が適切に機能するよう、各関係部局や市町と意見交換しつつ検討を行い、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」第3章(相談及び紛争解決体制)にかかる運用方針(実務マニュアル)を作成しました。本方針に関しては全庁的に説明動画を配信するとともに、全市町を対象に研修を行うなど、その準備を進めてきました。 (人権課)</p> <p>④ 「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、外国人住民のさまざまな困りごとへの相談対応を実施するとともに、専門家による相談会を開催しました。</p> <p>⑤ 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報を、多言語情報提供ウェブサイト「MieInfo」において提供しました。 (ダイバーシティ社会推進課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 差別をなくす強調月間(11/11~12/10)を中心に、さまざまな機会を通じて人権啓発や研修を実施し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向け、県民の正しい理解と認識を広めました。</p> <p>② モニタリング事業により削除要請を行ったもののうち、104件の書き込みが削除されました。</p> <p>③ 新しい相談体制を適切に機能させるため、令和5年4月から人権センターにアドバイザー(弁護士等の専門家)を配置するとともに、実務マニュアルを作成し、各相談機関や関係部局に周知しました。 (人権課)</p> <p>④ 「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、外国人住民に寄り添った相談対応を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、日曜日も窓口を開設し、相談体制の拡充を図りました(相談件数1,584件、うち新型コロナウイルス感染症関連相談件数612件:2月末現在)。</p> <p>⑤ 「MieInfo」において、行政情報や生活情報を掲載しました(文字情報66件、うち新型コロナウイルス感染症関連情報29件:2月末現在)。 (ダイバーシティ社会推進課)</p> <p>令和5年度以降(取組予定等)</p> <p>① 引き続き、国や市町、関係団体と連携・協働しながら、さまざまな機会を通じて人権啓発や研修を実施し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組みます。</p> <p>② インターネット上の人権侵害に対し、差別的な書き込みのモニタリングを実施するとともに、インターネット上の人権侵害の実態把握や削除要請の方法を伝えるため、県・市町職員等に対し説明会を実施します。</p> <p>③ 新しい相談体制を適切に機能させるため、令和5年4月から人権センターにアドバイザー(弁護士等の専門家)を配置します。また、相談員や職員の傾聴スキルや専門性向上のため、研修会を実施します。 (人権課)</p> <p>④ 外国人住民が安全で安心な生活ができる環境整備に取り組みつつ、令和5年度末に終期を迎える「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」の改定に向けて取り組みます。</p> <p>⑤ 専門家(弁護士等)による相談会の定期開催などにより、MieCoの相談体制を充実させます。</p>
--

(ダイバーシティ社会推進課)

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 交通事故防止対策の推進</p> <p>令和3年の交通事故死者数は62人(前年比-11人)となり、記録が残る昭和29年以降の最少を更新した。また、負傷者についても3,338人(前年比-394人)と減少しており、飲酒運転事故件数は28件(前年比-9件)となっている。</p> <p>しかしながら、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト6位の状況にあり、また、交通事故死者数の特徴としては、高齢者の死者数が40人(前年比+1人)と増加しており、高齢者の占める割合は64.5%(前年比+11.1ポイント)と6割を超えている。</p> <p>また、三重県交通安全条例により、令和3年10月1日から自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されたが、民間損害保険会社による独自の全国調査結果では、三重県の加入率は58.0%で全国平均の62.6%を下回っている。</p> <p>このため、引き続き、関係機関等と連携を図り、高齢者や交通弱者(歩行中・自転車乗用中)が関係する交通事故対策に重点を置いた交通安全教育の実施や飲酒運転の根絶に向けた取組等、交通事故防止に努めるとともに、自転車損害賠償責任保険等の加入率の向上に向け啓発等の取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(くらし・交通安全課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 「三重県交通対策協議会」の構成機関・団体(122推進機関)と連携・協力し、各季交通安全運動等を通じて、高齢者の交通事故の防止や、横断歩道における歩行者優先の徹底、シートベルト着用の徹底、飲酒運転の根絶などについて、ラジオ・新聞・チラシなどにより、効果的な広報啓発活動を展開しました。</p> <p>② 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化については、加入状況の把握に努めるとともに、地域のPTAや交通安全協会などの関係機関・団体との連携や、Web広告の活用など、効果的・効率的な広報啓発を行いました。</p> <p>③ 高齢者の交通事故防止対策の一環として、運転免許証を自主返納した人が、サポートを受けられる「運転免許証自主返納サポートみえ」制度の登録事業者の拡大に向けた働きかけを商工会議所等を通じて行うとともに、高齢者やその家族に対し、同施策の周知を行いました。</p> <p>④ 三重県交通安全研修センターにおいて、身体能力の変化を自覚できる高齢者向けの研修など、子どもから高齢者までの幅広い県民の皆さんを対象に、参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みました。(令和5年2月末現在:利用者2,236人、指導者養成・資質向上講座受講者1,101人、高齢者講習受講者数285人)</p> <p>⑤ 「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」に基づき、飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着のための教育及び知識の普及・啓発をラジオやチラシなどにより行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診促進や「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」等において飲酒運転違反者等へ指導や助言などを行いました。</p> <p style="text-align: right;">(くらし・交通安全課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 令和4年中の交通事故死者数は60人(前年比-2人)となり、「みえ元気プラン」の令和4年度目標値「60人以下」を達成するとともに、統計が残る昭和29年以降最少を更新しました。また人口10万人当たりの死者数は、3.42人(前年比-0.08人)となり、昨年より改善しました。(全国ワースト7位)</p> <p>② 「運転免許証自主返納サポートみえ」制度については、登録事業所94事業所(+41事業所)店舗数915店舗(+660店舗)と増加し、運転免許証を返納した高齢者に対する支援の充実を図ることができました。</p> <p>※令和5年3月末現在の登録事業所・店舗数で、令和3年度末登録数と比較</p> <p>③ 飲酒運転根絶に向け、ラジオスポット放送による広報、大学祭や商業施設等での啓発(9回)、酒類小売店での来店者への呼びかけ依頼(556店舗)など、あらゆる機会を通じて飲酒運転防止意識の醸成に向けた取組を推進しましたが、令和4年中の飲酒運転事故件数は、42件(対前年比+14件)となり、「みえ元気プラン」の目標値である「25件以下」を達成できませんでした。</p> <p style="text-align: right;">(くらし・交通安全課)</p>

## 令和5年度以降（取組予定等）

- ① 各季の交通安全運動等において、交通事故実態に基づき設定する運動の重点を中心とした、交通事故防止や交通ルールの遵守等に係る、効果的な広報啓発活動を展開します。
- ② 「三重県交通安全条例」で定める自転車損害賠償責任保険等の加入義務について、加入状況調査の結果をふまえながら、関係機関・団体と連携やWeb広告の活用により、引き続き広報啓発に取り組み、加入促進を図ります。また、自転車事故防止の取組として、実際の体験を通じての交通安全教育により、自転車の交通ルール遵守の徹底を図るとともに、道路交通法改正に伴う、すべての自転車利用者のヘルメット着用努力義務化を受けた啓発等に取り組みます。
- ③ 高齢者の交通事故防止対策として、体験型の先進安全自動車等の普及啓発や「運転免許証自主返納サポートみえ」制度の周知と充実を図ります。
- ④ 県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に、それぞれの年代に応じて、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育や地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成などにも取り組みます。
- ⑤ 飲酒運転根絶に向け、関係機関・団体と連携の上、飲酒運転事故等発生状況の分析に基づく取組を推進し、規範意識の定着を引き続き図るとともに、飲酒運転撲滅には再発防止対策が重要であることから、アルコール依存症に関する受診のさらなる促進や適切な相談対応を行っていきます。（くらし・交通安全課）



## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 産業廃棄物不法投棄の未然防止及び早期是正</p> <p>令和3年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄件数は34件(前年度比-6件)と減少したものの、不法投棄量は988t(前年度比+196t)と増加している。また、過去に発生した産業廃棄物の不適正処理事案に係る行政代執行の収入未済額は、令和3年度末現在で約70億9,700万円(前年度比+約8億2,310万円)となり、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(以下「産廃特措法」という。)に基づく財政的支援を受けられる期限である令和4年度においても増加が見込まれている。</p> <p>このことから、新たな不法投棄を未然に防止するため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理を行わないように監視・指導を強化するとともに、排出事業者が責任をもって適正処理を行うように電子マニフェスト及び優良認定処理業者制度の活用促進に取り組みたい。また、市町や関係機関との連携強化や廃棄物ダイヤル110番をはじめとする各種通報制度の利用促進等により、県民や民間事業者の協力を得て、不法投棄の早期発見、早期是正に取り組まれない。</p> <p>さらに、産廃特措法に基づく財政的支援を受ける事案については、令和4年度末までの確実な事業完了に取り組むとともに、事業終了後のモニタリング等の実施体制の確立や実施に係る新たな財源の確保に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物・リサイクル課、廃棄物監視・指導課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p><b>講じた措置</b></p> <p><b>令和4年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 排出事業者の処理責任を徹底するため、環境技術指導員による排出事業者への訪問を行い、電子マニフェスト及び優良産廃処理業者認定制度の活用を進めています。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>② 不法投棄の早期発見・是正のため、これまでの取組に加え、機動的な運用が可能な小型ドローンの活用やスマートフォンを用いた通報を可能とする「スマホ110番」の一般公開、自動運用型ドローンの監視手法での活用検討を進めるなど、活動の拡充を図りました。併せて、解体工事に係る関係機関・団体との連絡調整会議を設置し、建設系廃棄物について意識共有を図りました。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>③ 生活環境保全上の支障等がある3つの産業廃棄物不適正処理事案(四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案、桑名市五反田事案)の行政代執行について、産廃特措法に基づく国の支援を得て、令和4年度末までに対策を完了するよう支障除去対策工事を実施しました。</p> <p>対策終了後においても、生活環境保全上の支障が再発しないよう、地域住民の安心・安全を確保するためのモニタリング等を一定期間継続する必要があるため、産廃特措法失効後の国からの財政支援の継続について関係自治体と共同で要望を行いました。(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 電子マニフェスト活用率は、平成27年度実績より27ポイント増加し、76.5%となりました(令和3年度実績値)。優良認定処理業者の認定件数については、令和3年度当初より28件増加し、416件となりました(R4.3.31現在)。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>② 通報制度の広報として、FM放送、バスマスク広告等を実施した結果、廃棄物監視・指導課に寄せられた県民からの通報件数は139件です(過去3年間の通報件数:令和元年度139件、令和2年度166件、令和3年度116件)。通報いただいた事案については、即座に現場確認、改善指導等を実施し、大規模事案となることの未然防止に努めました。(なお、発見された不法投棄件数は、令和元年度58件、令和2年度40件、令和3年度34件、令和4年度53件)。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事業者等に対しては、事業停止9件、事業許可取消6件、施設許可取消2件の行政処分を行いました。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>③ 四日市市大矢知・平津事案において、令和4年度は、令和3年度に着手した平津町側の法面工、大矢知町側の管理用道路(1号~4号)、平津町側の管理用道路(5号、6号)及び進入用道路の舗装工を実施し、産廃特措法期限である令和4年度末までに対策を完了しました。</p> <p>桑名市源十郎新田事案において、令和4年度は、VOC汚染の対策としての熱処理工等を実施し、産廃特措法期限である令和4年度末までに対策を完了しました。</p> <p>桑名市五反田事案において、令和4年度は、遮水壁外で汚染が残る第2及び第3帯水層にて揚水浄化対策を実施し、濃度が高い遮水壁北側近傍に浄化促進井戸を設置し揚水を開始するとともに、局所的に汚染が残る箇所に対して注水揚水浄化を実施しました。また、水処理施設の撤去及び借地の復旧工事を実施し、産廃特措法期限である令和4年度末までに対策を完了しました。</p> <p>なお、令和5年度は、産廃特措法に基づき実施した事業について、国の令和4年度第2次補正予算においてモニタリング等に係る費用の一部に対して補助が認められ、財源を確保しました。(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p><b>令和5年度以降(取組予定等)</b></p> <p>① 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マニフェスト及び優良産廃処理業者認定制度の活用を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。また、排出事業者が優良な産廃処理業者を選定しやすい環境をつくるため、優良認定処理業者の育成に向けた取組を進めます。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>② 不法投棄の早期発見・是正について、これまでの取組を継続するとともに、自動運用型ドローンの監視手法での活用について検討を進め、監視・指導の強化に繋げるとともに、悪質な違反者に対しては、行政処分等厳正な対処を継続していくことにより、不法投棄の早期発見・早期是正に取り組んでいきます。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>③ 生活環境保全上の支障が生じてないことを確認するため、モニタリング等の実施により、地域住民の安全・安心を確保していきます。(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p>
---

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(4) RDF焼却・発電の終了に伴う市町等への支援及び事業の総括</p> <p>三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電が終了したことから、ポストRDFに向けて関係市町が設置した検討会等へ参画、市町間の調整及び情報提供等による技術的支援や、「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」による施設整備等に対する支援を進めている。また、事業の総括については、企業庁と連携して、令和4年3月に「RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書」を取りまとめた。</p> <p>今後も引き続き、技術的支援や施設整備等に対する支援を的確に行うとともに、事業の総括については、企業庁と連携して所要の調整を行い最終報告書を取りまとめられたい。(廃棄物・リサイクル課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、関係市町が設置する新たなごみ処理施設整備に向けた検討会へ参画するなどの技術的支援を引き続き行いました。</p> <p>また、関係市町等がポストRDFへの移行に向けて実施した施設整備等に対して、平成30年度に創設した県単独の補助制度「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」の運用を行いました。</p> <p>事業の総括については、RDF焼却・発電所の解体などのすべての業務が終了し、事業の収支が確定する令和5年3月に最終報告書を取りまとめるため、企業庁と所要の調整を行いました。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 新たなごみ処理体制の整備に関して、関係市町等が開催する策定委員会に参画する等、技術的支援を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東紀州環境施設組合(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町) 東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会〔令和4年度実績：3回(5月、7月、2月)〕</li> <li>・香肌奥伊勢資源化広域連合(多気町、大紀町、大台町) ごみ処理基本構想検討会〔令和4年度実績：5回(5月、7月、9月、2月、3月)〕</li> </ul> <p>また、令和4年度はポストRDF補助金の対象となる事業はありませんでした。</p> <p>なお、事業の総括については、企業庁と連携し令和5年3月に最終報告書を取りまとめました。(廃棄物・リサイクル課)</p>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き関係市町が設置した検討会等へ参画するなどの技術的支援を行います。</p> <p>また、関係市町等がポストRDFへの移行に向けて実施する施設整備等に対して、「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」により財政支援を行います。</p> <p>最終報告書として取りまとめた事業の総括については、関係市町等に配付します。(廃棄物・リサイクル課)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づく許可における適用除外の取り扱いについて誤りがあった。<span style="float: right;">(大気・水環境課)</span></p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)</p> <p>① 許可審査に際して、担当者はチェックシートの活用を徹底するとともに、審査項目の不足がないかを確認するチェック責任者を1名選任するなど、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>② 条例解釈の適切で統一的な運用を目的として条例の逐条解説を整理し、令和4年12月に地域環境室の担当者会議を開催して情報共有し、積極的に活用することとしました。</p> <p>③ 事業者等からの相談内容の共有や許可申請における許可基準適合性の協議を目的として、月2回の定期的な部内の土砂担当者ミーティングを開催しました。<span style="float: right;">(大気・水環境課)</span></p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、逐条解説の積極的な活用やミーティングによる情報共有を行うとともに、チェック責任者を活用した厳格な許可審査を行い、条例の適正な運用に努めます。<span style="float: right;">(大気・水環境課)</span></p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在7,096,639,172円あり、前年度と比べて823,090,920円増加していた。 (廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① a P C B廃棄物等について、三重県が民法第 697 条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った際に要した費用については、分納を行っていた法人精算人（代表取締役）が、個人における破産手続きを開始したことから精算人としての任を終えることになり、指導及び督促等を行う相手が不存在となったことから、当債権を整理対象とし、令和 2 年 3 月 23 日付けで三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 11 条第 1 号の規定による徴収停止の措置を行いました。なお、令和 4 年度には、法人の登記事項証明書を取得し徴収停止時と状況に変化がないことを確認しました。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>b 産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 の規定により実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定を準用し、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。 このため、令和 4 年度においても、引き続き、原因者（滞納者）の財産調査を行うとともに、面談等による生活状況の把握に努め、納付指導を行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① a P C B廃棄物等について、三重県が民法第 697 条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った際に要した費用については、令和元年度（令和 2 年 3 月 23 日）に、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 11 条第 1 号の規定による徴収停止を行ったことから、3 年経過後（令和 5 年 3 月 24 日以降）に、徴収停止事由に該当しているかどうか再確認した後、当該債権を放棄し不納欠損処分を行う予定です。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>b 代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産調査等を行い、換価可能な資産の把握に努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。 また、財産調査等の状況を踏まえ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 観覧料の誤徴収により歳入戻出を行っていた。 (美術館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 収入事務</p> <p>② 窓口で来館者に購入する券種や枚数を口頭で再確認する運用を徹底することとしました。さらに、他の県立文化施設にも今回の事例を共有し、注意喚起を行いました。これらの運用により、その後同様の事例は発生していません。 (美術館)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 収入事務</p> <p>② 引き続き購入券種・枚数の確認の徹底に努めます。 (美術館)</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 地籍調査事業の促進</p> <p>地籍調査は、土地をめぐる行政活動・経済活動全ての基礎データを築くものであるが、国の予算の制約や市町における人的資源の不足等により、令和3年度の実施面積は3.4㎏と、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年度～令和11年度)に基づく県計画における目標値7.0㎏を下回っている。</p> <p>地籍調査の遅れは、円滑な土地利用や今後発生が懸念される大規模災害時の迅速な復旧・復興等に支障をきたすおそれがあることから、市町の理解のもと、優先度が高いと考えられる地域の重点化、効率的な地籍調査手法の導入、国の補助制度の活用等、市町において効果的・効率的に地籍調査事業が進むよう支援されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水資源・地域プロジェクト課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>効率的・効果的な地籍調査の推進に向けて、市町を対象とした研修会等の開催や、関係部局等との調整を行うとともに、制度改善や予算確保のため国への要望活動を行いました。</p> <p>① 地籍調査の進捗を図るうえで、法務局、財務事務所をはじめ、公有財産管理者や公共事業を所管する部署との連携を円滑に進めるために三重県地籍調査連絡協議会を開催し、管轄する法令の解説や留意事項について情報共有しました。</p> <p>② 地籍調査に関する最新法令知識の習得や、実務能力の向上にむけて、県主催の研修を5月13日に開催し、国、県、市町から約60名の参加があり実務関係者にむけての講義を行いました。</p> <p>③ 県として提言・要望活動を行うとともに、東海ブロック国土調査推進連絡協議会(7月14日)、全国国土調査関係課長会(8月31日)、三重県国土調査推進協議会(11月17日)として、国に対して予算確保や制度拡充に向けた要望活動を行いました。</p> <p>④ 国土調査法第19条5項の指定申請等を促進するため、県土整備部との調整を行っています。</p> <p>⑤ 県自ら地籍調査の進捗を伸ばしていくために、引き続き、国土調査法第19条5項の指定申請の試行を行い、国交省の審査を経て、不動産登記法第14条1項地図として法務局へ送付を行う予定です。</p> <p>⑥ 林地の地籍調査を促進するため、農林水産部が実施した航空レーザー測定の成果の活用について、調整を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>みえ元気プランのKPI(重要業績評価指標)の令和4年度の目標値(新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合 20% 4市町/20市町)については、達成できる見込みです。</p>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① 市町に対して、新技術の導入や国直轄事業の成果を活用した地籍調査などを推進するよう、普及啓発や情報提供を行うことで、市町の理解や協力が得られるよう努めます。また、国に対しては、予算確保や市町が活用しやすい制度拡充に向けた要望活動を継続的に行っていきます。</p> <p>② 引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など優先度が高いと考えられる地区に重点を置いて取り組むとともに、これまで調査が進んでいない林地での調査や、公共事業で得られる測量成果の活用を図るため、関係部局と一層の連携を図っていきます。また、市町等を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法の更なる活用を継続的に働きかけることで、市町と連携して効率的・効果的に推進します。</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 生活交通の確保及び活性化</p> <p>地域公共交通については、人口減少や少子高齢化等の影響による移動需要の縮小に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者の減少により、鉄道、バス等の交通事業者は厳しい経営状況にあるとともに、県内の交通不便地域等における移動手段の確保が課題となっている。</p> <p>このため、国、沿線市町、地域住民、交通事業者等と連携し、持続可能な公共交通の確保・充実に向け、地域鉄道や在来線等の一層の利用促進や利便性向上に取り組むとともに、次世代モビリティ等の活用や交通分野と福祉分野等との連携等、地域の実情に応じた新たな移動手段の確保に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(交通政策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>高齢化が進む郊外型団地等都市部や交通不便地域における移動手段の確保をめざし、市町等と連携し、次世代モビリティ等の活用や、交通分野と福祉分野等との連携による3つの取組をモデル事業として選定し、市町や交通事業者等とともに地域の実情に応じた移動手段の確保に取り組みました。</p> <p>また、同モデル事業の成果、課題解決のための要点、次世代モビリティ等の活用や福祉分野等との連携を行ううえで要する情報や手続などを整理したマニュアルを活用し、新たな移動手段の確保に取り組む地域が拡大するよう、地域公共交通会議などを通じ、市町等に対し働きかけや支援を行っています。</p> <p>関西本線整備・利用促進連盟や三重県鉄道網整備促進期成同盟会の活動を通じて、関西本線や紀勢本線等JR在来線の利便性向上等に向けた要望活動や利用促進策に取り組みました。また、新たに県・沿線市・事業者で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議を設置し、住民に現状を周知するためのパンフレットを作成するとともに、JR大阪駅におけるイベントで関西本線の利用促進に向けたPRを実施しました。さらに、利用者の安全性、利便性の向上を図るため、国や沿線市町と連携して、鉄道事業者が実施する施設整備等に対して支援を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>移動手段の確保に向けた各取組により、県民の日常生活の利便性が向上するとともに、県内市町で移動手段確保に取り組む機運醸成が進んでいます。</p> <p>関西本線活性化利用促進三重県会議で決定した取組を、県・沿線市・事業者が連携して取り組むことで、関西本線の維持・活性化を図りました。</p> <p>令和5年3月11日～12日に、JR大阪駅で行われたイベント「三重県まるみえフェスタ」において、地域鉄道のPRやジオラマ展示、関西本線のPRなどを行いました。</p>
<p><u>令和5年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、県民の移動手段の確保に向け、地域の実情に応じた次世代モビリティ等の活用及び交通分野と福祉分野等との連携や地域での助け合い等による取組を促進し、地域で本格的に定着させるとともに、他地域における取組につなげていく予定です。</p> <p>また、地域鉄道や在来線等の利便性向上等の要望活動や利用促進策に引き続き取り組むとともに、関西本線活性化利用促進三重県会議を構成する沿線市や事業者等と連携し、利用促進に向けた実証事業等を実施します。</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 移住の促進</p> <p>「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の主指標である「県および市町の施策を利用した県外からの移住者数」は、移住者の集計を始めた平成27年度以降、毎年度、前年度実績を上回る増加を続け、令和3年度末における累計は2,460人となっているが、若者の県外への転出超過による社会減等により、本県における人口減少は深刻な状況にある。</p> <p>このため、令和4年度に設置された「三重県人口減少対策推進本部」のもと、市町や関係部局と連携し、引き続き、本県への移住を促進するため、きめ細かな相談対応や仕事、住まい、暮らし等に関する情報発信の充実にも努めるとともに、移住後のサポートや、移住者が住み続けたいと思える地域づくり等に取り組まれている。(移住促進課)</p>
講じた措置
<p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① コロナウイルス感染症拡大を契機として、対面相談も重視しつつ、オンラインを活用した相談会、セミナーを開催しています。全国規模の移住フェアも感染症対策を講じながら対面で開催しており、市町と連携して出展したフェアでは、多くの方に相談をいただきました。</p> <p>② 地方への関心の高まりを三重に向けられるよう、三重暮らしの魅力について、HPやSNSを活用しながら積極的に情報発信しています。特に、これまで多くの方に移住いただいている関西圏・中京圏に向けては、移住相談会や移住フェアの開催・出展回数の増加や、交通広告を活用した情報発信を行いました。また、企業の「場所を選ばない」柔軟な働き方を導入する動きに対しては、テレワークなどの実施場所として、また、退職者等の居住先としても本県が選ばれるよう、移住に関する情報提供を行いました。</p> <p>③ 地方移住にあたっては、仕事や収入、人間関係や地域コミュニティといった懸念がありますが、その軽減に向け、県外在住の20～40歳代を対象とした、県内での仕事や暮らしの体験を通じ、地域の人たちと交流するプログラムを、県内の北部と南部でそれぞれ3つ、計6つの地域で実施するとともに、プログラム終了後も若者と地域の継続したつながりを構築するための交流会を、東京の三重テラスでオンラインシステムも活用して開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部コース【10月28日～31日までの3泊4日】       <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 四日市市(陶栄町)：萬古焼の歴史に触れる窯業体験</li> <li>(2) 四日市市(水沢町)：至極のかぶせ茶を堪能する茶業体験</li> <li>(3) いなべ市：いなべを元気に！地域づくり体験</li> </ul> </li> <li>・ 南部コース【10月15日～18日までの3泊4日】       <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 伊勢市：おかげ横丁でおもてなし体験</li> <li>(2) 鳥羽市：「人が集う」まちに！地域づくり体験</li> <li>(3) 南伊勢町：漁師がいるゲストハウスで漁業体験</li> </ul> </li> </ul> <p>また、安心して三重に移住し、暮らし続けられるよう、キーパーソンの育成など受け入れ側の態勢充実に向けた講座を8つの地域で計7回実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎講座(3回) 会場：桑名市 尾鷲市 津市</li> <li>・ 応用・実践講座(4回) 会場：鳥羽市 南伊勢町 明和町・多気町 大台町</li> </ul> <p>④ 市町や庁内関係部局との会議や研修会を通じて、県と市町の連携を深めるとともに、移住促進に向けた課題などの情報共有を行っています。また、移住支援事業については、前年度の約2倍の件数が活用されました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組を実施したところ、令和4年度1月末現在(令和4年4月1日から令和5年1月31日)の県および市町の施策を利用した県外からの移住者数の県内合計は、312人となっています。 ※前年同期 372人</p> <p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① 「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、対面を重視した相談機会を充実させ、きめ細かな相談対応を行い、移住につなげていきます。また、引き続き、市町や関係部局と連携し、全国フェアへの出展や他県との連携事業、移住交流ポータルサイト等を活用した情報発信を行うとともに、特に、首都圏に比べ知名度が高く、本県への移住実績も多い「関西圏・中京圏」からのさらなる移住者増加に向けて、それぞれの地域に訴求効果が高いテーマによるセミナーや、マスメディア等を活用した情報発信を、総合的・戦略的に実施します。加えて、県外の大学へ進学した学生など、本県にゆかりのある人たちに向けて「三重の暮らしやすさ」などの情報発信を、市町や関係部局と連携して行います。</p> <p>② 先輩移住者や地域づくりに取り組んでいる人びとなどが発信する様々な情報を、移住希望者が気軽に収集したり、その情報をきっかけにして地域の人びととお互いに交流する場として、SNSを活用したオープンな情報発信・交流の場をつくり、移住の実現につなげます。</p> <p>③ 市町の担当者会議や研修会を通じて、移住促進に向けた課題や効果的な手法について情報共有するとともに、移住希望者と地域とのつなぎ役となる人材の育成により県内定着や地域の活性化につなげるなど、受け入れ側の態勢充実に取り組めます。また、東京23区在住者等の地方への移住を後押しする移住支援事業について、引き続き、市町と連携し実施します。</p>



様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(4) 三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かしたスポーツの推進</p> <p>三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）については、令和3年の開催に向けて約10年間にわたり大会運営や競技施設の整備をはじめとしたさまざまな準備を進めてきた。また、天皇杯・皇后杯の獲得に向けて、選手やチームの強化や指導者の育成を行うなど競技力の向上に取り組んできた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、安全・安心な大会運営に向けて取り組んできたが、令和3年8月に本県に緊急事態宣言が発令されるなどの厳しい感染状況から両大会の中止が正式決定され、6年後の令和9年への延期についても申請は見送られた。</p> <p>このため、経費の節減や財源確保等を含めたこれまでの取組について全体的な総括を実施するとともに、今後は、両大会の開催に向けて積み上げてきた取組を踏まえ、競技力の向上や大会を支える人づくりとスポーツの機運醸成、バリアフリー化を含む施設整備等で得た成果が、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくり、また、障がい者を含めたすべての人々がスポーツに参加できる環境づくりに有効に活用されるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ推進課、競技力向上対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>＜両大会の全体的な総括 「三重とこわか国体・三重とこわか大会の取組を振り返って」(令和4年3月)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先催県の例にとらわれることなく、開・閉会式の参加人数の削減や式典時間の短縮、競技備品の他県との共同購入など合理化の努力を行いつつ、充実した大会となるよう取り組んできました。また、コロナ禍で迎える初の国体・大会であったため、競技会の運営主体である市町・競技団体等の指針としてガイドラインを策定し感染防止対策の徹底に取り組むとともに、国体史上初のオンライン式典の準備を進めました。こうした本県の試みは、競技会本位の大会を追求した一つのかたちとして、今までにない新しい大会のあり方を示すことができました。</li> <li>・一方、競技会の開催準備については、競技毎に細部にわたる施設基準に対応する必要があったため、警備や輸送交通、医事衛生といった安全・安心に関わるものを含め、思い切った見直しを図ることが困難なところがありました。</li> <li>・また、両大会を盛り上げていただく県民運動「とこわか運動」の実施や各種ボランティアへの参加、募金・企業協賛など、多くの県民の皆さんのご支援をいただくことができました。</li> <li>・三重とこわか国体に向けて、競技力向上対策本部を中心に、ジュニア・少年選手、成年選手、指導者といったターゲットごとに強化策を立て、計画的かつ戦略的に選手の活動を支援するなど、競技力の向上に取り組んできた結果、東京2020オリンピックに三重県ゆかりの選手19名が出場するなど、着実に実力を高めました。</li> </ul> <p>＜競技力向上のノウハウやスポーツを支える人、整備された施設等のレガシーを活用した取組＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和4年度は、栃木国体において男女総合成績10位以内を目標に、試合本番に向けて技術やチーム力の完成度を高める強化練習や合宿のほか、選手が実力どおりのパフォーマンスを発揮できるよう医・科学における専門スタッフを配置するなど、競技団体と連携しつつ、強化活動を支援しました。</li> <li>② 本県の競技力を安定的に維持するため、指導者の資質向上や指導者を育成する指導者（コーチデベロッパ）の養成とともに、今年度から新たに、一定の競技レベルを有するパラアスリートの強化活動を支援し、パラリンピック等の国際大会や全国大会で活躍できるよう取り組みました。</li> <li>③ 令和4年度に新たに設けた「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」により、市町・競技団体等が実施する国際大会・全国大会等の誘致・開催等の取組を支援しました。(申請件数 令和4年度:19件)</li> <li>④ スポーツ推進月間における「みえのスポーツフォーラム」において、パラスポーツをテーマとしたトークショーやパラスポーツ体験会等を実施しました。(参加者 96名) また、すべての人々がスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる「みえスポーツフェスティバル」を開催しました。(60種目、参加者 15,022人)</li> </ol> <p>2 取組の成果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3年ぶりに開催された栃木国体における本県の男女総合成績は12位となりました。10位との点差は僅か7点と、10位以内という目標は惜しくも達成できなかったものの、令和元年度の茨城国体における14位を上回り、県政史上3番目の成績を収めることができました。</li> <li>② パラアスリートの全国大会の入賞数は、33件となりました。(3月末現在)</li> <li>③ 市町・競技団体等と連携した大規模大会の誘致・開催等に取り組み、県民の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」機会を創出することで、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげました。</li> <li>④ 「みえのスポーツフォーラム」や「みえスポーツフェスティバル」などを通じて、すべての人々がスポーツにふれ親しむ機会の拡充を図ることができました。</li> </ol>
<p>令和5年度以降 (取組予定等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 鹿児島国体に向け、成年・少年選手の強化活動を支援します。また、今後も安定的な競技力が維持されるよう、将来の競技スポーツを支えるジュニア・少年選手の発掘・育成、トップアスリートや指導者の県内定着をめざす就職支援、優れた指導者の養成に取り組むとともに、全国大会や国際大会での活躍をめざすパラアスリートの強化活動を支援します。</li> </ol>

- ② 市町・競技団体等が行う大規模大会等の誘致・開催、競技種目を定着させるための普及イベント等の開催、人材育成などについて、「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」等により支援し、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげます。
- ③ 本県における次回国体・障スポ大会の開催に向けて機運醸成に努めるとともに、日本スポーツ協会の3巡目のあり方検討をふまえつつ、市町・競技団体をはじめとする県内関係者や国等との調整を図ります。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(5) 南部地域の活性化の推進</p> <p>令和2年度の国勢調査結果によると本県における5年間の人口減少率は2.51%の減であるのに対して、南部地域は6.88%の減で、県全体と比べて加速度的に人口減少が進んでおり、その要因も地域ごとに異なっている。</p> <p>南部地域における人口減少が大きな課題となる中、南部地域の活性化に向け、南部地域活性化基金の活用により市町を支援してきたが、近年は実施事業が減少している。また、「関係人口」の創出に係る取組においては、継続的に地域活動を行う「活動人口」の創出まで繋がりにくいという課題もある。</p> <p>このため、地域ごとの課題やニーズを踏まえた基金の活用方法を検討するなど、実効性のある活性化の取組を進めるとともに、「関係人口」の創出については、市町の魅力を生かしたプロモーションを行うなど、「活動人口」の増加に取り組まれない。</p> <p>また、東紀州地域においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、令和3年は観光消費額が128億円と、令和2年の148億円から更に減少した。</p> <p>このため、三重県全体の観光施策を推進する観光局や、(一社)東紀州地域振興公社等と連携を行いながら、宿泊施設のネットワーク化といった「拠点滞在型観光」の推進や、地域資源を活用した体験型プログラムの開発等により、観光誘客に取り組まれない。(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)</p> <p><b>講じた措置</b></p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 令和5年度の南部地域活性化基金事業の構築に向けて、より実効性のある活性化の取組となるよう、計8回の協議の場を設け、県がコーディネート機能を果たしながら、市町とともに地域の課題やニーズを踏まえて検討を進めました。</p> <p>② 関係人口の取組では、中間支援組織と連携し、地域で関係人口を持続的に受け入れる仕組みづくりの支援に取り組みました。</p> <p>③ 熊野古道センターで教育旅行向けの新たな体験メニューづくりに取り組んだほか、小中学校や旅行会社に「熊野古道伊勢路謎解きノート」(熊野古道や周辺の自然、語り部、体験メニューなどについて掲載)を配布して教育旅行等による東紀州地域への来訪を働きかけました。</p> <p>④ (一社)東紀州地域振興公社と連携し、拠点滞在型観光の推進に向けて、体験コンテンツの造成・磨き上げや、歩き旅人向け宿泊施設の入居環境整備に取り組みました。</p> <p>⑤ かつての巡礼者が伊勢から熊野まで連続して歩いたように、来訪者が伊勢路沿道での滞在時間を延ばしてもらおう「歩き旅」を推進するため、インフルエンサーを起用した伊勢路踏破を推奨する動画を制作したほか、大阪市・名古屋市で「歩き旅」をテーマにした熊野古道セミナーを開催しました。</p> <p>⑥ 「熊野古道協働会議」の「案内等表記のルールづくり」分科会では、「歩き旅」で安全かつスムーズに踏破できるよう案内看板の表記等の統一的なルールをまとめるために、関係者・機関とともに議論しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 令和5年度の基金事業については、南部地域の魅力を活かした若者の出逢いの創出や一次産業の体験を通じた関係人口の創出など、新たに5事業(延べ15市町が参画)を構築しました。</p> <p>② 取組を行った尾鷲市と南伊勢町では、今回の結果を踏まえ、地域の方々と関係人口がともに地域活動を進めていくことができる仕組みづくりに向けて、引き続き取組が進められています。</p> <p>③ 熊野古道センターでも多くの教育旅行の受入(令和5年3月31日時点で延べ53校、3,058人)を行い、熊野古道のレクチャーや木工体験などを提供しました。</p> <p>④ 東紀州地域ならではの体験コンテンツの造成・磨き上げが進んだほか、宿泊施設等へのインバウンド対応能力向上研修などを通じて外国人の受入に必要な知識の習得を進めるとともに、サービスの質的向上を図るための歩き旅人向け宿泊施設のネットワーク構築を進めました。</p> <p>⑤ 動画の前編を1月13日、後編を1月20日に公開し、合計で約3.5万回(3月31日現在)の視聴があったほか、出演者によるトークイベントを名古屋市で開催し、来場・オンライン合わせて193人が聴講しました。</p> <p>⑥ 「案内等表記のルールづくり」分科会では、伊勢路全域における案内看板の統一的なルール化に向けてさまざまな提案や意見が出され、「案内等表記ガイドライン」を策定しました。</p> <p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① より効果的な基金事業となるよう、これまで以上に各地域活性化局とも連携しながら、地域の課題やニーズをしっかりと把握し、市町とともに基金事業の検討を進めていきます。また、南部地域の大きな課題である若者世代の人口流出については、県も積極的に若者の定住促進に向けた事業を企画・立案し、事業への参加を希望する市町と連携して取り組んでいきます。</p> <p>② 若者を対象に地域への愛着を形成するような取組や、南部地域の特色ある地域資源を活用して主体的に地域づくり活動に取り組む人材の育成を進めるなど、活動人口の創出に取り組んでいきます。</p> <p>③ 宿泊施設等が外国人の受入ノウハウを学ぶワークショップの開催等による案内機能の強化や、SNSを活用して外国人目線での地元密着記事を発信するなど、拠点滞在型観光を推進していきます。</p> <p>④ 熊野古道伊勢路の世界遺産登録20周年に向けて、統一感のある案内標識の整備を支援するとともに、山歩きアプリを活用するなど、外国人も含めた人々が伊勢路の「歩き旅」を安全に楽しめる環境を整備します。</p>
---

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見                  事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。                  (1) 交通事故により行政処分及び罰金刑の刑事処分を受けたことを所属長に報告していなかった。  <span style="float: right;">(市町行財政課)</span></p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容                  公私に関わらず、事故発生時だけではなく、行政処分、刑事処分を受けた際にも必ず速やかに、所属長に報告を行うよう、部内メール、課内会議等を通じて職員への周知徹底を図りました。  <span style="float: right;">(市町行財政課)</span></p> <p>2 今後の方針（取組予定等）                  引き続き、課内会議等を通じて、周知徹底を図ります。  <span style="float: right;">(市町行財政課)</span></p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【熊野古道伊勢路プロモーション動画制作等委託業務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・契約書の条項に沿った再委託の手続きをしていなかった。</li></ul> <p style="text-align: right;">(東紀州振興課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 契約書に記載されている内容に沿った必要な事務手続きを徹底させるとともに、今後漏れがないように課内で注意喚起を図りました。</p> <p style="text-align: right;">(東紀州振興課)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 引き続き、課内で周知徹底を図り、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">(東紀州振興課)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ その他の支出事務 ① 消耗品費の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。 <p style="text-align: right;">(鈴鹿地域防災総合事務所)</p>
講じた措置
1 実施した取組内容 <p>支出審査時に支払額の十分な確認が行われていなかったことから、所属内で事例を共有し、改めて、出納員や副務者など、複数員によるチェックを徹底するようにしました。 <p style="text-align: right;">(鈴鹿地域防災総合事務所)</p></p>
2 今後の方針 (取組予定等) <p>引き続き上記の取組により適正な事務処理に努めていきます。 <p style="text-align: right;">(鈴鹿地域防災総合事務所)</p></p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見                  (2) 交通事故                  職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。                  ① 物損事故 (物損額: 県 239,413 円) (スポーツ推進課)                  ② 物損事故 (負担割合: 県 85%、相手 15%) (物損額: 県 113,135 円、相手 145,748 円) (桑名地域防災総合事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容                  ① 事故後、所属長が緊急の課内会議を開催し、「公用車は県の財産であり、その取扱いに最大の注意を払うこと」、「公務員として県民の生命や財産に損害を与えないこと」など運転する際の注意喚起を行いました。また、今回の事案をもとに、後方など車両周辺の事前確認の徹底や、同乗者がいる場合には同乗者も積極的に前後左右の確認を行うなど具体的に意見交換を行いました。(スポーツ推進課)                  ② 事故発生(12月3日)直後に所属長から当該職員には交差点では左右確認を確実にを行うよう、同乗者にも見通しの悪い場所では左右確認に協力するよう指導を行うとともに、事務所の全職員でのミーティングで、事故の原因や再発防止等について意見交換を行い、安全運転に一層留意するよう注意喚起を行いました。また、桑名庁舎勤務職員の安全運転意識の一層の向上をはかるためにビデオ視聴による e-ラーニング研修を実施しました。(桑名地域防災総合事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)                  ① 引き続き、課内会議等を通じて、日頃から職員一人ひとりが交通安全意識を高め、交通事故の未然防止に努めるよう周知徹底を図ります。(スポーツ推進課)                  ② 引き続き、会議や交通安全研修などあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。(桑名地域防災総合事務所)</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>(1) 農林水産業における収益性向上の実現  新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、首都圏や外食産業等への県産食材の出荷低迷と販売価格の下落等が生じていることから、県内量販店等と連携した販売促進活動等に取り組んできたが、農林水産事業者の経営回復には至っていない。  特に、水産業においては、漁獲量減少に加え需要低迷等により、漁業産出額は前年度から大きく減少し、水産事業者の経営を圧迫している。また、農業においては、本県が稲作中心であることなどから、農地の収益化が進んでいない。  このため、農林水産事業者の経営安定に向けて、農林水産物の高付加価値化等による収益性の向上が必要であり、ブランド力向上や販路拡大等により需要喚起を行うとともに、スマート技術を活用した労働環境の改善等に取り組まれたい。(農林水産総務課、フードイノベーション課、担い手支援課、農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課、水産振興課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 県産農林水産物のブランド力向上や販路拡大について、県内事業者に対しての研修、県産農林水産物のPRに関するイベントや情報提供、商談会の開催、ネット販売の促進など、きめ細かなプロモーションに取り組みました。</p> <p>② 労働環境の改善に向けたスマート技術の活用について、産学官が連携しながら作業の省力化や生産性の向上につながるスマート技術の現場実装に取り組みました。  (農林水産総務課、フードイノベーション課、担い手支援課、農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課、水産振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 県産農林水産物のブランド力向上や販路拡大について、具体的に以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランド力向上において、研修会を開催(11月(受講者:41名))するとともに、意欲ある3事業者に対し、専門家を派遣して支援しました(1月~3月:派遣支援回数:延べ11回)。</li> <li>・伊勢茶において、株式会社ポケモンとの包括連携協定に基づいた伊勢茶とみえ応援ポケモン「ミジュマル」のコラボ商品の発売や、大型量販店の県内31店舗での伊勢茶フェアの開催(6月)、博物館Mi e Muでの伊勢茶企画展の開催(11月)により、PRに取り組みました。また、県産米において、県外施設で「結びの神」や伊賀米のイベントを実施(首都圏2回、関西圏2回)するとともに、宿泊事業者7者、飲食事業者5者を県産米のアンバサダーに任命し、新米シーズン(9~11月)における県産米のPRキャンペーンやSNSによる情報発信に取り組みました。</li> <li>・県産水産物において、6月及び3月に関西圏に店舗を展開するスーパーマーケット「万代」150店舗以上で三重県産水産物フェアを開催しました。</li> <li>・県内外のバイヤーを招聘し、SDGsに配慮した生産やGAPなどの国際認証等を取得した県産農林水産物を対象とした商談会を開催(1月(参加した県内事業者:11者))し、計3件の成約につながりました。また、県産水産物において、マレーシアでの商談会の開催(11月(参加した県内事業者:10者))と訪問営業の実施(3件)、香港のバイヤー等とのオンライン商談会を開催(3月(参加した県内事業者:2者))し、計3件の成約につながりました。</li> <li>・ネット販売の促進において、研修会を開催(9月、10月、2月(受講者:延べ126名))するとともに、受講者の商品の販売および消費者との交流を目的に、首都圏の百貨店や高級スーパー等にてマルシェを開催(計4回(10月、12月、1月、2月))しました。</li> </ul> <p>② 労働環境の改善に向けたスマート技術の活用について、具体的に以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業において、津市、度会町、紀宝町の水田で、病害虫防除や肥料の散布作業へのドローンの活用、自動給水栓・水位センサーの設置による水管理の自動化などスマート農業技術の実証を進めました。その結果、ドローンによる病害虫防除により、斑点米被害の減少につながったほか、水管理の自動化により、入水状況をスマートフォンで把握でき、ほ場見回りの省力化につながる事が確認できました。</li> <li>・水産業において、藻類養殖では、県内6地区に設置したICTブイにより、漁場環境情報と黒ノリの色落ち予測情報を128名の養殖業者に発信し、効率的な養殖管理に活用されました。  (農林水産総務課、フードイノベーション課、担い手支援課、農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課、水産振興課)</li> </ul> <p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① アフターコロナを見据え、首都圏等でのフェア開催や県産ブランド和牛の輸出に向けたプロモーションなど、関係者と一体となって、国内外での県産農林水産物のブランド力向上、販路拡大に取り組めます。</p> <p>② 農林水産業における労働環境の改善が図られるよう、引き続き、産学官が連携しながら省力化や生産性の向上につながるスマート技術の現場実装に取り組めます。</p>
--



様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>(2) 農林水産業における就業者の確保、育成及びその定着の促進          農林水産業における就業者は後継者不足と高齢化が進んでおり、農林水産業を担う人材の確保、育成及びその定着は喫緊の課題となっている。          このため、就業者の支援のほか、雇用の受け皿となる経営体の育成や、スマート技術の導入促進、雇用環境の改善、人材育成等に取り組んできたが、令和3年度における新規就業者数(45歳未満)は設定した目標を達成できていない。          このような中、新規就農者確保の取組として、若き農業ビジネス人材を育成する「みえ農業版MBA養成塾」を開設しているが、令和3年度の入塾生は1名のみであり、目標としている入塾生(3名から5名)を確保できなかった。          新規就業者の確保は、農林水産業の事業継続に直結するだけでなく、集落や漁村の維持にも不可欠であることから、農林水産業それぞれの取組における支援について効果等を比較検討するなど、就業者の確保、育成及びその定着の促進に取り組まれたい。(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業では、就業・就職フェア等を通じ、就農希望者に対する支援制度の情報発信や農業法人等とのマッチングに取り組んだほか、農業法人等に対し、経営発展に向けた専門家派遣や雇用管理に係る研修会を行いました。また、農業大学校において、農業教育に取り組むとともに、オープンキャンパスや社会人向け就農研修会を開催し、学生の確保に努めた一方で、「みえ農業版MBA養成塾」では、農業ビジネス人材の育成に向け、研修プログラムを実行するとともに、塾生の確保に向け、WEBでの広報活動に加え、農業法人で働く若手人材の入塾を働きかけました。さらに、新規就農者における経営の早期安定に向け、国の事業を活用し、就農希望者の就農準備や営農開始に必要な施設・機械の導入を支援しました。</li> <li>林業では、名古屋や大阪での就業ガイダンスや首都圏での移住相談会において、就業希望者への相談対応を行ったほか、高校生を対象とした林業職場体験研修や、「みえ森林・林業アカデミー」における林業体験講座、久居農林高校における林業職業教育などを実施し、担い手の確保に取り組みました。また、新たな視点や多様な経営感覚をもち、スマート技術にも対応できる人材の育成を進める同アカデミーでは、既就業者を対象に3つの基本コースや、より専門性の高い技術を習得できる選択講座を実施しました。</li> <li>水産業では、本県の漁業等についてオンラインで学べる「みえ漁師 Seeds」の運営を開始するとともに、新たに一本釣りや刺し網漁業など5つの漁業を紹介する動画を製作しました。また、雇用の受け皿となる法人経営体の育成に向け、鳥羽地区に中小企業診断士、紀北・尾鷲地区に社会保険労務士を派遣しました。さらに、漁協等が行う漁師塾及び真珠塾の運営支援を行いました。(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業では、就業・就職フェア等に参加した農林漁業への就業希望者のうち、6名を就農体験などにつなげるとともに、普及指導員や中小企業診断士などの専門家派遣により、73の農業経営体の課題解決に向けた相談対応や若者などを雇用する農業法人等の労働環境の改善を進めることができました。また、農業大学校において、養成課程の学生を37名確保し農業教育を進めた一方で、みえ農業版MBA養成塾では、2名の塾生を確保し、経営に関する知識の習得などを図りました。さらに、国の交付金事業により、研修中の就農希望者に対する支援(16名)や営農開始に必要な施設・機械の導入(11名)を図りました。</li> <li>林業では、就業ガイダンス等で63名に対し相談対応を行ったほか、高校生を対象とした林業職場体験研修には5校32名の生徒が参加しました。みえ森林・林業アカデミーの林業体験講座では6名の受講生が森林・林業の基礎やチェーンソー操作等を学ぶ講座を受講しました。また、同アカデミーでは、久居農林高校と連携して森林・林業関係への就業者確保等を図るため、1年生20名を対象に若手林業従事者等から仕事のやりがいや夢などを聞く授業を実施するとともに、2年生に対しては高性能林業機械操作体験やチェーンソー体験を、3年生に対してはチェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育などを実施しました。さらに、同アカデミーの3つの基本コースについては30名の受講者に対し、スマート技術の活用方法など先進的で幅広い知識やスキルの習得を図ることができました。</li> <li>水産業では、「みえ漁師 Seeds」の県内漁業紹介動画が計3,000回以上視聴されるとともに、座学講座は20名の会員登録がされ、三重県の漁業やその魅力を広く発信することができました。また、専門家の派遣を受けた法人経営体(計3経営体)において、就業規定の策定や事業計画の見直しがなされました。運営支援を行った漁師塾及びみえ真珠塾の短期研修等では、計16名の参加があり、新規就業の促進を図りました。(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)</li> </ul>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、若者等が魅力を感じる「持続可能な農林水産業」の実現に向け、施策を総合的に展開していきます。また、市町や関係団体等と連携し、就業・就職フェアなどさまざまな機会を通じ、三重の農林水産業の魅力を広く情報発信していきます。(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見                  事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。                  (1) 保存期間満了前に公文書を誤廃棄していた。 (津農林水産事務所)                  (2) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。 (中央家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容                  (1) 三重県公文書等管理条例の施行も踏まえ、公文書の重要性が高まっていること、また、文書廃棄に至る手続き等の確認を行うなど、文書の取扱いが適正に行われるよう改めて周知・徹底を図りました。                  特に、コンプライアンスミーティングでは、全ての所属において、文書の誤廃棄の原因や対策、再発防止策等について具体的に意見交換を行うなど、全職員に文書の取扱いに関する意識の向上を図るとともに、発生防止に向けて取り組みました。                  また、公文書の廃棄分別作業を行うに当たっては、複数の職員で確認を行うことについて周知・徹底を行いました。 (津農林水産事務所)                  (2) 文書ファイルの廃棄について、三重県公文書等管理審査会後でなければ廃棄できないことを認識していなかったことが原因と考えられたため、文書の廃棄方法について文書（電子メール）も含め所属全職員に周知しました。また、廃棄に際しては、廃棄時期、対象を文書管理者が適切に案内することを再度確認しました。 (中央家畜保健衛生所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）                  (1) 各所属長及び文書担当者が、文書の取扱いが適正に行われるよう所属内の公文書の取扱いに関する意識向上を図るとともに、公文書の廃棄分別作業を行うに当たっては、複数の職員で確認を行うことを徹底させるなど、公文書の適正な取扱いと発生防止に努めていきます。 (津農林水産事務所)                  (2) 今後も文書廃棄については、文書管理者のもと実施することを徹底します。 (中央家畜保健衛生所)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在 72,748,882 円あった。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産振興課)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>①② (収入未済、債権処理計画未達成)</p> <p>a 貸付金等</p> <p>経営不振や生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、書面・電話・面談による催告を行い、また、本人だけでは解決が困難な案件等は、連帯保証人等へも償還に向けた協力の要請や催告等を行いました。</p> <p>(a) 農業改良資金貸付金及び違約金</p> <p>催告回数 34 回 (電話：25 回、訪問・面談 3 回、文書 6 回)、所在調査 (4 回)</p> <p>取組の結果、令和4年度当初の未収金 36,847,621 円 (15 件) のうち 976,618 円を回収しました。 (担い手支援課)</p> <p>(b) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金</p> <p>令和4年度当初の未収金 2,997,487 円 (2 件) について、催告回数 3 回 (訪問・面談 2 回(うち 1 回は保証人へ訪問・面談)、文書 1 回)、所在調査 (2 回) の取り組みを行いました。 (担い手支援課)</p> <p>(c) 林業・木材産業改善資金貸付金及び違約金</p> <p>令和4年度当初の未収金 469,946 円 (1 件) について、財産調査 (1 回) を行いました。また、催告対象者把握のため、連帯保証人の相続関係調査 (2 回) を行いました。</p> <p>取組の結果、令和4年度当初の未収金 469,946 円 (1 件) について、私債権の放棄による不納欠損処理を行いました。 (森林・林業経営課)</p> <p>(d) 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金</p> <p>催告回数 9 回 (電話：5 回、書面：4 回)、所在等調査 1 回</p> <p>取組の結果、令和4年度当初の未収金 27,634,703 円 (14 件) のうち、496,000 円を回収しました。 (水産振興課)</p> <p>b 旧三重県中央卸売市場施設使用料等</p> <p>生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、電話・面談による催告を行いました。</p> <p>催告回数 4 回 (訪問・面談 4 回)</p> <p>取組の結果、令和4年度当初の未収金 4,799,125 円 (39 件) のうち、153,889 円を回収しました。 (農産物安全・流通課)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 公共工事	
① 【災害緩衝林整備工事 第津-1 工事 (附田)】	
・誤った予定価格で入札を行っていた。	(津農林水産事務所)
イ その他の支出事務	
① 消耗品費の支払における事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。	(農地調整課)
② 勤務先の規定上報酬が受領できない委員に報酬を支払ったことにより歳出戻入を行っていた。	(獣害対策課)
③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(松阪農林事務所)
④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(中央家畜保健衛生所)
⑤ 消耗品費の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(林業研究所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 公共工事	
① 単価適用日を誤って積算したことから、予定価格に誤りが生じました。このことから決裁時の積算内容審査にあたっては、チェックシートを用い複数職員により単価適用日などの確認を徹底し、再発防止に努めました。	(津農林水産事務所)
イ その他の支出事務	
① 県が指定金融機関をとおして払込書で支払う場合には、金融機関の口座情報(銀行等名、店名、預金種目、口座番号)が払込書に印字されている必要があることを関係課で情報共有しました。	(農地調整課)
② 委員に対して十分な確認が行われていなかったことが原因のため、所属内で事例を共有するとともに、内部統制リスクマネジメントシートに当該項目を追加し、チェック体制の強化を図りました。	(獣害対策課)
③ 今回の案件を職員間で情報共有するとともに、あらためてチェック体制の見直しを行い再発防止に努めました。	(松阪農林事務所)
④ 開札後に、入札方式の誤りが判明したため入札を中止しました。入札方式の誤りをなくすため、入札・契約を行う職員に対し、電子調達チェックリストによる確認を徹底しました。	(中央家畜保健衛生所)
⑤ 脇机の購入(消耗品費)で支出命令額に誤り(過渡し)があったことから、課ミーティングにおいて決裁時の複数人でのチェックを強化徹底しました。	(林業研究所)
2 今後の方針(取組予定等)	
ア 公共工事	
① 引き続き、再発防止に向けてチェック体制の強化と職員のさらなる意識向上を図り、適正な入札の執行に努めていきます。	(津農林水産事務所)
イ その他の支出事務	
① 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めます。	(農地調整課)
② 引き続き、再発防止に向けて職員の意識向上とチェック体制の強化に取り組み、適正な事務処理に努めていきます。	(獣害対策課)
③ 引き続き、再発防止に向けて職員の意識のさらなる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めていきます。	(松阪農林事務所)
④ 引き続き、チェック体制の強化を図り、適切な入札執行に努めます。	(中央家畜保健衛生所)
⑤ 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めます。	(林業研究所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失 (損傷)</p> <p>① 公用車の損傷 (損害額 103,741 円) (尾鷲農林水産事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 金品亡失 (損傷)</p> <p>① 当該損傷 (フロントガラスの亀裂) については、関係職員に聞き取りを行うも原因の特定ができませんでしたが、所内職員全員に注意喚起を行い、運転前後の車両チェックや駐車の際に同乗者がいる場合は必ず車外で確認するよう、周知徹底を図りました。(尾鷲農林水産事務所)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>ア 金品亡失 (損傷)</p> <p>① 引き続き、適正な公用車管理に努めます。(尾鷲農林水産事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 183,975 円) (四日市農林事務所)</p> <p>② 物損事故 (物損額：県 0 円廃車) (松阪農林事務所)</p> <p>③ 物損事故 (物損額：県 199,716 円) (松阪農林事務所)</p> <p>④ 物損事故 (物損額：県 110,660 円) (伊賀農林事務所)</p> <p>⑤ 物損事故 (物損額：県 119,570 円) (伊賀農林事務所)</p> <p>⑥ 物損事故 (物損額：県 145,710 円) (伊賀農林事務所)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>① 所内の全職員に当該事故の情報共有を行い、注意喚起を行いました。 また、副所長による「交通安全講習」を実施し、安全運転の重要性を再認識するとともに、出納局が主催している「安全運転助言検査」に全職員が参加し、各自の運転特性を確認しました。(四日市農林事務所)</p> <p>②～③ 当該職員に対し、公用車の操作にあたっては周辺状況等を十分把握したうえで慎重な運転を行うよう厳重注意をするとともに所内課長会議において注意喚起を行いました。 また、全職員を対象に交通安全研修を実施して交通安全の啓発に取り組みました。(松阪農林事務所)</p> <p>④～⑥ 当該職員に対して、安全運転を徹底するよう厳重に注意するとともに、公用車を含めた金品の適正な管理について、改めて指導を行いました。 また、所内課長会議において発生した事故の状況を共有し、交通事故防止及び金品の適正な管理について、各課長に対し課員へ再徹底するよう指示するとともに、具体的な取組として、車を後進させる時に同乗者がいる場合は必ず同乗者が誘導して安全確認を行わせるなどの公用車の安全な運行に関する所属内ルールを定め、事故の再発防止に努めました。 さらに、公用車使用にあたっては、「急がず、無理をせず、安全に」を意識した運転に努め、特に狭路や見通しの悪い箇所では車両の安全な運行を最優先することなどを随時の所内会議の際に繰り返し周知することにより、職員の交通安全意識向上に取り組みました。(伊賀農林事務所)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 引き続き、所内会議や研修等の場で、公用車運転時の交通安全について注意喚起を継続して行い、職員の安全運転に関するより一層の意識向上を図り、交通事故の発生防止に努めていきます。(四日市農林事務所)</p> <p>②～③ 引き続き、交通安全研修の実施やあらゆる機会を通じて、職員の交通安全の意識向上を図り、交通事故の未然防止に努めていきます。(松阪農林事務所)</p> <p>④～⑥ 随時の所内会議において安全な運行に関する所内ルールの順守と交通事故防止に関する注意喚起を継続して周知し、職員の安全運転に関する一層の意識向上を図り、交通事故の発生防止に努めていきます。(伊賀農林事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(5) その他	
財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
① 事故発生報告書の確報を提出していなかった。	(中央家畜保健衛生所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 示談書作成について部局人事担当者に依頼し作成してもらったため、確報を報告したものと勘違いしたことが原因と考えられました。事故マニュアルに沿った対応を行うよう、マニュアルの再確認を行いました。	(中央家畜保健衛生所)
2 今後の方針 (取組予定等)	
① マニュアルに沿った対応を行うよう徹底します。	(中央家畜保健衛生所)

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 時代の変化に対応した経済対策の推進</p> <p>新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響を最小限に抑えるため、リーマン・ショック時を上回る規模の資金繰り支援や累次にわたる緊急の経済対策の実施等、感染の拡大による影響を受けた事業者を支援し、感染拡大防止や事業継続に向けて取り組んでいる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響は先行きが見通せない状況にある中、ロシアによるウクライナ侵攻等の国際情勢の変化や急激な円安の影響等により、燃料や資材、原材料等の調達価格が上昇し、県内企業の経営を圧迫しており、経営環境は引き続き厳しい状況にある。</p> <p>このため、市町、経済団体、金融機関等関係者と連携しながら、県内経済及び雇用の実態を的確に把握し、経済対策を迅速かつ総合的に進めるとともに、アフターコロナを見据えた業態転換や、カーボンニュートラル社会の実現に向け事業継続力や競争力強化を支援するなど、社会経済情勢の変化に対応した取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(雇用経済総務課、国際戦略課、雇用対策課、県産品振興課、新産業振興課、中小企業・サービス産業振興課、企業誘致推進課)</p>
講じた措置
<p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 燃料価格高騰の影響を直接受けるとともに、価格転嫁が困難な状況にある県内の貨物自動車運送事業者に対し、「貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金」を支給しました。(雇用経済総務課)</p> <p>② コロナ禍で停滞していた海外ビジネスの本格的な再開が見込まれることから、県内中小企業・小規模企業の反転攻勢に向けた国際展開を支援するため、海外販路拡大等に要する経費の一部補助を行う「海外ビジネス展開支援補助金」を実施しました。(国際戦略課)</p> <p>③ 雇用シェア制度の周知啓発や雇用に関するセミナー・企業交流会等を開催し、経営者や人事担当者同士の顔の見える関係のできるネットワークの構築を支援しています。また、「おしごと広場みえ」では、一人ひとりの実情に応じたキャリアカウンセリングや模擬面接等を実施しているほか、平日利用できない学生等に対し土曜日相談を実施しています。(雇用対策課)</p> <p>④ 県産品の販路拡大に向け、県内事業者や関係機関と連携して、商談会の開催や首都圏での見本市への出展支援などを行いました。また、包括協定を締結した企業等との連携により、三重県フェアを開催するなど、消費者に対して三重県産品の魅力を直接PRし、事業者の販路開拓を支援しました。(県産品振興課)</p> <p>⑤ 県内中小企業等が行うカーボンニュートラル社会の実現に向けた成長分野への事業拡大、新規参入、省エネ対応等に係る取組に対し、補助(「カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開発支援事業補助金」、「三重県省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金」、「中小企業支援「新たな日常」対応補助金」)を行いました。(新産業振興課)</p> <p>⑥ 事業者が、自社のステップアップにつながる生産性向上や業態転換等の意欲的な経営向上に取り組むことを支援するため、「生産性向上・業態転換支援補助金」を実施し、原油価格・物価高騰やエネルギー価格等高騰など社会経済情勢に応じた内容で実施しました。(中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>⑦ 「三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金」を実施し、県内企業におけるサプライチェーンの転換や強靱化を促進しました。(企業誘致推進課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 令和5年2月末までに「貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金」を1,663事業者に対し支給しました。(雇用経済総務課)</p> <p>② 海外企業との商談会や展示会、越境EC(電子商取引)等に取り組む県内中小企業、小規模企業50社の国際展開を支援しました。(国際戦略課)</p> <p>③ 令和5年1月31日までに「雇用シェアネットワーク」への企業参画数は132社、セミナー・人事交流会(9回)への参加企業数は163社となっています。また、「おしごと広場みえ」では、令和4年12月31日までにキャリアカウンセリングを846件実施しました。(雇用対策課)</p> <p>④ 県外のバイヤーによる現地視察型商談会を、県内5事業者において11月に実施(参加バイヤー8社9名)し、県内外のバイヤーと県内事業者を対象にしたマッチング展示交流会を開催しました(県内事業者75社、バイヤー56社86名)。また、2月に首都圏で開催された大型食品見本市への県内事業者の出展を支援しました(参加10社)。三重県フェアについては、県内外のイオン(7回)、近鉄百貨店(3回)を開催するとともに、首都圏等の百貨店において5回開催しました。(県産品振興課)</p> <p>⑤ 県内中小企業等のカーボンニュートラル社会の実現に向け、「三重県省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金」など、37社の取組を支援しました。(新産業振興課)</p> <p>⑥ 「生産性向上・業態転換支援補助金」は、令和4年度に3回公募したところ、いずれも多数の応募があり、合計1,010件の交付決定を行いました。支援を行った商工団体を通じて、生産性向上・業態転換の取組の後押しになったという事業者の声を把握しています。(中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>⑦ 令和4年7月末までに「三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金」について17社、302,408千円を交付決定しました。(企業誘致推進課)</p>



令和5年度以降（取組予定等）

引き続き、県内企業及び商工団体などの声に耳を傾け、更なる資金繰り支援の実施、事業者にとってニーズの高い生産性向上・業態転換支援に加え、カーボンニュートラルへの対応など、社会情勢の変化に対応した取組を検討していきます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 首都圏営業拠点「三重テラス」を活用した三重の魅力発信</p> <p>首都圏営業拠点「三重テラス」は、平成 25 年 9 月に開設され、三重の魅力の効果的な情報発信をはじめとして、「三重ファン」の積極的な拡大、県産品の販路拡大や誘客の増加に取り組んでいる。</p> <p>しかし、三重テラスの成果を評価する 4 つの指標のうち、三重の魅力体験者数をはじめとする 3 指標が 2 年連続で目標値を下回っているとともに、三重テラス第 2 ステージ (平成 30 年度～令和 4 年度) の総括評価においては、東京事務所との役割分担を含めた運営体制の見直しや財政上の負担軽減が課題となっている。</p> <p>このため、これまでの運営実績や現状における課題等を踏まえ、効率的かつ効果的な運営体制を実現し費用の縮減を図るとともに、誘客機能や情報発信機能等、必要な機能を強化し、三重の首都圏営業拠点として三重の魅力発信に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(県産品振興課)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><u>令和 4 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>令和 4 年度においては、三重テラス第 3 ステージ (令和 5 年度～令和 9 年度) に向けて、有識者へのヒアリングや市町、商工団体等からの意見聴取も行いながら、これまでの運営上の成果と課題、社会環境の変化をふまえた運営方針の検討を進め、令和 4 年 12 月の三重県議会戦略企画雇用経済常任委員会において「三重テラス第 3 ステージ運営方針 (最終報告)」を公表しました。</p> <p>同運営方針では、三重の魅力をより効果的に発信し、首都圏からの誘客や県産品購入につなげるため、各機能のブラッシュアップを図るとともに機能間の連携を図り、相乗効果を発揮させることとしています。また、首都圏と三重県の様々な関係者の交流を促進し、「つながる」ことにより、一層の観光や物産購入のきっかけづくりや、地域課題の解決につながるような自発的な取組を創出します。</p> <p>同運営方針をふまえ、効率的かつ効果的な運営体制として、「物販・飲食業務」に加えて、「マネジメント業務 (観光・総合案内、交流・ネットワーク、イベント)」の外部委託化を行うとともに、機能間の連携強化と来館者のコミュニケーションを重視した魅力発信の強化の効果を高めるため、施設内装の改修を実施することとしました。</p> <p>なお、東京事務所との役割分担については、所管する業務の違いがあり、棲み分けのもと業務を行っていますが、令和 5 年度から三重県の魅力発信や認知度向上にかかる全庁の総合調整を「政策企画部」が所掌することもふまえ、東京事務所と連携することにより、高い相乗効果が得られるよう引き続き検討を進めます。</p> <p>また、費用縮減に関しては、県職員の人件費や事務経費などの見直しを行い、第 2 ステージの 5 年間と第 3 ステージの 5 年間で比べてトータルで費用削減を図ることとしています。</p> <p style="text-align: right;">(県産品振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>三重テラス第 3 ステージ運営方針をふまえ、現在、運営業務 (物販・飲食業務/マネジメント業務) 及び施設内装改修の設計業務委託の受託者の選定手続きを進め、令和 5 年 3 月に第 3 ステージの運営事業者及び設計事業者を選定のうえ、契約を締結しました。</p> <p style="text-align: right;">(県産品振興課)</p>
<p><u>令和 5 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>三重テラス第 3 ステージへの円滑な移行に向け、手続きを進めるとともに、三重の魅力発信の拠点として、観光誘客、県産品の販路拡大、関係人口の創出等について具体的な成果が得られるよう、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>具体的には、令和 5 年 9 月 (予定) のリニューアルオープンに向け、運営事業者等と連携しながら、「三重テラス第 3 ステージ運営方針 (最終報告)」を踏まえた必要な機能の実現に向けたソフト・ハード両面における準備を進めます。</p> <p>また、リニューアルオープンのタイミングとあわせて三重テラス開設 10 周年記念イベントを開催するほか、観光誘客につながる関係性づくりの交流イベントを定期開催するなど首都圏プロモーションの強化を図ります。</p> <p>&lt;スケジュール&gt;</p> <p>令和 5 年 4～7 月 現在の運営事業者による営業を継続</p> <p>〃 4～8 月 新運営事業者による調整・運営準備</p> <p>〃 7～8 月 内装工事</p> <p>〃 9 月 リニューアルオープン (予定)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 観光産業の振興</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大と収束が繰り返される中、国内誘客では、感染状況に応じて柔軟に対応しながら、旅行需要の喚起や平準化、県内での周遊促進等に取り組むとともに、海外誘客では、アフターコロナも見据え、WebやSNS等による情報発信、現地レップ（営業代理人）と連携した誘客プロモーション等に取り組んでいる。</p> <p>こうした中、令和3年の県全体の観光消費額は前年比279億円増の3,562億円、県内の延べ宿泊者数は前年比11万人増の518万人となったものの、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の令和3年度の目標値を大きく下回っている。</p> <p>このため、県内観光資源の磨き上げと国内外への魅力発信を一層強化するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、国の制度等も有効に活用し、旅行者、観光関連事業者及び地域にとって安全で安心な観光地づくりや「拠点滞在型観光」を推進し、持続可能な本県の観光産業が確立できるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(観光政策課、観光資源課、観光誘客推進課、海外誘客課)</p> <p><b>講じた措置</b></p> <p><b>令和4年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 地域での滞在価値を高めるため、「三重ならではの」の地域資源の発掘・磨き上げを行い、オンリーワンの体験コンテンツづくりを進めました。また、三重県が長期滞在に適した目的地として国内外から選ばれるよう、様々な主体と連携し、地域ならではの資源を生かした観光地の魅力づくりを促進しました。(観光資源課)</p> <p>② みえ観光の産業化推進委員会において、コロナ禍の長期的な影響を受ける県内観光産業の早期回復に向け、旅行割引や体験施設の利用促進、高速道路を活用した周遊促進、観光地での消費キャンペーンなど、旅行需要の喚起、県内周遊促進による観光地での消費額増に向けて様々な取組を実施しました。また、首都圏等大都市圏において交通広告の掲出等の情報発信を実施するとともに、みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用した取組を実施するなど、強力な誘客促進プロモーションを行いました。(観光誘客推進課)</p> <p>③ インバウンド誘客については、日本政府観光局(JNTO)と連携し、その知見や発信力を活用した情報発信により認知度向上を図るとともに、インバウンドによる旅行消費額を増加させるため、県内の観光資源を生かした高付加価値旅行者向けコンテンツの整備とプロモーションに取り組みました。また、令和4年10月からは、新型コロナ水際対策の大幅な緩和により訪日外国人観光客の受入れが再開されたことを受け、旅行博への出展や商談会等、海外現地でのプロモーションに取り組みました。(海外誘客課)</p> <p>④ 三重県観光マーケティングプラットフォームに蓄積される旅行者データの増加、DMO・観光事業者等による活用に向け、参画促進の働きかけやセミナーを実施しました。ロイヤルゲストを増やしていくための新たな仕組みとして、みえ旅おもてなしポイントプログラムを令和4年11月から開始しました。(観光政策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 体験・アクティビティを実施する事業者(37者)を対象に、専門家及び旅行商品のバイヤーの伴走型支援による「三重ならではの」の観光資源を活用した体験・アクティビティの造成・磨き上げや事業者を対象としたガイドスキルアップ研修(参加者136名)を実施することで、県内の観光コンテンツの充実を図りました。また、旅行会社と連携したOTAへの掲載促進や滞在型旅行商品の造成・販売、エリアガイドブックやブランディング動画によるプロモーション等により県内地域での旅行者の長期滞在を進めました。(観光資源課)</p> <p>② 取組の核となる旅行割引は、県民割「みえ得トラベルクーポン」から全国旅行支援「おいでよ!みえ旅キャンペーン」へと、対象範囲を県内、近隣圏、全国と拡大しながら実施した結果、これまでに延べ250万人以上が旅行割引制度を利用して三重県を訪問しています。また、みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用したスタンプラリーでは、8,150名の方にご参加いただき、旅行者の県内周遊を促進しました。(観光誘客推進課)</p> <p>③ 伊勢神宮や海女文化、熊野古道伊勢路等の魅力について、外国人目線で制作した記事や写真を作成し、JNTOの公式ウェブサイトにおいて4言語で公表するとともに、県内の観光資源を活用した13件のコンテンツを整備し、高付加価値旅行商談会への参加や動画を活用した情報発信等によるプロモーションを実施しました。また、県内事業者とも連携しながら、現地セールスや商談会、観光PRセミナーの開催等を通じて、海外旅行会社に対して誘客に向けた働きかけを行いました。(海外誘客課)</p> <p>④ プラットフォームに蓄積された旅行者データが増加し、6万人超となりました。(観光政策課)</p> <p><b>令和5年度以降(取組予定等)</b></p> <p>① 三重県が魅力ある観光地として国内外から選ばれ、観光産業が持続的に発展できるよう、本県の魅力的な自然や食、文化など三重ならではの地域資源を生かし、長期滞在に適した目的地として三重をブランディングするとともに、県内各地の持続可能な観光地づくりに向けた支援に取り組めます。(観光資源課)</p> <p>② これまでの事業成果等を検証のうえ、より効果的な形で、本県への誘客および県内観光地での周遊・消費促進に向けた取組を実施します。また、首都圏等大都市圏からの誘客を促進するためのプロモーションを戦略的に展開するとともに、みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用した取組を実施します。(観光誘客推進課)</p> <p>③ 訪日外国人観光客の更なる回復が見込まれる中、インバウンドによる観光消費額の増加を図るため、高付加価値旅行者層の誘致を進めるとともに、大阪・関西万博の機会をとらえた関西と連携した取組に加えて、ものづくり企業等の技術や経営理念等を活用した産業観光の推進などに取り組めます。(海外誘客課)</p> <p>④ 三重県観光マーケティングプラットフォームを活用することで旅行者データを蓄積し、旅行者一人ひとりのニーズに合わせたOne to Oneマーケティングに取り組むとともに、プラットフォームのデータを</p>
---

分析することで、戦略的なマーケティングを推進していきます。

(観光政策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見  事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  (1) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。(県産品振興課)  (2) 個人情報情報を保存したUSBの紛失事案があった。(計量検定所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容  (1) 当該案件は、三重県公文書等管理条例(以下、条例という。)の施行日(令和2年4月1日)以降、保存期間が満了した公文書ファイルを廃棄しようとするときには、条例第9条の規定に基づき、三重県公文書等管理審査会の意見を聴かなければならないとされているところ、職員への周知が不十分であったため、誤廃棄してしまったものです(令和2年7月)。  再発防止に向けては、月例の課内会議において、職員全員に口頭での注意喚起を行うとともに、条例の趣旨の周知徹底、ダブルチェックの励行を図りました。(県産品振興課)  (2) USB紛失が判明した令和4年1月18日以降は、管理台帳を作成し、課長等が金庫からの出し入れの際及び毎日の始業・終業時にUSBの存在を確認し、確認日時の記録を行っています。  担当者がUSB使用時に離席する場合は、短時間であってもUSBを金庫に戻すことを徹底し、USB内の個人情報を含むファイルについては、全てパスワードを設定しました。(三重県情報セキュリティポリシー解説書改定前に実施)  所内会議等において全職員に対し、情報セキュリティ遵守と適正な個人情報保護についての徹底と、今後このような事案が発生しないよう周知しました。(計量検定所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)  (1) 引き続き、課内会議等における定期的な注意喚起を図るとともに、文書選別、廃棄等の作業時におけるダブルチェックを行います。(県産品振興課)  (2) 引き続き、USBの所在確認と記録を実施し、同様の事案が再度発生しないよう、未然防止に努めます。  所内会議等、あらゆる機会を通じて、三重県情報セキュリティポリシーの遵守と適正な個人情報保護について、注意喚起等を行います。(計量検定所)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在2,546,627,626円あった。 (雇用経済総務課、雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していない債権があった。 (雇用対策課、観光政策課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) ア</p> <p>①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、(b)、(g)が対象となります。</p> <p>(a) 光熱水費負担金</p> <p>電話連絡及び訪問により債務者の状況を確認のうえ決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。その結果、令和4年度当初の未収金539,254円のうち、令和5年3月までに430,000円を回収しました。 (雇用経済総務課)</p> <p>(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料</p> <p>現時点で未収金の残っている2件のうち、1件については和解条項に基づき、他1件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めています。定期的に電話での督促に加え、3年ぶりに訪問による督促を実施したところです。</p> <p>また、目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定しています。</p> <p>貸し付けを行った2社はすでに倒産しており、連帯保証人も死亡しているため、現在は親族が日々の生活の中で工面し返済を行っているところですが、生活困窮により計画どおりに納付されなかったことから、目標達成には至りませんでした。</p> <p>引き続き、電話及び訪問による督促により計画的な債権回収に努めています。 (雇用対策課)</p> <p>(c) 新型コロナウイルス拡大阻止協力金返還金、(d) 飲食店事業継続支援金返還金</p> <p>督促状・催告状の発送、電話等により継続的な債権回収事務を行いました。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>(e) 中小企業高度化貸付金</p> <p>「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。</p> <p>また、債権回収会社であるサービサーと委託契約を結び、高度な法的判断等の必要な案件について、回収業務を委託しました。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>(f) 中小企業設備近代化資金貸付金</p> <p>適切に回収目標の設定を行うとともに、債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行わず、新たな未収金は発生していません。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>(g) サンアリーナ使用料</p> <p>債務者死亡により相続関係を調査し、対象者を特定した上で、令和4年12月、配達証明付き内容証明郵便にて債務承継通知を送付し、同時に津地方裁判所へ承継執行文付与手続きを行いました。 (観光政策課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) ア</p> <p>①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、(b)、(g)が対象となります。</p> <p>(a) 光熱水費負担金</p> <p>今後も引き続き、提出された誓約書に基づいて確実に納付されるよう電話連絡、訪問等を行い、計画的な債権回収に取り組んでいきます。 (雇用経済総務課)</p> <p>(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料</p> <p>今後も、定期的に電話による督促に加え、訪問による督促も実施するなど、納入が滞らないよう管理していきます。 (雇用対策課)</p>

- (c) 新型コロナウイルス拡大阻止協力金返還金、(d) 飲食店事業継続支援金返還金  
引き続き、文書送付、電話、訪問等による催告を実施するなど、適正な債権回収に取り組みます。  
(中小企業・サービス産業振興課)
- (e) 中小企業高度化貸付金  
「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。  
正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い経営改善の取組を支援していきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。  
再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。  
回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めていきます。  
回収困難な先については、債権回収会社であるサービサーと債権回収業務に関して委託契約を結び、引き続き債権管理・回収をより強固に行っていきます。  
(中小企業・サービス産業振興課)
- (f) 中小企業設備近代化資金貸付金  
債権回収会社であるサービサーに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。  
(中小企業・サービス産業振興課)
- (g) サンアリーナ使用料  
今後、相続対象者に接触を図り、収納未済額の回収に向けて取り組みます。  
(観光政策課)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 補助金等</p> <p>① 【中小企業支援センター等事業費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業対象者に交付申請書の提出期限を通知していなかった。(中小企業・サービス産業振興課)</li> </ul> <p>② 【県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書において、事業の実施期間の完了日を誤って記載していた。(観光政策課)</li> </ul>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 補助金等</p> <p>① 三重県中小企業支援センター等事業費補助金交付要領における交付申請書の提出期限の取り扱いについて、改めて補助事業対象者である公益財団法人三重県産業支援センターと情報共有を行いました。また、今後、同様の事案が生じないように、課内で注意喚起を行いました。(中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>② 「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」は令和3年度限りの事業でしたが、令和4年度実施している「魅力的な観光地づくり補助金」においては、事業者が提出書類の記載を誤ることがないように、申請書類の簡潔化を図るとともに、書類のチェック体制を強化する等の取組を実施しました。(観光政策課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア</p> <p>① 交付申請書の提出期限の通知を徹底し、適正な事務処理に努めます。(中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>② 今後も同様の補助金事業を実施する際には、チェック体制を強化し、適正な補助金事務に努めます。(観光政策課)</p>



様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努める必要がある。</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>建物使用に係る公有財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。 (観光政策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>建物使用に係る公有財産使用許可（貸付）台帳を整備しました。 (観光政策課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>今後も継続して建物使用に係る公有財産使用許可（貸付）台帳を整備し、適切な事務処理に努めます。 (観光政策課)</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 水災害に強い県土づくりの推進</p> <p>近年における台風や豪雨に伴う河川の氾濫や土砂災害によって、全国的に甚大な被害が発生しており、今後も水災害の激甚化・頻発化が懸念されている。これらに備えるため、県では、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、独自に「5年後の達成目標 Ver.2 (令和3年度～7年度)」を策定し、災害対策を強力かつ計画的に推進している。</p> <p>しかし、治水事業には多くの時間や費用等を要するため、今後起こりうる大規模災害に対し、河川管理者の取組だけでは対応が困難な状況にある。</p> <p>このため、引き続き、河川管理者としての治水対策を取り組みながら、ICT技術を活用した情報発信等のソフト面も含め、国・市町・企業・住民等あらゆる関係者と協働し、流域全体で水災害を軽減させる流域治水対策を着実に進められたい。(河川課、防災砂防課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>河川管理者が実施する取組として、堤防整備、河道掘削、ダム建設等の河川改修の他、河川の堆積土砂撤去を進めるとともに、ICT技術を活用した河川観測体制を強化し、住民への情報提供や管理者等の即時対応を図るため、「河川DX中期計画」に基づき危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの設置を進めました。</p> <p>また、水害リスク情報の空白域を解消するため、県内の全河川の洪水浸水想定区域図の指定を行いました。</p> <p>さらに、流域治水を推進するため、国・市町等で構成される「流域治水協議会」を開催し、水害リスクの軽減策等流域治水にかかる取組状況の確認、情報共有を行うとともに、今後の進め方について議論したほか、ポスター・県公報による普及・啓発活動を行いました。</p> <p>河川管理者以外が実施する取組については、土砂・流木対策として、砂防えん堤等の砂防施設整備の他、砂防えん堤の堆積土砂撤去を進めました。また、「田んぼダム」や「ため池の利活用」を進めるため、農林水産部が実施している「流域治水対策等検討会」に参加し、流域治水の推進に向けて意見交換を行いました。</p> <p>流域治水を実践するため、近年でも浸水被害が頻発している雲出川右支川の中村川・波瀬川・赤川において、国と連携して特定都市河川の指定に向けた取組を進めました。(河川課、防災砂防課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を活用して、河川改修、砂防施設整備などハード事業を推進しました。また、ソフト面では県内の全河川の洪水浸水想定区域図をホームページで公表したほか「河川DX中期計画」に基づき危機管理型水位計2基、簡易型河川監視カメラ13基を設置しました。普及・啓発については、農林水産部と連携した取組として、流域治水に関するパネル展を開催しました。</p> <p>令和5年3月31日に中村川とその支川・波瀬川を国土交通大臣が、赤川を三重県知事が特定都市河川に指定しました。(河川課、防災砂防課)</p>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>「5年後の達成目標 Ver.3 (令和3年度～7年度)」に基づき河川改修、砂防施設整備や堆積土砂撤去などを計画的に推進するとともに「河川DX中期計画」に基づき危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラを設置します。また、校庭貯留や道路整備と合わせた浸透樹の設置、気候変動を踏まえた河川整備計画等について検討を進めます。普及・啓発についても引き続き流域治水について企業・住民への理解が進むよう普及・啓発活動に努めます。</p> <p>特定都市河川に指定された中村川とその支川・波瀬川・赤川において、国や津市、松阪市等と連携して流域水害対策計画の策定に取り組んでいきます。(河川課、防災砂防課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見  事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。  (1) 職員が虚偽の申告により不正に休暇を取得していた事案があった。 (宮繕課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容  本事案の発生を受け、当該所属及び部内課長・所長会議等において、綱紀の厳正な保持及び管理監督職員による厳正な指導監督について周知徹底を図りました。また、所属長と職員との面談等を通じ、コンプライアンス遵守に対する職員の意識づけの徹底と、所属長による職員の適切な状態把握に努めました。さらに、特別休暇の取得に際しては、休暇の事由を具体的に記載するよう徹底するとともに、必要に応じ証明書類の提出を求めてその内容を確認することとしました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）  引き続き、服従規律の遵守について職員に周知徹底を図るとともに、所属長による職員の状態把握を適切に行い、適正な服従管理に努めていきます。</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在 88,721,994 円あった。 (港湾・海岸課、住宅政策課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課、住宅政策課)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①～②</p> <p>a 【行政代執行費用】</p> <p>当債権は、廃船撤去にかかる行政代執行費用です。債務者は、令和元年9月から分割納付を開始しており、これまでに、950,000 円(令和5年3月末)を納付しています。</p> <p>面談や電話にて、債務者の生活状況の確認を行いました。また、財産調査を行いました。未収金に充当できる財産は確認できませんでした。</p> <p>なお、令和4年度債権処理計画(回収対象)の目標額 240,000 円に対し、令和5年3月末現在の実績額は 240,000 円でした。今後も債権回収に努めていきます。 (港湾・海岸課)</p> <p>b 【県営住宅使用料等】</p> <p>新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、入居者とその連帯保証人に対して、電話や文書で督促するとともに、嘱託員による定期的な個別訪問を実施しました。また、高額滞納にならないように、適宜、職員と嘱託員が夜間・休日に個別訪問し、入居者の経済状況を把握し納付を指導しました。</p> <p>県営住宅を退去した入居者とその連帯保証人については、定期的に住所や生活保護受給状況を把握するとともに、適宜、財産調査を実施しました。また、電話や文書による督促を通じ、確実な分割納付を促しました。</p> <p>これらの取組により、令和3年度末現在 12,276,251 円あった過年度収入未済額は、令和5年3月末現在で 9,071,724 円まで縮減しました。</p> <p>また、令和4年度債権処理計画(回収対象)の目標額(県営住宅使用料等) 2,225,706 円に対し、令和5年3月末現在の実績額は 2,721,847 円であり、目標は達成できました。 (住宅政策課)</p> <p>c 【道路管理費負担金、河川使用料等】</p> <p>債務者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。</p> <p>令和4年4月25日付けで未収金対策についての通知文書を道路管理課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課の連名で発出し、早期納付に向けた取組を依頼しました。また、令和4年12月を未収金解消のための徴収強化月間とし、債務者への電話催告、訪問、預金調査などを実施し債権回収に努めました。</p> <p>(道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>これらの取組により、令和3年度末現在 10,359,474 円あった過年度収入未済額は、令和5年3月末現在で 9,703,782 円に縮減しました。(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>なお、令和4年度債権処理計画(回収対象)の目標額 4,653,732 円に対し、令和5年3月末時点の実績額は 439,187 円であり、粘り強く未収金の徴収に努めましたが、目標の達成はできませんでした。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>①～②</p> <p>a 今後も、分割納付が確実に継続されるよう、債権管理を行っていきます。</p> <p>また、分割納付期間においても定期的に預金調査を行い、未収金に充当できる財産が発見された場合は適正に対処していきます。 (港湾・海岸課)</p> <p>b 令和4年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、入居者やその連帯保証人に対し、電話や文書で督促するとともに、嘱託員による定期的な個別訪問を実施します。</p> <p>また、高額滞納防止のため、職員と嘱託員による夜間・休日の個別訪問により、入居者の経済状況を把握し、個々の入居者に応じた納付指導を行っていきます。</p> <p>退去した入居者とその連帯保証人については、引き続き、住所や生活保護状況を把握するとともに、必要に応じ、財産調査を行っていきます。 (住宅政策課)</p> <p>c 引き続き、収入未済額の縮減に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ期限内納付を依頼するなど、発生防止に向けた取組や預金差押えを進めていきます。</p> <p>(道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p>
---

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 公共工事</p> <p>①【三重県 道路交通量観測システム整備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事打合簿について、受注者の処理・回答欄に必要事項の記載のないものがあった。(道路管理課)</li> </ul> <p>②【一般県道桑名東員線 道路改良工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事打合簿について、受注者の処理・回答欄に必要事項の記載のないものがあった。 (桑名建設事務所)</li> </ul> <p>③【一般県道小船紀宝線 緊急迂回路設置工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく県知事への通知を行っていなかった。</li> <li>・受注者による設計図書の照査結果を確認していなかった。 (熊野建設事務所)</li> </ul> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 三重県公共工事共通仕様書では、書面は、記名(署名または押印を含む)したものを有効とするとしてされています。一方、同仕様書で定める工事打合簿の様式には受注者の処理・回答欄に記名欄がないことから、記名漏れが生じていました。</p> <p>今回の意見を踏まえて、三重県公共工事共通仕様書が規定する内容を改めて所管課に確認するとともに、その結果を課内で情報共有し、再発防止に努めました。 (道路管理課)</p> <p>② 電子メールを活用した情報共有の実施工事において、メールにより工事打合簿による指示を行い対応していたものの、返信がされていないことに気付かず、回答欄に記載の無い書類を保存していました。</p> <p>このため、工事打合簿の回答欄に必要事項(日付・回答種別)を記載した返信の確認について、工事監督員会議において周知徹底しました。</p> <p>また、受注者に対しても協議の際に、回答欄に必要事項を記載して返信するように依頼しています。 (桑名建設事務所)</p> <p>③ 職員に対して勉強会を実施し、改めて関係法令の確認を行うとともに、監督員会議において、「施工プロセスチェックリスト」を活用することで、施工・各種手続きが適切に行われるよう周知しました。 (熊野建設事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>①～③</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。</p>
---

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ その他の支出事務</p> <p>① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>② 事務処理誤りによる開札後の入札中止が2件あった。(伊賀建設事務所)</p> <p>③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が2件あった。(尾鷲建設事務所)</p> <p>④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 事業者が提出した工事費内訳書の金額の記載誤りを見落としたことから入札を中止しました。工事費内訳書の確認方法を再度関係職員に周知するとともに、複数の職員でのチェックを徹底し、再発防止に努めました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>② ・ 価格競争方式で実施した工事の開札時に、応札者11者のうち5者が最低制限価格を上回る同一金額での応札となったため、積算内容の再確認を実施したところ、歩車道分離ブロック積算コード入力条件の「1mあたりのブロック単価(円/m)」を、間違えて「1個あたりのブロック単価(円/個)」を入力して積算していたことが判明しました。</p> <p>再発防止のため、事務所内(監督員会議等)での情報共有を行うとともに、検算や決裁等の過程において、複数人でのチェックの徹底に取り組みました。</p> <p>また、積算書に添付する単価算出調書には、積算システムに入力する単価に合わせた金額を算出し記載することとしました。</p> <p>・ 価格競争方式で実施した業務委託の開札後の事後審査において、工事費内訳書の不備による無効が2者連続で発生したため、積算内容の再確認を実施したところ、予定価格の算定に間違いはないものの、業務委託料の積算体系が積算基準に沿ったものになっていないことが判明しました。</p> <p>原因は、新積算システムへの移行時期であり、旧積算システムにより作成した設計書を見本に新積算システムで積算したことから、積算体系が積算基準に沿ったものになっていないことに気付かなかったことによるものです。</p> <p>再発防止のため、積算基準の業務委託料の構成と旧積算システムと新積算システムの入力規則の違いをよく理解したうえで積算を行う必要があることを事務所内(監督員会議等)で再度周知徹底するとともに、検算や決裁等の過程において、複数人でのチェックの徹底に取り組みました。(伊賀建設事務所)</p> <p>③ ・ 当初設計書を積算システムで、前回施工の変更設計書を流用し作成しましたが、その際、熱中症対策の補正率を削除すべきところ、削除せず、現場管理費の補正を誤って計上していたことが判明したため、入札を中止しました。</p> <p>積算システムにおいて設計書を流用し作成した場合、諸経費の補正も引き継がれるため、補正の有無について当初設計書検算チェックシートによる複数での確認を徹底するとともに、事務所内で情報共有し、再発防止に努めました。</p> <p>・ 用地測量業務委託の積算における調査項目の数量について、1,000㎡当たりの数値を使用するところ、単位を誤って、1ha当たりの数値を計上していました。</p> <p>開札時の確認作業(9者指名9者応札)において、応札状況としては、最低制限価格にて1者、最低制限価格より1万円高い価格で7者、予定価格で1者でした。</p> <p>通常は最低制限価格で複数の業者の応札が見受けられますが、最低制限価格より1万円高い価格で7者の応札があったことが、不自然な状態と考えたため、設計積算額の再チェックを行ったところ、積算に誤りがあることが判明しました。</p> <p>積算時において、数量の単位誤りを避けるため使用単価の再確認をするとともに、チェックリストによる確認を徹底し再発防止に努めました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>④ 業務委託に係る入札案件において、全ての応札者が最低制限価格を1万円上回る入札となったため、設計書を精査したところ、諸経費率が誤っていることが判明しました。そのため、適正な予定価格になっていないことから、入札を中止しました。このことについては、当該事案を事務所内で周知し、適正な積算を徹底するとともに、検算時における諸経費率算出根拠の確認及び、ダブルチェックを確実に実施して、再発防止に努めました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>①～④</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。</p>
---

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 公有財産の管理	
① 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。	(桑名建設事務所)
② 道路管理瑕疵による事故が発生していた。	(四日市建設事務所)
③ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。	(鈴鹿建設事務所)
④ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。	(津建設事務所)
⑤ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。	(伊勢建設事務所)
⑥ 道路管理瑕疵による事故が4件発生していた。	(伊賀建設事務所)
⑦ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。	(尾鷲建設事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 1件は路面にできた穴にはまり車両を損傷した事案であり、事故後直ちに事故現場の舗装修繕を行いました。もう1件は県道から飛散したアスファルト合材により車両が汚損した事案であり、事故後直ちに事故現場の舗装修繕を行いました。	(桑名建設事務所)
② 道路管理瑕疵の原因となった道路沿いの樹木等の伐採を行うとともに、同様に道路沿いで管理瑕疵の恐れのある個所について、事故防止の観点から伐採等を行いました。 また、職員に対して出張等に際しては、三重県が管理する道路を利用し、異常を発見した際は直ちに是正又は管理課・保全課に連絡するように周知しました。	(四日市建設事務所)
③ 普通貨物自動車が走行中、損傷した橋梁伸縮装置の露出した鉄筋により左側前後輪を損傷した事案であり、事故後直ちに交通規制し、橋梁伸縮装置を修繕しました。また、橋梁伸縮装置自体が損傷した原因であると思われる橋面舗装の段差も修繕しました。	(鈴鹿建設事務所)
④ 事故の原因となった道路法面からの落石防止のため、落石防護柵設置工事を実施しています。(令和5年6月完成予定)	(津建設事務所)
⑤ 本件は走行中の車両に倒れてきた木が直撃し、車両が損傷した事案です。 原因の倒木については撤去するとともに、再発防止のための調査及び危険となる可能性がある木の事前伐採を実施しました。 その後も当該事案を教訓とし道路パトロールの際には道路区域に隣接する木であっても異常の早期発見に努めています。	(伊勢建設事務所)
⑥ 樹木が原因で発生した2件については事故現場周辺の伐採を行いました。また、路面の穴ぼこやガードパイプが原因で発生した事案についてもそれぞれ原因となった道路施設の修繕を行いました。	(伊賀建設事務所)
⑦ 浮き上がっていた道路側溝のグレーチング蓋に走行中の車両が接触し損傷した事案であり、事故後直ちにグレーチング蓋を取り替え、浮き上がり防止のためのくさびを打ち込みました。	(尾鷲建設事務所)
2 今後の方針(取組予定等)	
①～⑦	
同様の事案が発生しないよう、引き続き道路パトロールを実施するとともに、道路の計画的な維持管理に努めていきます。	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失 (損傷)</p> <p>① 公用携帯電話の紛失 (県土整備総務課)</p> <p>② マルチコプター (ドローン) の損傷 (損害額 142,000 円) (四日市建設事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 物品の適切な管理について注意喚起を行うとともに、所属職員に対し改めて周知徹底しました。(県土整備総務課)</p> <p>② 事前に操作マニュアルを確認するとともに、ドローンでの作業については、熟練者の指導のもと操作するようにはしました。(四日市建設事務所)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>①～②</p> <p>同様の事案が発生しないよう、引き続き適正な管理、使用について注意喚起を行い、再発防止に努めていきます。</p>



様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 208,525 円) (港湾・海岸課)</p> <p>② 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 425,898 円) (営繕課)</p> <p>③ 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 143,902 円) (津建設事務所)</p> <p>④ 人身事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (治療費等: 2,361,227 円) (伊勢建設事務所)</p> <p>⑤ 物損事故 (物損額: 県 161,117 円) (伊勢建設事務所)</p> <p>⑥ 物損事故 (物損額: 県 305,382 円) (北勢流域下水道事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①～⑥</p> <p>発生した事故は、バック中の事故が多かったことから、バックの際の同乗者による誘導を周知徹底するとともに、以下の取組を行いました。</p> <p>a 管理職等からの呼びかけ 職員が公務で外出する際に、管理職等が安全運転の呼びかけを行い、注意不足による事故の防止を図りました。</p> <p>b 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加 交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 135 チーム 405 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>c 交通安全講習会等への参加 交通安全講習会等に延べ 484 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。</p> <p>d 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起 県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。</p> <p>e メールマガジン「交通安全通信」の発信 県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関して注意喚起するとともに、出納局主催の交通安全講習会の受講を促しました。</p> <p>f 啓発 DVD の視聴 公務中に加害事故又は自損事故を起こした職員に対して、交通安全に関する啓発 DVD を視聴することを義務付け、再発防止を図りました。</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>①～⑥</p> <p>引き続き安全運転の周知徹底と、「無事故・無違反チャレンジ 123」や交通安全講習会への参加を通じた交通事故防止に関する注意喚起等を進め、交通事故の発生防止に取り組んでいきます。</p>
---

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 デジタル社会推進局

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 社会及び行政におけるDXの推進</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応において国内におけるデジタル化の遅れ等の課題が明らかになっている中、県においても、デジタル社会の形成が急務となっており、社会及び行政におけるDXの推進に向け取り組んでいる。</p> <p>このような中、社会におけるDXの推進に向けては、県民や県内事業者等がDXに取り組む第一歩を踏み出すためのワンストップ相談窓口として令和3年9月にみえDXセンターを設置しているが、令和3年度における相談件数は29件にとどまっている。</p> <p>また、行政におけるDXの推進に向けては、スマート人材育成事業等を実施し、高度専門人材となる職員の育成・確保の取組を進めているが、令和3年度のスマート人材の育成の件数は4人とどまり、令和2年度の13人と比べて減少している。</p> <p>このため、社会におけるDXの推進については、令和3年度に策定した「三重県デジタル社会の未来像」の実現に向けて、県が取り組む方向性や具体的な取組を明確に示したうえで、多様な主体がDXに取り組む機運を醸成するとともに、専門家や企業と連携した相談支援等により、ニーズを十分に把握し、県民の立場に立った支援に取り組まれない。</p> <p>また、行政におけるDXの推進については、県庁DX推進の核となる職員の育成を継続的に行い、その人材の活用等により、DX推進の基盤を整備するとともに、市町に対しては専門的な立場からの助言や情報提供等の支援に努め、市町間や県と市町の連携をより一層強化し、県全体でDXを推進することにより、県民サービスの向上に努められたい。(デジタル戦略企画課、デジタル改革推進課)</p> <p><b>講じた措置</b></p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>社会におけるDXの推進では、国の動きやコロナ禍で顕在化したデジタル化の遅れなどの課題に対応しデジタル社会の形成を強力に進めるため、「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」の策定に取り組みました。</p> <p>また、県内外のDX(デジタルトランスフォーメーション)をけん引する専門家や企業と連携し、県民の皆さんや県内事業者、行政機関(市町・県)のDXを推進するためのワンストップ相談窓口「みえDXセンター」において、DXに取り組む機運の醸成を図るためのセミナーを年間6回開催するとともに、「デジタルの日」では、ドローンプログラミング体験教室やeスポーツ体験など県民の方にデジタルに親しんでいただくイベントも実施しました。</p> <p>なお、セミナーやイベントを開催する際は、多くの県民の皆さんや企業等に幅広く周知するため、ラジオや新聞などの各種媒体を活用して参加を呼びかけました。</p> <p>さらに、県民の皆さんがどのようにDXに取り組んでいけばいいのか、より身近に考えてもらえるよう、DXに取り組む企業等の事例集を作成しました。事例集では「暮らし」、「しごと」、「行政」の具体的な取組を掲載し、DXに取り組む機運の醸成を図りました。(デジタル戦略企画課)</p> <p>行政におけるDXの推進では、県庁DX推進の核となるDX推進スペシャリストを養成するため、BPRやデータ分析などの講義研修と業務プロセスの最適化やペーパーレス化などを研究するグループワークなどの養成研修を実施しました。また、DX推進スペシャリスト向けに、DX推進基盤で導入する業務効率化ツールなどについての意見聴取を行いました。加えて、DX推進スペシャリストが業務改善活動(25件)を支援することにより、マクロの活用による統計業務の効率化など各部局の業務の効率化や生産性の向上などの成果につなげました。本活動の内1件は、MIE職員力アワードの「令和4年度ライフ・ワーク・マネジメント部門賞」を受賞しました。</p> <p>市町に対しては、DX推進スペシャリスト養成研修に市町職員もオブザーバーとして参加できるようにするなど、市町と連携した人材の育成に取り組むとともに、「三重県・市町DX推進協議会」等の場を活用し、情報システムの標準化・共通化の推進に向けた情報提供や助言等の支援を行いました。加えて、市町との情報共有の活発化を目的に、ビジネスチャットの導入を実施しました。(デジタル改革推進課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>社会におけるDXの推進では、「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」を策定することで、県民の方に本県がめざすデジタル社会の全体像と具体的な方向性を示すことができました。また、「デジタルの日」のイベント(参加者750名)や、6回実施したセミナー(参加者525名)などにより機運の醸成を図ったことで、「みえDXセンター」には昨年度を上回る相談(相談件数:53件)が寄せられ、情報提供やセミナーの実施、課題解決に向けた道筋の提案など、相談者のニーズに応じた支援につなげることができました。</p> <p>県民の皆さんがどのようにDXに取り組んでいけばいいのか、より身近に考えてもらえるよう、DXに取り組む企業等の事例集を作成し、県内市町、県有施設、商工関係団体に配布しました。(デジタル戦略企画課)</p> <p>行政におけるDXの推進では、養成研修により、23人のDX推進スペシャリストを育成しました。また、DX推進スペシャリストの意見をふまえて、DX推進基盤の業務効率化ツールの利用や研修等の進め方を定める</p>
---

ことができました。養成研修には、市町職員も12人参加し、県内行政職員の質の向上にもつなげることができました。

市町における情報システムの標準化・共通化では、1対1での個別相談等において各市町の状況把握に努め、必要な助言を行うとともに、他県市町の先進事例の調査(9市町)を行い、情報提供を行った結果、標準化の進捗を図ることができました。(進捗状況指標:三重県13.8%、全国平均12.2%)また、県と市町の情報共有の手段としてビジネスチャットを導入したことで、コミュニケーションが円滑化し、業務の効率化・情報共有の迅速化に繋がりました。  
(デジタル改革推進課)

#### 令和5年度以降(取組予定等)

「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、各部局や市町と連携しながら、三重県のデジタル社会の形成を進めていきます。「みえDXセンター」においては、引き続き相談対応やセミナー等の取組を実施し、各主体によるDXの取組を支援していきます。あわせて、令和4年度に作成した県内企業等におけるDXの取組事例について、県内の取組をさらに集め、「第一歩」を踏み出すことを後押しします。

(デジタル戦略企画課)

県庁DXの推進に向け、DX推進スペシャリストの専門性の強化や活躍できる環境の整備に取り組むほか、職員全体の能力向上を図っていきます。また、DXデータ連携基盤等の運用を通じ、データ活用による県民目線の行政サービスの創出に取り組みます。市町に対しても、県と市町における共同調達の実現に向けた調査を実施するとともに、「三重県・市町DX推進協議会」等の場を活用して、引き続き必要な支援を行います。これらの取組を通じて、県全体でDXを推進し、県民サービスの向上をめざします。  
(デジタル改革推進課)

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 会計事務の支援</p> <p>各所属における適正な会計事務を確保するため、きめ細かな相談とフォローアップ、事前・事後の検査、会計事務に係る各種研修を実施している。また、令和2年度から導入された内部統制制度における基礎評価部局としても、会計事務マニュアル等の整備や周知を行い、不適切・不適正な会計事務のリスクの未然防止を図っている。</p> <p>こうした取組の結果、令和3年度の事後検査における指導件数は136件と、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため検査を一部取りやめたこともあり、前年度の227件から91件減少しているが、依然として契約や支出の事務等を中心に軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き、会計事務担当職員に対し、適切かつきめ細かい会計支援を行うとともに、内部統制制度がより有効に機能するよう、既存の検査体制やシステムを効率的に活用しながら、基礎評価部局として指導・助言を行われたい。(会計支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 各所属からの会計事務に関する相談に対応するとともに、事前確認、事後検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行いました。また、検査後のフォローアップを行うなど、きめ細かな支援を行いました。</p> <p>(2) 新任会計事務職員や新規採用職員に対しては、会計事務の基礎的な内容とともに、新任職員が陥りやすい事務処理ミスなどを学ぶことができる研修を開催しました。また、経験を重ねた職員や個別業務(印刷物仕様書作成等)を学びたい職員に対しては、出納局ポータルサイトに研修動画を掲載し、いつでも何度でも学べる機会をつくりました。</p> <p>(3) 毎月配信している「出納かわら版」では、過去にあったミス事例や増えてきたミス事例の紹介、年度末や出納閉鎖時期の会計事務に関する注意事項を掲載し、事務処理ミスの未然防止に努めました。</p> <p>(4) 事後検査において、内部統制制度を踏まえた指導や評価を行っていくことで会計事務の適正化に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 各所属からの相談件数は、7,655件(前年度8,050件)となりました。相談を受けた際は、相談内容へのアドバイスとともに関連事例の紹介等を行ったことで、相談所属の対応能力の向上に寄与することができました。</p> <p>(2) 各種研修の参加者は合計3,980人(前年度3,657人)となりました。研修では、これまでの相談や検査での指摘事項、事務処理ミスの多い事例等を紹介し、同様のミスの防止に努めるなど、参加者の会計事務の知識向上の一助にすることができました。</p> <p>(3) 相談や各種研修、事前確認の取組を行った結果、令和4年度の事後検査の指導件数は、204件となり、新型コロナウイルスの影響を受けず、従前どおり検査を実施した令和2年度の227件より減少しました。</p> <p>(4) 各所属から提出された内部統制制度にかかるリスクマネジメントシートの共通リスク基礎評価部局として「財務に関する事務」の運用状況を事後検査の結果をもとに評価しました。</p>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>会計事務担当職員が適正に事務を行うことができるよう、会計事務に関する相談への対応など日常的な支援を行うとともに、会計事務担当職員の能力向上、知識の習得及びコンプライアンスの徹底を図るため、各種研修や事前確認・事後検査を実施するとともに、検査後のフォローアップの充実を図ります。</p> <p>また、事後検査においては、内部統制制度を踏まえた指導や評価を行うことにより、会計事務の適正化に努めていきます。</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 物品の適正管理</p> <p>金品亡失（損傷）については、令和3年度の報告件数は157件で、前年度の141件から16件増加しており、依然として公用車の事故やパソコンの損傷等、職員の不注意等によるものが多数発生している。</p> <p>このため、職員や各所属に対して、更なる注意喚起により交通安全や県有財産管理の意識向上を図るとともに、効果のあった取組を水平展開するなど、金品亡失（損傷）の減少につながる有効な対策を講じられた（会計支援課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 金品亡失の減少に向けては継続的な注意喚起が必要なため、年度当初に、総務部長や教育長との連名で通知を行うとともに、毎月配信している「出納かわら版」にて2か月に一度、具体的な亡失（損傷）事例や傾向を紹介し、同様事例の発生防止を呼びかけたほか、令和5年1月には、改めて各部局長からも注意喚起を行うよう依頼しました。</p> <p>(2) 注意喚起だけでなく、効果的な取組を水平展開することで減少につなげていけるよう、各所属や他自治体等の取組状況等の情報収集に努めました。今後、様々な機会を通じて好事例を紹介していくこととしました。</p> <p>(3) 公用車の事故を減少させるため、外部講師による交通安全講習会を開催し、交通事故の要因とヒューマンエラー、交通事故の類型別対策、危険予測、安全運転に必要な技能について講義をしていただき、職員の運転技術の向上や交通安全意識の啓発に努めました。（10月に10回実施）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和4年度の金品亡失（損傷）報告件数は179件となり、前年度から22件増加しました。</p> <p>上記の取組を実施しましたが、公用車とパソコンの損傷件数が依然として多い結果となったのは、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和による出張の増加及びWEB会議やモバイル機器利用の増加に伴う影響があったと分析しています。</p>
<p><u>令和5年度以降（取組予定等）</u></p> <p>令和4年度においても、依然として職員の不注意による金品亡失（損傷）が発生していることから、引き続き事後検査、各種研修等の機会を利用し、金品の適正な管理を指導していきます。特に発生件数が多い公用車の事故、パソコンの損傷については、発生状況や傾向等の情報を提供し、注意喚起を行います。また、効果のあった取組を検査時などに聴き取り、他所属に紹介していきます。</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

監査の結果	
2	<p>財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。 (会計支援課)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>三重県公文書等管理条例の周知不足により、誤廃棄が発生してしまったことから、局内の全ての職員に対し、当該事実の説明と条例の施行日(令和2年4月1日)以降、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、三重県公文書等管理審査会に諮り、「歴史公文書等」に該当しないと判断されてから廃棄するように周知しました。</p> <p>また、令和4年6月の「令和2年度における公文書の管理の状況について」の公表を受け、改めて、公文書等管理条例に基づいた適正な文書管理の徹底を職員全員に周知しました。</p>
2	<p>今後の方針(取組予定等)</p> <p>引き続き、総務部法務・文書課及び情報公開課からの「公文書及び公文書ファイル等の保存状況の確認について(依頼)」に従って、年3回、公文書及び公文書ファイルの保存状況の確認を行います。</p> <p>今後も、総務部法務・文書課及びデジタル改革推進課からの通知等により作業を行う際には、公文書等管理審査会の意見を聴取し、結果通知が届くまでは、各班、各駐在で適正に保管するよう注意喚起します。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 計画的な施設改良の推進等</p> <p>水道事業及び工業用水道事業においては、「三重県企業庁経営計画（平成 29 年度～令和 8 年度）」並びに同計画に基づく水道施設及び工業用水道施設の改良計画（以下「経営計画等」という。）により、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新に取り組んでいる。</p> <p>また、近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等を踏まえ、令和 3 年度は、これまでの取組に加え、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の対応が必要な施設の対策案の検討を行うとともに、長時間停電対策として、非常用発電設備の更新に併せて燃料貯蔵タンクの増量を実施している。</p> <p>今後も引き続き、安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給するため、令和 4 年 3 月に改定した経営計画等に基づき、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新を進めるとともに、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の取組を推進されたい。 (水道事業課、工業用水道事業課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>令和 4 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>三重県企業庁経営計画（平成 29 年度～令和 8 年度）、水道施設改良計画（平成 29 年度～令和 8 年度）及び工業用水道施設改良計画（平成 29 年度～令和 8 年度）（以下、「経営計画等」という）に基づき、主要施設や管路の耐震化、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策を実施しました。 (水道事業課、工業用水道事業課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業             <p>主要施設の耐震化については、高野浄水場の 2 浄水処理施設の耐震補強工事を、令和 5 年度の完成に向けて着手するとともに、鍛冶屋調整池の耐震補強工事と、長谷調整池の基本設計を実施しました。</p> <p>管路の耐震化については、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など、約 5.3km の布設替工事を実施し、耐震化を進めました。</p> <p>また、浸水対策及び土砂災害対策については、北勢水道事務所（工業用水道との共有施設）の浸水対策工事を実施するとともに、鈴鹿導水ポンプ所、導水ポンプ所（多気町）、勢和加圧ポンプ所の詳細設計を実施しました。長時間停電対策については、桑名加圧ポンプ所及び嬉野加圧ポンプ所の燃料貯蔵タンクを増量し、72 時間程度運転できるように、非常用発電設備の更新工事に合わせて、令和 5 年度の完成に向けて着手しました。</p> </li> <li>・ 工業用水道事業             <p>主要施設の耐震化については、木造取水所取水ポンプ井の耐震補強工事を、令和 5 年度の完成に向けて着手しました。</p> <p>管路については、重要度の高い主要幹線など約 3.1 km を更新し、老朽化対策にあわせて耐震化を進めました。</p> <p>また、浸水対策については、野代導水ポンプ所ポンプ棟と北勢水道事務所（水道との共有施設）の浸水対策工事を実施しました。 (水道事業課、工業用水道事業課)</p> </li> </ul>
<p><u>令和 5 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>経営計画等に基づき、主要施設等の耐震化及び老朽化した施設・設備の更新を計画的に進めるとともに、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業             <p>主要施設の耐震化については、高野浄水場の残る 4 浄水処理施設の耐震化を進め、計画期間内に全 5 浄水場の 49 浄水処理施設の耐震化を完了するよう進めていきます。また、調整池については、全 14 池のうち 2 池の耐震化を完了させ、計画期間内に 12 池の耐震化を進めていきます。</p> <p>管路の耐震化については、残る計画期間中に、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路と布設後 40 年以上を経過した管路など約 12.8 km の布設替工事を実施することで、計画期間内に約 34.1km の耐震化を進めていきます。</p> <p>また、浸水対策及び土砂災害対策については、対応が必要な 9 施設（工業用水道との共有施設 1 施設含む）の対策を、計画期間内に完了するよう進めていきます。</p> <p>長時間停電対策については、非常用発電設備の更新に合わせ、燃料貯蔵タンクの増量を進めていきます。</p> </li> <li>・ 工業用水道事業             <p>主要施設の耐震化については、49 施設のうち浄水場の排水処理施設や配水池など 6 施設の耐震化を実施し、計画期間内に 47 施設の耐震化を完了するよう進めていきます。</p> <p>管路については、残る計画期間中に、特に重要度の高い主要幹線や布設年度の古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に約 9.2km を優先して更新し、計画期間内に約 22.1km の老朽化対策にあわせた耐震化を完了するよう進めていきます。</p> <p>また、浸水対策については、対応が必要な 7 施設（水道との共有施設 1 施設を含む）のうち、河川改修計画などがある 2 施設を除く 5 施設の対策を、計画期間内に完了するよう進めていきます。</p> <p>長時間停電対策については、非常用発電設備の更新工事に合わせ、燃料貯蔵タンクの増量を進めていきます。 (水道事業課、工業用水道事業課)</p> </li> </ul>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) R D F 焼却・発電事業の円滑な終了及び事業の総括並びに電気事業の廃止</p> <p>R D F 焼却・発電事業の円滑な終了については、令和4年1月にR D F 処理委託料の清算金の支払を完了するとともに、施設の撤去工事を継続して実施している。また、事業の総括については、関係部局と連携して、関係市町等から意見の聴取りを行うなど、環境政策、安全及び事業構築・運営の各視点で事業全体を検証し、4年3月に「R D F 焼却・発電事業の総括 中間報告書」を取りまとめた。</p> <p>今後も引き続き、R D F 焼却・発電事業の円滑な終了に向け、撤去工事的確な進捗管理に取り組むとともに、事業の総括については、関係部局と連携して所要の調整を行い最終報告書を取りまとめられたい。また、電気事業全体については、撤去工事的確な完了を前提に、関係部局と調整のうえ、資産等の引継ぎ、関係法令の所要手続き及び組織体制の見直しなど、事業の廃止に向けた取組を的確に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(電気事業課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R D F 焼却・発電施設の撤去工事については、周辺環境や安全対策に十分配慮するとともに、現場確認及び受注者との緊密な情報共有による進捗管理を行いながら進めました。</li> <li>また、工事の情報をホームページへの掲載や地域住民への回覧により定期的に発信するとともに、地域住民や学識経験者等で構成する「R D F 焼却・発電施設撤去に伴う安全管理会議」を開催しました。</li> <li>・ 事業の総括については、関係部局と連携し、撤去工事が完了する令和5年3月に最終報告書を取りまとめられるように進めました。</li> <li>・ 電気事業の廃止に向けて、「三重県公営企業の設置等に関する条例」等の必要な改正手続を進めました。</li> <li>・ 電気事業の残余財産については、円滑に引き継げるように関係部局と調整を進めました。</li> <li>・ 事業の廃止後の組織機構について、より効果的・効率的な組織体制となるよう検討を進めました。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(電気事業課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R D F 焼却・発電施設の撤去工事を令和5年3月10日に完了しました。</li> <li>また、地域住民や学識経験者等で構成する「R D F 焼却・発電施設の撤去に伴う安全管理会議」を令和4年7月と令和5年2月に開催し、周辺環境の調査結果や安全対策の実施状況等を確認いただきました。</li> <li>・ 事業の総括については、令和5年3月に所管する常任委員会へ報告し、最終報告書を取りまとめました。</li> <li>・ 令和5年3月31日付で電気事業を廃止し、三重県企業庁組織規程等の管理規程についても必要な改正を行いました。</li> <li>・ 電気事業の残余財産は、事業廃止後、速やかに県（一般会計）に引き継ぐこととなりました。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(電気事業課)</p>
<p><u>令和5年度以降（取組予定等）</u></p> <p style="text-align: center;">該当ありません</p>



## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在5,502,950円あった。 (工業用水道事業課、北勢水道事務所)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (工業用水道事業課、財務管理課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>・収入未済額のうち5,500,000円について</p> <p>①② 給水予定企業の給水施設に係る工事負担金であり、令和2年12月18日に債務者の破産手続が開始され、破産管財人による手続が進められていることから、債権者集会に出席し、破産手続の進捗状況等の情報収集を行いました。 (工業用水道事業課)</p> <p>・収入未済額のうち2,950円について</p> <p>① 土地使用料であり、収入未済額が取立てに要する費用に満たないと認められることから、令和3年度に「三重県公債権の徴収に関する条例」第12条第3号に基づく徴収停止手続を行いました。 (北勢水道事務所)</p> <p>② 徴収停止手続に伴い、北勢水道事務所が現地調査を実施しました。 (財務管理課)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①②</p> <p>・収入未済額のうち5,500,000円については、引き続き、債権者集会に出席し情報収集を行うとともに、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に従い、適正な債権管理に努めます。 (工業用水道事業課)</p> <p>・収入未済額のうち2,950円については、引き続き、「三重県公債権の徴収に関する条例」に従い、適正な債権管理に努めます。 (北勢水道事務所) (財務管理課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(2) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	(北勢水道事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(2) 交通事故について全所員へ情報共有及び注意喚起を行うとともに、交通安全について全所員の研修を実施し、また、チャレンジ123へ参加することにより、安全運転意識の向上を図りました。	(北勢水道事務所)
2 今後の方針(取組予定等)	
(2) 引き続き、職員の安全運転意識の向上を図り、事故の未然防止に努めます。	(北勢水道事務所)

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 病院事業の健全な経営と中期経営計画の推進</p> <p>令和3年度病院事業会計については、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で、入院患者数が減少したことにより医業収益は減少したが、指定管理者に対する交付金等の経費が減少したことにより医業費用も減少したため、医業損益は前年度に比べ約8,507万円改善した。また、感染患者受入れのための病床確保に伴う国からの交付金等により一般会計繰入金が増加したため、収益的収支は約9億6,682万円の黒字となった。そのため未処理欠損金（累積欠損金）は減少したが、依然として約78億円と多額である。</p> <p>「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」については、令和3年度は計画期間を1年間延長し単年度計画としたが、その成果目標の達成状況は前年度より改善したものの未達成項目が多くある。また、令和4年度も引き続き、単年度計画として策定しているが、令和4年3月に国から「公立病院経営強化ガイドライン」が示され、地域医療構想等との整合を図りながら5年度末までに「公立病院経営強化プラン」（次期中期経営計画）を策定することが求められている。</p> <p>このため、今後起こりうる新興感染症の感染拡大等にも備えながら計画の目標達成に向けて取り組み、医業収益の確保を図るなど健全な経営に努められたい。また、各病院を取り巻く環境や求められる医療ニーズを踏まえて、各病院が果たすべき役割・機能を見直し明確化・最適化するなど、経営強化の取組が進むよう、次期中期経営計画の策定の検討を進められたい。</p> <p>こころの医療センターでは、感染患者受入れのための病床確保に伴う国からの交付金等による一般会計繰入金が増加したことなどから、収益的収支は、約8億7,920万円の黒字となった。平成30年度から進めている経営改善プロジェクトについては、地域の医療・福祉施設等との連携による長期入院患者の地域移行等の成果が出ていることから、引き続き、経営改善に努められたい。また、今後も精神科医療の中核病院として、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p> <p>一志病院では、入院・外来患者数の減少により医業収益が減少したものの、9年連続の黒字となっていることから、今後も、公立病院の役割として新型コロナに係る検査等にも対応しながら、引き続き、健全な経営に努められたい。また、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p> <p>志摩病院では、新型コロナへの対応を行いつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実強化、医師の確保等に取り組んでおり、救急受入体制の一部回復など診療機能を充実させているが、一部診療科では医師の配置が進んでいない。令和4年度からの新たな基本協定を踏まえ、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的な医療が提供できるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療の充実、診療機能の強化及び医師の確保等に取り組むとともに、経営改善が着実に進められるよう指定管理者に対する指導や支援を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（県立病院課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和4年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>令和4年度においても、依然として新型コロナウイルス感染症の影響は続いており、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、同感染症への対応も含めて県立病院として求められる役割・機能を担っていきけるよう、院内感染防止に取り組みながら、診療機能の維持と収益の確保を図りました。</p> <p>また、経営の健全化を進めるにあたっては、病院長又は運営調整部長を構成員とする毎月の会議などを通じて、成果目標に対する達成状況や課題を的確に把握し、課題への対応方策等について協議・調整を行いました。</p> <p>指定管理者制度を導入している志摩病院については、毎月、指定管理者から業務の聴き取りを行うとともに、定期的に病院運営に関する協議を行い、診療機能の充実・強化に取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">（県立病院課）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>こころの医療センターでは、病病連携などにより新規患者の受入増に取り組むとともに、適切な病床運用等により入院診療単価の向上（R3：19,778円→R4：20,161円）に努めました。また、多職種が連携しながら長期入院患者の地域移行を進めるとともに、入所施設事業所等と連携して退院後の地域定着を支援しました。</p> <p>一志病院では、総合診療医の育成拠点施設として、研修医や医学生を延べ408人、看護実習生等を延べ380人受け入れるなど、地域医療を担う人材の育成に積極的に取り組みました。また、保健・医療・福祉の地域内関係者のネットワークの構築や、通院が困難な患者に対する在宅療養支援により、地域に最適な医療サービスを安定的に提供しました。</p> <p>志摩病院では、令和4年7月に産婦人科常勤医師を確保できたことから、外来診療を平日5日に拡充することができました。また、平日日勤帯（木曜除く）の小児救急（対象は1歳以上）を引き続き実施するなど、救急診療機能の維持に努めました。そのほか、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を図りながら、へき地医療拠点病院として離島への巡回診療の継続など、地域医療の確保に貢献するとともに、回復期機能を担う地域包括ケア病棟の運用など、地域の中核病院として多様なニーズに対応しました。</p> <p style="text-align: right;">（県立病院課）</p>

令和5年度以降（取組予定等）

次期中期経営計画（公立病院経営強化プラン）の策定については、国のガイドラインに基づき、地域医療構想や、新興感染症への対応が新たに追加される第8次医療計画（令和5年度改定予定）と整合させることが求められているため、これらの進捗状況もふまえながら、令和5年度中の策定に向けて検討を進めていきます。

（県立病院課）

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見  事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。  (1) 保有個人情報開示時の事務処理誤りによる個人情報の漏えい事案が2件あった。  (こころの医療センター)  (2) 患者からの預かり金の紛失事案があった。  (こころの医療センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容  改善を要する事案が複数発生したため、全職員を対象に臨時のコンプライアンス研修を実施して再発防止の徹底を図るとともに、それぞれの事案について以下のとおり取り組みました。  (1) 院内の各部門長が集まる会議等において注意喚起を行い、保有個人情報開示時の文書の適正な取扱いについて全職員へ周知徹底を図りました。  また、事務処理の際のチェックリストを作成し、再発防止に努めました。(こころの医療センター)  (2) 院内の各部門長が集まる会議等において、患者からの預り金の適正な取扱いについて全職員へ周知徹底を図りました。  各病棟金庫の鍵の所持や開錠ができる職員を看護師長に限定することとし、複数人で施錠確認を行うよう管理体制を強化し、患者から預かった貴重品について保管台帳と現物の確認を定期的に行うようにしました。また、各病棟では患者からの現金を原則預からないルールを徹底しました。  (こころの医療センター)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)  (1) 今後も上記取組を徹底し、担当者が代わっても確実に引き継げるよう、意識の向上を図り、適切な事務処理に努めていきます。(こころの医療センター)  (2) 今後も上記取組やルールを徹底し、適切な事務処理に努めていきます。(こころの医療センター)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①収入未済額が令和3年度末現在 53,643,016 円あった。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めました。</p> <p>(1) 発生防止対策</p> <p>入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応(入院中の面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等)を行うよう努めました。また、債務者からの支払がない場合、連帯保証人も含めた督促や弁護士法人への委託等を実施し、過年度未収金として発生しないよう、早期の回収に努めました。</p> <p>(2) 回収対策</p> <p>「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による連帯保証人を含めた督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。</p> <p>また、回収困難な債権には、積極的に弁護士への回収業務委託を活用するとともに、委託先と情報共有を徹底することで、債務者等からの回収を進めることができました。</p> <p>なお、債務者の現状について面談等を通じて適時把握し、個々の事情に応じた福祉制度の活用も随時行いながら、粘り強く丁寧な回収に取り組みました。</p> <p>これらの取組により、令和3年度末における収入未済額 53,643,016 円について、令和5年3月末までに 3,652,541 円を回収しました。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続していきます。また、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより、債権回収に努めていきます。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 議会事務局

監査の結果
<p>1 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 行政部門別常任委員会に付託された議案を、誤って分科会で審査した。</p> <p style="text-align: right;">(議事課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>予算関連議案として予算決算常任委員会へ付託する議案と、予算関連議案以外の議案として常任委員会へ付託する議案は、それぞれの議案付託表を整理する責任者が適切に作成していましたが、委員長口述の作成や執行部の委員会資料をとりまとめる責任者が、議案付託表の確認を不十分なまま、当日の予算決算常任委員会の委員長口述や資料のとりまとめを行ったため、誤って予算決算常任委員会分科会において審査がなされたことから、再発防止策として、議会事務局において議案付託表と委員長口述、執行部の委員会資料のチェックを班長、所属長を含め複数でチェックする体制に改善しました。</p> <p>また、執行部にも議会事務局から事前に示す議案付託項目と委員会資料の事項を十分確認いただくよう令和3年7月19日付文書で依頼をしました。</p> <p style="text-align: right;">(議事課)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>議案付託表及び委員長口述等について複数でチェックする体制を継続し、再発防止に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">(議事課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 人事委員会事務局

監査の結果	
1 財務の執行に関する意見	
(1) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア その他の支出事務	
① 使用料及び賃借料の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(職員課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
指摘のあった事項について適正な事務処理を徹底するとともに、班内で注意喚起を図りました。	
2 今後の方針(取組予定等)	
引き続き、適正な事務処理に努めてまいります。	



## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 服務規律の徹底</p> <p>令和3年度の懲戒処分については、前年度の8人から1人減少したが、7人が処分されており、そのうちわいせつ行為や盗撮行為により3人が免職、2人が停職となっている。</p> <p>令和4年度から「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されるなど、教職員による児童生徒への性暴力が社会的に大きな問題となっている中、これらの事案は、公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものである。</p> <p>このため、教職員に対する法令遵守及び服務規律の更なる徹底に取り組むことにより教職員としての責任と自覚を促すとともに、非違事案に対する原因や背景を分析し、効果的な対策を講じることにより、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(教職員課)</p>
講じた措置
<p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性などを議論し、学校として取り組む事項を「信頼される学校であるための行動計画」に位置付け、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが自分事として取り組みました。</p> <p>② 年度当初、各学校において、常勤講師や非常勤講師等に対し、「講師等研修ノート」を配布し、教員としての心構えや服務等について、校長等が研修を行いました。また、令和3年度から、常勤講師等は、総合教育センター主催の「常勤講師等研修」を3年に1回は受講することとしており、受講した講師等に対し、受講後に講師等として勤務するにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させました。</p> <p>③ 4月から6月にかけて、新任校長・教頭研修をはじめ、年次別研修等をオンラインで実施し、事例を示しながら服務規律の確保を図るとともに、コンプライアンス意識の向上を図りました。</p> <p>④ 過去に発生した事案の原因や背景を分析し、5月に「わいせつ行為」、「盗撮」、9月に「飲酒運転」、「体罰」を題材とした研修資料を作成、配布し、各県立学校において2回以上のコンプライアンス・ミーティングを実施することにより、教職員一人ひとりに、各事例に至った原因・背景は何か、不祥事を起こさないために必要なことは何かについて考える機会を設けました。</p> <p>⑤ 9月から10月にかけて、県立高等学校、県立特別支援学校高等部・中学部及び公立中学校の生徒を対象に、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、教職員は指導のつもりであっても、生徒には接触や言葉がけがセクシュアル・ハラスメントと受けとられる場合があることなど、県教育委員会は、県立学校長会議において校長に対しアンケートの内容についての報告を行いました。それを受けて、校長は、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の身体接触や言葉がけは、教職員の意図にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントに該当することを、各校の職員会議等において改めて教職員に対して確認し、生徒への関わり方について見直す機会を設けました。特に、生徒から回答があった学校においては、個人の特定につながるよう留意したうえで、職員会議等にて具体的な回答内容を校長から教職員に提示し、生徒が教職員の言動を実際にどのように感じているかについて共有する機会を設けました。</p> <p>⑥ 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(6月、12月)、研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図りました。また、参議院議員選挙に当たり、教育の中立性を疑わしめる行為により、県民の教育に対する信頼を損なうことのないよう周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 学校信頼向上委員会において学校として取り組む事項を検討することにより、学校全体で、児童生徒との関わり方や教職員同士の関係性を見直す機会となりました。</p> <p>② 常勤講師や非常勤講師に対して研修を実施することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識の向上を促しました。</p> <p>③ 新任校長・教頭研修において、コンプライアンス研修を行うことにより、学校における不祥事を未然に防止する体制づくりなどを考える機会となりました。また、教職6年次研修等において、不祥事の具体的な事例を取り上げ、対応策を考えることなどにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識の向上を促しました。</p> <p>④ コンプライアンス・ミーティング等において、研修資料にある事例に至った原因・背景や未然防止策について職員同士で話し合うことにより、服務規律の確保についての徹底と教育公務員としての意識の向上を促しました。</p> <p>⑤ 全県立学校及び公立中学校において、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の結果を職員会議等で教職員に提示し、教員は指導として身体接触や言葉がけをしているつもりであっても、生徒にとってはセクシュアル・ハラスメントと受けとられる場合があることを改めて確認しました。</p> <p>⑥ 不祥事の根絶について、教職員一人ひとりが再認識するよう周知徹底を図るとともに、学校の政治的中立性の確保に留意し、選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為の防止につなげました。</p>

令和 5 年度以降（取組予定等）

- ① 文書等による通知や県立学校長会議や市町等教育長会議等において具体的事例をとらえて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底します。また、新たな研修資料を作成し、コンプライアンス・ミーティングを開催することにより、教職員が不祥事を自分事としてとらえ、不祥事の未然防止に取り組みます。
- ② 年次別研修等の研修内容を改善し、コンプライアンス、服務規律の確保について教職員に訴えます。
- ③ 県立学校において、学校信頼向上委員会をより機能的なものとし、各学校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」を着実に実行することにより、不祥事の未然防止に取り組みます。
- ④ 教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を継続して実施するとともに、「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」の設置に向けて検討するとともに、地域の関係機関等との連携を進めていきます。

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 教職員の働き方改革の推進</p> <p>令和3年度における教職員1人あたりの月平均時間外在校等時間は、小学校23.31時間（前年度23.51時間）、中学校30.65時間（前年度31.00時間）、県立学校11.27時間（前々年度17.82時間、前年度11.01時間）と減少傾向にある。</p> <p>令和2年度からは、国の法改正に伴い、教職員の時間外在校等時間の上限を月45時間にするなどの規則が教育委員会で定められたが、これを超える令和3年度の教職員の割合は小学校で9.0%、中学校で23.0%、県立学校で5.6%であり、さらに時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合は小学校で0.4%、中学校で4.0%、県立学校で1.0%であり、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない。</p> <p>このため、引き続き教職員の勤務時間の把握に努めるとともに、スクールカウンセラー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の人材の活用、ICTを活用した教職員の業務の効率化、部活動の地域移行、令和4年度から導入された変形労働時間制の活用等を推進することにより、教職員の働き方改革に取り組まれたい。（教職員課、福利・給与課）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 各種課題対応のための専門人材や地域人材の活用として、スクール・サポート・スタッフを昨年度に引き続きすべての公立学校（小中学校493校、分校を含む県立学校75校）に配置するほか、部活動指導員を122人（32人増）配置しました。加えて、スクールカウンセラー（65,640時間 4.2%増）およびスクールソーシャルワーカー（16,619時間 21.3%増）の配置時間を拡充しました。</p> <p>② ICTを活用した教職員の業務の効率化については、会議や研修会等のオンライン開催やオンデマンドによる配信、ICTを活用したアンケートや調査、小テストの実施、保護者向けの連絡アプリの活用などの取組を進めるとともに、三重県統一校務支援システムや留守番電話導入などの環境整備にも取り組みました。</p> <p>③ 校種、地域、各学校により総勤務時間縮減に向けた課題が異なることから、これまでの統一した取組に加えて、各学校の実情に応じた総勤務時間縮減の課題解決に向けた取組を進めました。各学校の取組については、県教育委員会が行う働き方改革の取組状況調査において、PDCAサイクルを活用して検証しました。</p> <p>④ 持続可能な部活動の推進のため、市町等教育委員会と定期的に意見交換会を実施するとともに、市町と連携し、実態把握に努め、令和5年度からの中学校の休日における部活動の段階的な地域移行が円滑に進むよう支援しました。</p> <p>市町等教育委員会・スポーツ関係団体を対象に部活動の地域移行説明会を実施し、地域移行の概要の共通理解を図るとともに、スポーツ関係団体を対象に、部活動を地域に委ねる団体（受け皿）となり得る団体への意向調査の協力依頼を行い、受け皿の確保に取り組みました。</p> <p>指導者の質を保障するとともに量を確保するため、県競技団体と連携し、日本スポーツ協会（J S P O）の指導者資格を有する指導者に加え、各競技団体固有の指導資格保有者の人材リストへの登録を依頼しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>①②③ 令和4年度の4～1月における時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の平均人数とすべての教育職員に対する割合は、小学校で約664人（9.6%）、中学校で約1,098人（28.9%）、県立学校で約464人（10.2%）となりました。新型コロナウイルス感染症対策による影響があった昨年度の同時期と比較すると増加していますが、通常の状態であった令和元年度の同時期との比較では、小学校で52.5%減、中学校で32.5%減、県立学校で22.5%減となりました。</p> <p>④ 市町等教育委員会との定期的な意見交換会を通して、各市町の協議会設置に向けた準備が進むとともに、それぞれの市町の地域移行に向けた課題や進め方を共有することで、各市町の段階的な地域移行を支援することができました。</p>
<p><u>令和5年度以降（取組予定等）</u></p> <p>令和5年度は、引き続き、専門人材・地域人材を活用した教職員の業務負担軽減、ICTを活用した業務の効率化、学校および教職員が担う業務の見直し、各学校の主体的な取組の推進、部活動の地域移行を含む部活動改革に取り組みます。</p> <p>特にICTを活用した取組については、すべての県立学校に採点アプリを導入し、採点業務の効率化を図るとともに、各学校の取組については、県教育委員会が行う働き方改革の取組状況調査において、PDCAサイクルを活用して検証し、効果的な取組については、県全体への拡大を図っていく予定です。</p> <p>部活動の地域移行については、市町等教育委員会やスポーツ部局と連携し、人材リスト登録者や指導を希望する地域指導者を対象とした研修会を令和5年度に実施し、指導の専門性や安全指導、コーチング等中学生を指導する資質を有する指導者の確保に取り組みます。また、地域の指導者確保のため、地域のスポーツ活動に従事することを希望する教職員の兼職兼業の運用に係る考え方等（業務に従事できる時間等の許可基準）を示します。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見                  (3) 学力の向上                  令和4年度の「全国学力・学習状況調査」の結果において、中学校の数学は全国平均を上回ったが、6教科中5教科(小学校国語・算数・理科、中学校国語・理科)が全国平均を下回り、国語では小中学校ともに質問の意図を捉えて自分の考えをまとめること、算数では割合の意味の理解等に課題が見られた。また、生活習慣や学習習慣等に関する質問紙調査では、「平日・休みの日ともに1時間以上学習している」と回答した割合が、小中学生ともに全国平均を下回っていた。                  このため、みえスタディ・チェックやICTを活用した学習内容の定着、家庭と連携した学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立、市町教育委員会と連携した学力についての課題の改善に向けた取組の確認・指導等により、学力の向上に努められたい。                  (学力向上推進プロジェクトチーム)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>令和4年度</u>                  1 実施した取組内容                  ① 学習内容の定着に向けて、令和4年度第2回みえスタディ・チェックをCBTで実施(令和5年1月)しました。実施後すぐに、各児童生徒の学習端末に正解、不正解を提示するとともに、正解の場合は、さらに難しい問題を、不正解の場合は、学習内容を遡った問題を提供しました。                  小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象として、国語、算数・数学、英語の学習内容において、身に付けておかなければ最終学年の学習に影響を及ぼす基本問題等で構成したワークシート集「学-Viva!!セット第23弾」を1月に各学校に配付するとともに、児童生徒の学習端末にも提供しました。                  また、小5・中2の児童生徒の学習端末に、国語、算数・数学の課題のある基礎的な問題「今日の1問」を2月1日(水)から3月31日(金)まで提供しました。                  ② 家庭と連携した学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立のため、学習習慣を身に付けるための家庭での取組等を記載したポスターを県内コンビニに配付(12月)しました。                  また、家庭学習の習慣化を啓発する動画を「みえの学力向上県民運動」のホームページ及び県PTA連合会の公式アカウントに掲載しました。                  ③ 市町教育委員会が作成したアクションプラン(市町の課題や具体的取組方策)をもとに、市町教育委員会と取組状況について意見交換を行い、所管する各学校における「授業改善」「学習内容の定着」「学習習慣等の確立」の取組を進めました。                  そして、8月、11月、2月の学力向上推進会議(対象：市町教育委員会指導主事等)において、所管する各学校の学習内容の定着状況、改善に向けた具体的取組等を共有しました。                  市町教育委員会主催の教職員を対象とした学力向上に係る会議や各学校の研修会に、必要に応じて県教育委員会の指導主事等が参加し、授業改善等について指導・助言を行いました。</p> <p>2 取組の成果                  ① 学校は、みえスタディ・チェックをCBTで実施し、実施終了後すぐに児童生徒の学習内容の定着状況や生活状況を把握し、授業改善や個に応じた指導、学習習慣等の確立について早い段階から課題の改善に向けた取組を進めることができました。                  児童生徒は、各自の学習端末から解答状況に応じた問題や、県の課題に応じた問題に取り組むことができ、つまずきの克服につなげることができました。                  ② 市町教育委員会や県PTA連合会と連携して、学校・家庭・地域が一体となった学習習慣等の確立に向けた取組を行い、保護者や地域に対し、家庭学習を習慣化する意識の向上につなげることができました。                  ③ アクションプランで各市町の取組状況を確認し、必要に応じて協議しながら、各市町の現状に応じた学力向上について連携した取組を進めることができました。                  学力向上推進会議では、授業改善への指導・助言に活用できる演習や、各市町の課題の改善に向けた取組についてグループ討議等を行い、意見交換をすることができました。(参加者：延べ181人)                  県教育委員会指導主事が市の研修会など要請のあった学校の校内研修会等に参加して、授業改善等について指導・助言を行うことで、市町や学校の課題の改善につなげることができました。(訪問回数：延べ157回)</p>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u>                  ① みえスタディ・チェックをCBTで継続して実施します。                  ② 市町教育委員会や県PTA連合会等と連携し、学習習慣等の確立に向けた取組の推進を図ります。                  ③ 学力向上に向けて、市町教育委員会と取組計画及び取組状況について意見交換を行い、課題の改善に向けて協議します。</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(4) 安全で安心な学びの場づくりの推進</p> <p>令和3年度における公立小中学校及び県立学校におけるいじめの認知件数は4,268件(前年度3,764件)であり、また不登校児童生徒数は3,875人(前年度3,199人)であり、ともに増加傾向にある。いじめに関しては早期に把握し早期に解決する必要がある、不登校児童生徒に関しては状況が一人ひとり異なっているため、児童生徒の状況に応じて医療や福祉分野等の関係機関と連携した支援を行っていく必要がある。</p> <p>このため、いじめの深刻化や不登校の長期化の防止に向けて引き続き学校、家庭、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めるとともに、教職員の対応力の向上、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携等による教育相談体制の充実、教育支援センターによる学習及び社会的自立に向けた支援等により、安全で安心な学びの場づくりを推進されたい。</p> <p>また、令和2年度に発生したいじめ重大事態については、その対応について三重県いじめ対策審議会から調査の進め方や重大事態と認定すべき時期、公表のあり方や調査の実施主体について答申を受けたことから、今後は被害児童生徒を全力で守ることを最優先とした対応に努められたい。(生徒指導課)</p> <p>講じた措置</p> <p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 「三重県いじめ防止条例」で、いじめ防止強化月間と定める4月・11月に、三重県いじめ防止応援サポーターと連携し、社会総がかりでいじめを防止するための取組を推進しました。</p> <p>② 子ども・福祉部と連携し、学校と家庭が見守りの視点を共有していち早く子どもの変化を把握するための「気づきリスト」を作成して、県立学校の全ての保護者に配付するとともに、市町教育委員会や三重県PTA連合会とも共有して、活用を促しました。また、いじめから児童生徒を守るため、県立学校において、学習端末等を活用していつでも学校にいじめを伝えられる環境を整備するとともに、いじめの情報を得たら原則、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組むことを徹底し、市町教育委員会に共有しました。</p> <p>③ インターネット上でのいじめ防止のため、外部人材による情報モラル授業や、公募の高校生による小学校高学年を対象とした出前授業を実施しました。</p> <p>④ モデル中学校区において、心の回復力(レジリエンス)を育む取組や、潜在的に支援を要する児童生徒への早期からの支援を行うためのスクリーニングを実施しました。</p> <p>⑤ 市町教育支援センターにスクールカウンセラー(以下、SC)・スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)を配置して、心理や福祉の面からの専門的な支援や、訪問型支援を実施しました。</p> <p>⑥ 高校段階で不登校の状況にある生徒への支援のため、県立教育支援センターの設置に向けた実証研究を実施するとともに、中高生を対象に、オンラインを活用した不登校生徒の居場所づくりを推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 各学校における、ピンクシャツ運動や児童生徒が考え話し合うなどの活動、三重県いじめ防止応援サポーターと連携した啓発活動により、いじめ防止に係る児童生徒や県民の意識向上につながりました。</p> <p>② 「気づきリスト」は、各学校で、それぞれの実情に応じた内容に修正するなどして活用されています。学習端末等を活用した取組と併せて、いじめを相談しやすい環境が整備できました。また、把握したいじめに迅速に対応するため、各県立学校のいじめ防止委員会の構成について点検や見直しが進みました。</p> <p>③ 三重県いじめ防止応援サポーター等の外部人材を活用した情報モラル授業は、22校23課程(小学校2校・中学校2校・高校:16校17課程・特別支援学校2校)で実施しました。また、公募で集まった7名の高校生が、SNS等でのいじめ防止について話し合い作成した情報モラル教材を使って、小学校17校(対面6校・オンライン11校)で出前授業を行うことで、互いのいじめの防止に対する理解を深めました。</p> <p>④ 実施した中学校区では、児童生徒から「自分を支えてくれている人がたくさんいることがわかった」との声が寄せられるなど、自己肯定感や心の回復力が高まりました。スクリーニングを実施した伊賀市の中学校区では、SSWが支援して関係機関とつないだ児童生徒が増加しました。また、学校生活アンケートにおける児童生徒の満足度が向上しました。</p> <p>⑤ 令和5年3月末現在で、SCとSSWが関わった児童生徒数は、7地域合計で363名となっており、心理や福祉の専門的な見地から、必要な支援を行うことができました。</p> <p>⑥ 県立教育支援センターの設置に向けた実証研究では、令和5年1月現在で登録者が20名となり、学習や体験活動等に取り組みました。オンラインを活用した居場所づくりについては、週2回ずつ実施しており、県内外の企業等と連携したオンラインでの工場見学や博物館ツアー、メタバースでの交流などを行いました。</p> <p>令和5年度以降(取組予定等)</p> <p>① いじめの防止に向けて、児童生徒が社会性や規範意識を高められるよう、法律やルールに基づく責任や情報モラルの観点も加え、弁護士によるいじめ予防授業を拡充して実施していきます。</p> <p>② 学校におけるいじめの内容や発生日、認知日、その後の対応などをデジタル化し、学校、市町教育委員会、県教育委員会が随時共有するシステムを構築することで、いじめに対する迅速・確実な対応を確保します。</p> <p>③ 県立教育支援センターを設置し、高校年代で不登校等の状況にある子どもたちを対象に、オンラインも含めた多様な活動や同年代との交流の場の提供、学習支援や自立支援、カウンセリング等に取り組みます。</p> <p>④ 有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉の関係者等による協議会を設置し、不登校の要因や背景・時期・期間等の分析や考察、支援策の成果と課題の検証を行います。</p>
--

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p>	<p>(教職員課)</p> <p>(教職員課)</p> <p>(生徒指導課)</p> <p>(人権教育課)</p> <p>(研修企画・支援課)</p> <p>(研修推進課)</p> <p>(桑名西高等学校)</p> <p>(桑名北高等学校)</p> <p>(いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(四日市農芸高等学校)</p> <p>(四日市中央工業高等学校)</p> <p>(白子高等学校)</p> <p>(稲生高等学校)</p> <p>(亀山高等学校)</p> <p>(津商業高等学校)</p> <p>(宇治山田高等学校)</p> <p>(伊勢工業高等学校)</p> <p>(名張高等学校)</p> <p>(豊学校)</p> <p>(城山特別支援学校)</p> <p>(稲葉特別支援学校)</p> <p>(特別支援学校玉城わかば学園)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	<p>(1) 校長は、全職員に対して事案の周知を行うとともに、学校信頼向上委員会において、部活動における生徒への適切な関わり方について協議する等、再発防止に取り組みました。(教職員課)</p> <p>(2) 校長は、全職員に対して事案の周知を行うとともに、改めて職務に関係のないSNS等のやりとりを行わないこと、目の行き届きにくい場所での1対1の対応を避けること、許可なく自家用車に乗せないことを徹底しました。(教職員課)</p> <p>(3) 地毛証明書の提出やツブブロックの指導について、県立高校における指導の実態を把握するとともに、県立校長や生徒指導担当者の集まる会議において、校則にない指導を行うことのないよう徹底しました。また、各学校の校則については、それぞれの学校のホームページに掲載し、生徒や保護者との間で、趣旨を共有するよう指導しました。(生徒指導課)</p> <p>(4) 公文書管理の重要性、三重県公文書等管理条例の趣旨及び制度、必要な手続きについて所属内の全職員に周知を図るとともに、公文書の適正な管理を徹底しました。(人権教育課)</p> <p>(5) コンプライアンスミーティング等で三重県公文書等管理条例の趣旨の徹底を図りました。(研修企画・支援課)</p> <p>(6) コンプライアンスミーティング等で三重県公文書等管理条例の趣旨の徹底を図りました。(研修推進課)</p> <p>(7) 職場内のコンプライアンス研修等の際に所属内職員に三重県公文書等管理条例の内容を周知・徹底し、公文書の適切な管理に努めました。(桑名西高等学校)</p> <p>(8) 公文書の廃棄については、複数人で年度の確認を行い、廃棄すべき文書をきちんと確認してから廃棄するように徹底しました。(桑名北高等学校)</p> <p>(9) 三重県公文書等管理条例の内容について職員への周知を徹底するとともに、廃棄する公文書は複数の職員で確認しました。(いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(10) 職員会議で、三重県公文書等管理条例の内容について職員に周知しました。また新たに再発防止策として、廃棄予定公文書ファイル等一覧と文書を事務長が確認することとし、その旨も周知しました。年度末には廃棄対象となる公文書の一覧を提示し、誤廃棄することのないよう再度周知徹底を行いました。(四日市農芸高等学校)</p> <p>(11) 当該事例を情報共有して研修を実施し、公文書の適正管理の周知を徹底しました。(四日市中央工業高等学校)</p> <p>(12) 今回の公文書の誤廃棄を踏まえ、改めて三重県公文書等管理条例における公文書の廃棄手続きについて職員へ周知徹底を図るとともに、廃棄処理においては複数人による点検を行うこととしました。(白子高等学校)</p> <p>(13) 三重県公文書等管理条例の趣旨及び制度を再確認するとともに、保存場所を整理・整頓し、定期的(年3回)な公文書及び公文書ファイルの保存状況の確認を徹底しました。(稲生高等学校)</p> <p>(14) 三重県公文書等管理条例の内容について管理職員及び教職員への再周知を図りました。(亀山高等学校)</p>

- (15) 保存期間が満了した公文書を廃棄しようとするときは、三重県公文書等管理条例第9条第3項に基づく公文書等管理審査会の意見聴取が必要であることについて、職員会議及び事務室内で厳重な注意喚起を行いました。(津商業高等学校)
- (16) 校内の会議等において、三重県公文書等管理条例の改正により保存期間が満了した公文書ファイルの取り扱いが変更された旨をあらためて周知するとともに、文書主任の指示があるまでは廃棄することのないよう徹底しました。(宇治山田高等学校)
- (17) 三重県公文書等管理条例の趣旨を周知徹底するとともに、年3回の文書確認の機会を通じて公文書・簿冊の適切な管理を徹底しました。(伊勢工業高等学校)
- (18) 三重県公文書等管理条例における公文書の廃棄手続きを確認して文書事務を行うよう周知徹底しました。(名張高等学校)
- (19) 混入したビニール片は当日の食材の包装材ではなく、前日以前に調理器具等へ付着していたものの可能性があるため、使用した調理器具等について確実に洗浄を行い、当日使用する食材についても確認を徹底し、再発防止に努めました。(豊学校)
- (20) ビニール片が混入しないよう、ビニールパック開封前の確認や、切り口をつなげての開封作業をより一層注意して行うとともに、開封後もパック全体の確認を行うことを徹底し、再発防止に取り組みました。(城山特別支援学校)
- (21) 給食調理業者に対し、食材の確実な洗浄、使用する調理器具等の点検を指示するとともに、野菜の納入業者には、安全な食材提供の徹底を申し入れました。また、教室内の換気により、配膳時にも混入の危険性があることから、全職員に対して当事案の周知を行いました。(稲葉特別支援学校)
- (22) 野菜切裁器の誤操作により生じた事案であることから、調理業務委託業者に対し調理機器の使用法の再確認や作業開始前後の点検などの徹底と、調理員の危機管理意識の向上を図ることを要請するなど、再発の防止に努めました。(特別支援学校玉城わかば学園)
- 2 今後の方針(取組予定等)
- (1) 教職員が生徒に不適切な発言を行うことは決して許されないものであることを、改めて県立学校長会議や市町等教育長会議等で徹底します。(教職員課)
- (2) 教職員の児童生徒に対する不適切な行為により学校教育に対する県民の信頼を損なうことがないように、教職員が関係性を高め、児童生徒に組織的に対応するとともに、児童生徒との関わり方を相互に指摘し合える学校となるよう、県立学校長会議や市町等教育長会議等で徹底します。(教職員課)
- (3) 引き続き性の多様性や困難な状況にある生徒に配慮した校則となるよう、各学校に見直しを指導しており、見直しの結果について確認のうえ、必要な指導を行います。(生徒指導課)
- (4) 引き続き条例の趣旨及び制度について所属内の全職員に周知徹底を図るとともに、公文書の適正な管理に努めます。(人権教育課)
- (5) 引き続き条例の趣旨の徹底に努め、公文書の適正な管理を図ります。(研修企画・支援課)
- (6) 引き続き条例の趣旨の徹底に努め、公文書の適正な管理を図ります。(研修推進課)
- (7) 引き続き条例・規則の改正があった場合、改正内容を所属内でのコンプライアンス研修等を利用して所属内職員に共有し適切な公文書管理に努めます。(桑名北高等学校)
- (8) 引き続き複数人での確認、年度の確認を徹底します。(いなべ総合学園高等学校)
- (9) 引き続き条例及び規程の内容の職員への周知を一層徹底するとともに、廃棄する公文書は複数の職員で確認します。(いなべ総合学園高等学校)
- (10) 同様の事案が発生しないよう、引き続き定期的に職員への周知徹底を図り、適正な公文書管理に努めます。(四日市農芸高等学校)
- (11) 公文書の廃棄時期、廃棄方法の見直しを含め、公文書の適正管理に取り組みます。(四日市中央工業高等学校)
- (12) 同様の誤廃棄が発生しないよう、引き続き公文書の廃棄手続きについて職員へ周知徹底を図るとともに、廃棄処理においては複数人による点検を行います。(白子高等学校)
- (13) 上記取組を確実に実施し、適正な公文書の管理に努めます。(稻生高等学校)
- (14) 引き続き公文書の適正な管理を徹底し、同様の事態が起こることのないよう努めます。(亀山高等学校)
- (15) 引き続き公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄してしまわないよう、機会をとらえて、教職員に情報共有、注意喚起を徹底します。(津商業高等学校)
- (16) 保存期間が満了した公文書ファイルの取り扱いを毎年度周知し、廃棄については文書主任の指示によることを徹底します。(宇治山田高等学校)
- (17) 引き続き条例の趣旨を周知徹底するとともに、年3回の文書確認の機会を通じて公文書・簿冊の適切な管理を徹底します。(伊勢工業高等学校)
- (18) 引き続き三重県教育委員会公文書管理規程における公文書の廃棄手続きを確認して文書事務を行うよう周知徹底します。(名張高等学校)
- (19) 引き続き調理器具や食材の洗浄や確認を行い、調理前から調理中、配膳時に至るまで目視を徹底し、再発防止に努めます。(豊学校)
- (20) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員の異物混入に対する意識の向上を図り、注意喚起を行います。(城山特別支援学校)
- (21) 引き続き調理工程毎及び提供前の目視確認を徹底するなど、再発防止に努めます。(稲葉特別支援学校)
- (22) 引き続き調理業務委託業者と連携し、安全・安心な給食の提供に努めます。(特別支援学校玉城わかば学園)

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在 124,245,277 円あった。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、桑名北高等学校、いなべ総合学園高等学校、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、伊賀白鳳高等学校)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (教育財務課、福利・給与課、人権教育課)</p> <p>③ 督促状の発付等をしていなかった。 (稲生高等学校)</p> <p>④ 債権管理自己検査を実施していなかった。 (飯野高等学校)</p> <p>⑤ 督促状で指定する納期限を誤っていた。 (松阪工業高等学校)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 【三重県高等学校等修学奨学金返還金】 電話や文書による催告、居宅訪問の実施のほか、債権回収業者に対して、116 件 (令和4年度) を新規委託しました。 上記により回収に至らなかった者について、民事訴訟法に基づく支払督促申立を4件、強制執行申立を3件行いました。 (教育財務課)</p> <p>① 【雑入 (三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金)】 電話や文書による催告、居宅訪問の実施のほか、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを1件、強制執行申立を1件行いました。 (教育財務課)</p> <p>① 【雑入 (教職員恩給及び退職年金過年度戻入)】 当該未収金は、受給者の死亡連絡が遺族から行われず、恩給が過払いとなったことにより発生したのですが、平成20年9月17日から、支払いに際して「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存状況を確認することにより、過払いの発生防止に努めています。引き続き債務者本人への訪宅・文書連絡により生活状況を調査し、定期的な納付を継続するとともに、生活状況が改善した場合は納付額を増額するよう勧奨を行いました。 (福利・給与課)</p> <p>①② 【雑入 (退職手当返納金)】 当該未収金は元公立学校職員が退職した後、在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為をしたことが判明して退職手当の返納を命じたことから発生したものです。債権差押えにより14万円を回収するとともに、引き続き債務者宅の家庭訪問や文書による催告、財産状況の調査を行い、債権回収に努めました。 (福利・給与課)</p> <p>① 【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】 滞納者に対して電話や文書及び家庭訪問による催告を行い、未収金の回収に努めました。 (高校教育課)</p> <p>①② 【大学等進学資金貸付金返還金】 【高等学校等進学奨励金返還金】 債務者に対して電話や文書及び居宅訪問により催告するなど返還を促し、未収金の回収に努めました。 (人権教育課)</p> <p>①② 【高等学校授業料】 電話や文書による催告、学校における面談、居宅訪問を実施しました。また、弁護士名による通知を3件、民事執行法に基づく強制執行申立を2件行いました。 債務者が死亡した件では相続人調査を行い、相続人に対し、訪問、電話及び文書による納付催告を行った結果、分割納付に繋がりました。 (教育財務課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、伊賀白鳳高等学校)</p> <p>① 【雑入 (自動販売機光熱水費負担金)】 納入義務者は納入済であることを確認しましたが、納付先が県外金融機関であったため、年度内に県指定金融機関へ収納できなかったため収入未済となりました。 (いなべ総合学園高等学校)</p> <p>③ 三重県債権管理マニュアルを再確認するとともに、財務会計システムでの収納状況をこまめに確認し、納期限後20日以内の督促を徹底しました。 (稲生高等学校)</p> <p>④ 債権管理自己検査について、それが規定されている「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則」を熟知していなかったこと、及び検査を実施する旨の財政課通知の見落としにより未実施となってしまうため、今後この様なことがないように、条例、施行規則及び、財政課通知を再確認しました。 (飯野高等学校)</p> <p>⑤ 督促状を作成する際、督促状の日付を当初予定していた日から変更したが、納期限を変更せずに作成し発生した誤りであるため、督促状を発送する際には必ず督促状の日付及び納期限を複数の職員で確認するようにしました。 (松阪工業高等学校)</p>
--



## 2 今後の方針（取組予定等）

## ① 【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

滞納者に対しては、電話や文書による催告、居宅訪問を継続して実施し、滞納期間が長期化している債権については、債権回収業者への委託、民事訴訟法に基づく支払督促の申立や預貯金等の差押えにより回収を図ります。（教育財務課）

## ① 【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】

遅延損害金等の滞納者は元金にも多額の滞納がある場合がほとんどであることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障がないよう回収を進めます。元金、遅延損害金等双方の納付がない滞納者については、民事訴訟法に基づく支払督促の申立や預貯金等の差押えにより回収を図ります。（教育財務課）

## ① 【雑入（教職員恩給及び退職年金過年度戻入）】

引き続き住民基本台帳ネットワークを活用する等、こまめに生存確認を行い過払いの発生防止に努めます。また、収入未済の債権については債務者の生活状況を定期的に調査し、自主納付の継続及び納付額の増額について交渉を続けていきます。（福利・給与課）

## ①② 【雑入（退職手当返納金）】

引き続き債務者の状況把握を行うなど債権管理に努めるとともに、差押え可能な資産等を確認できた場合には、強制執行による債権回収を図ります。（福利・給与課）

## ① 【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

引き続き「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理とともに、返還金の回収に努めます。（高校教育課）

## ①② 【大学等進学資金貸付金返還金】 【高等学校等進学奨励金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき債権管理を行うとともに、文書、電話、居宅訪問による督促を行い、収納促進に努めます。（人権教育課）

## ①② 【高等学校授業料】

滞納がある在学生については、電話や文書による催告、学校における面談により早期の回収に努めます。長期の滞納者については、定期的な住所確認を実施し、電話や文書による催告、居宅訪問のほか、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。

（教育財務課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、伊賀白鳳高等学校）

## ① 【雑入（自動販売機光熱水費負担金）】

県外の金融機関を利用する事業者には、納付期限に関わらず早期の納付を促し、未収金の発生防止に努めます。（いなべ総合学園高等学校）

## ③ 上記取組を確実に実施し、適正な債権管理に努めます。（稲生高等学校）

## ④ 債権管理自己検査については、確実に実施されるよう、職場内でのチェック体制の拡充を図っていきます。（飯野高等学校）

## ⑤ 引き続きチェック体制を徹底し、誤りのないよう適正な事務処理に努めます。（松阪工業高等学校）

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 証紙収入実績の報告件数に誤りがあった。 (四日市工業高等学校)</p> <p>② 高等学校授業料の徴収停止手続き漏れにより歳入戻出を行っていた。 (宇治山田商業高等学校)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 入学料の徴収にあたり、誤って収入印紙を貼付していたため再提出を求めたものが1件あり、これを別に保管していたため報告が漏れていたものです。</p> <p>当該収入証紙納付書は他の入学者の分と合わせて編てつし、また証紙実績報告において訂正して報告しました。 (四日市工業高等学校)</p> <p>② 就学支援金に係る支給状況変更時及び年度替わりの次年度授業料徴収者の確認時に、徴収停止手続きに漏れないよう複数人で点検、確認することとしました。 (宇治山田商業高等学校)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 入学者数と証紙納付件数・金額をきちんと照合し、報告漏れがないよう十分確認します。 (四日市工業高等学校)</p> <p>② 引き続き複数人による点検、確認を徹底し、徴収停止手続きに漏れないよう適正な事務処理に努めます。 (宇治山田商業高等学校)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
① 【学校情報NWに係る基幹サーバ等関連機器の保守運用延長業務】	
・契約書の条項に沿った再委託の手続きをしていなかった。	(教育総務課)
② 【一般廃棄物収集・運搬業務委託】	
・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。	(飯野高等学校)
③ 【合併処理浄化槽保守点検業務委託】	
・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。	(飯野高等学校)
④ 【学校保健安全法の規定による学校医(専門医)委託】	
・執行伺いを作成していなかった。	(稲葉特別支援学校)
⑤ 【高等部修学旅行にかかる引率教員の旅行取扱業務委託】	
・執行伺いを作成していなかった。	(特別支援学校北勢きらら学園)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 契約書の条項に沿った再委託の手続きについて複数の職員で確認しながら業務を実施することとし、また、課内でこの事案を共有し再発防止に努めました。	(教育総務課)
② 起案等に積算の根拠を記載しました。	(飯野高等学校)
③ 起案等に積算の根拠を記載しました。	(飯野高等学校)
④ 契約事務の手引きを再度確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。	(稲葉特別支援学校)
⑤ 令和4年度の契約については、執行伺いを作成し、規定に基づいた事務処理を行いました。	(特別支援学校北勢きらら学園)
2 今後の方針(取組予定等)	
① 引き続き確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。	(教育総務課)
② 引き続き必要な根拠が記載されているかを職員間で確認し、再発防止に努めます。	(飯野高等学校)
③ 引き続き必要な根拠が記載されているかを職員間で確認し、再発防止に努めます。	(飯野高等学校)
④ 複数職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努めます。	(稲葉特別支援学校)
⑤ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。	(特別支援学校北勢きらら学園)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 旅費	
① 【大学練習参加（個人）引率】	
・ 旅行命令と異なる経路で旅行していた。	
・ 自家用車により生徒を輸送する場合に必要な書類に不備があった。	(四日市農芸高等学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 所属長から当該職員に対して注意を行うとともに、職員会議で全職員に対し、旅行命令と異なる経路で旅行を行わないこと、旅行命令と異なる経路で旅行する必要があるときは所属長に届け出ること、自家用車により生徒を輸送する際にはその都度申請が必要であることを周知徹底しました。また、生徒を輸送する際の申請に必要な添付書類に不備が出ないよう申請書にチェック欄を設けました。	(四日市農芸高等学校)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。	(四日市農芸高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ その他の支出事務	
① 委託料の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(いなべ総合学園高等学校)
② 学校運営費の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(松阪商業高等学校)
③ 通信運搬費の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(伊勢高等学校)
④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(明野高等学校)
⑤ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(鳥羽高等学校)
⑥ 学校運営費の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(上野高等学校)
⑦ 消耗品費の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(豊学校)
⑧ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(杉の子特別支援学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 支出書類を複数の職員に複数の視点でチェックすることを徹底しました。	(いなべ総合学園高等学校)
② 複写機使用料について、業者から提出された請求書の使用枚数に誤りがあることに気付かず支払いを行ってしまい、歳出戻入に至ったものであったので、より慎重に請求内容の確認を行うことにしました。	(松阪商業高等学校)
③ 災害時通信用スマートフォン通信料について、請求書に記載の先月分領収額を請求額と間違い、支払いを行ってしまったため、より慎重に請求内容を確認するようにしました。	(伊勢高等学校)
④ 入札業務を行う際には、仕様書の作成から開札まで複数で確認しながら業務を実施することとしました。	(明野高等学校)
⑤ 入札業務を行う際は、複数の職員で確認しながら業務を実施し、再発防止に努めました。	(鳥羽高等学校)
⑥ 過大な請求など請求誤りがあった場合に適正に対応するため、請求書を受領したときに過去の支払いとの差が大きい場合は請求元に確認するなど、再発防止に努めました。	(上野高等学校)
⑦ 食品添加物の購入について、業者から送られた請求書の消費税率が誤っていることに気づかず支払いを行ったため歳出戻入に至ったもので、より慎重に請求内容を確認するようにしました。	(豊学校)
⑧ 履行期限までに入手が困難な機器を基準品とした上、同等品不可として公告していたため入札を中止しました。仕様書作成については、機器の選定、入札条件等の確認を複数で行うことを徹底し、再発防止に努めました。	(杉の子特別支援学校)
2 今後の方針(取組予定等)	
① 支出書類を複数の職員に複数の視点でチェックすることを一層徹底します。	(いなべ総合学園高等学校)
② 引き続き請求内容の確認を徹底し、再発防止に努めます。	(松阪商業高等学校)
③ 引き続き事務室職員全員によるチェックを十分に行い、再発防止に努めます。	(伊勢高等学校)
④ 引き続き上記取組を継続し、再発防止の徹底に努めます。	(明野高等学校)
⑤ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(鳥羽高等学校)
⑥ 引き続き請求があったときに複数職員で確認を行い、適正な事務処理に努めます。	(上野高等学校)
⑦ 引き続き慎重な確認を実施し、再発防止に努めます。	(豊学校)
⑧ 同様の事案が発生しないよう仕様書作成における複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(杉の子特別支援学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 行政財産使用許可指令書において、所在地番の記載誤りがあった。(学校経理・施設課) ② 教育財産の貸付に係る教育財産使用許可(貸付)台帳を整理していなかった。(亀山高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 行政財産使用許可指令書に誤った所在地番を記載し通知したため、令和4年6月15日付け、指令書の一部を変更する通知を発出するとともに、地番等の記載誤りがないよう確認を徹底しました。(学校経理・施設課) ② 台帳を作成するとともに、教育財産規則の内容について事務室内で周知を図りました。(亀山高等学校) 2 今後の方針(取組予定等) ① 同様の事案が発生しないよう引き続き職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。(学校経理・施設課) ② 引き続き教育財産規則に基づき適正な事務処理に努めます。(亀山高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 金品亡失 (損傷)	
① デジタルカメラの紛失 (損害額 99,000 円)	(社会教育・文化財保護課)
② 楽器の損傷 (損害額 871,000 円)	(桑名高等学校)
③ パソコンの損傷 (修繕額 102,843 円)	(桑名高等学校)
④ パソコン部品の盗難 (損害額 730,460 円)	(いなべ総合学園高等学校)
⑤ パソコン部品の盗難 (損害額 396,000 円)	(いなべ総合学園高等学校)
⑥ パソコンの損傷 (修繕額 112,248 円)	(四日市南高等学校)
⑦ パソコンの損傷 (修繕額 102,843 円)	(久居高等学校)
⑧ 映写機器の紛失 (損害額 178,061 円)	(久居農林高等学校)
⑨ パソコンの損傷 (修繕額 107,338 円)	(久居農林高等学校)
⑩ プロジェクターの紛失 (損害額 43,189 円)	(松阪商業高等学校)
⑪ 実習用家畜の滅失 (取得価格 907,000 円)	(相可高等学校)
⑫ パソコンの損傷 (修繕額 115,159 円)	(伊賀白鳳高等学校)
⑬ プール用簡易エアドームの損傷 (修繕額 330,000 円)	(尾鷲高等学校)
⑭ パソコンの損傷 (修繕額 116,505 円)	(かがやき特別支援学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 今回の事例を所属内で共有し、職員に物品の適正管理の徹底を行うよう注意喚起を行うとともに、再発防止のための危機管理研修を行い、危機管理意識の向上を図りました。	(社会教育・文化財保護課)
② 強風により教室内の掲示板が落下し楽器に当たったことが原因であったため、教室の掲示物品の点検を行うとともに、全職員に対し注意喚起を行いました。	(桑名高等学校)
③ 飲み物をキーボード上にこぼしたことが原因であったため、全職員に対しパソコン周辺の整理整頓に努めること、パソコン周辺に飲み物を置かないこと、蓋付きの容器を使用する等の再発防止策を周知しました。	(桑名高等学校)
④⑤ パソコンを設置している5教室のカギを交換し、交換したカギでしか5教室に入れないようにしました。交換したカギは事務室の金庫で保管し、教室使用時に情報担当教員に貸し出しを行い、業務終了後に事務室に返却することとしました。 また、スクールサポートスタッフが、平日18時から20時の間にパソコンを設置している5教室の見回りを実施しました。 さらに、パソコンを設置している5教室に防犯カメラを設置し、監視しました。	(いなべ総合学園高等学校)
⑥ 飲み物をキーボード上にこぼしたことが原因であったため、当該職員へ厳重注意を行うとともに、職員会議で全職員に対して机上の整理整頓、飲み物をパソコン周辺に置かない等の注意喚起を行いました。	(四日市南高等学校)
⑦ 職員会議等において、パソコンの近くでは、蓋付きのコップ等を使用するなど飲食物をこぼさない工夫をすることなど、パソコンの管理について全教職員に注意喚起を行い、再発防止に努めました。	(久居高等学校)
⑧ 共用で使用する物品の貸出及び返却時に、使用職員と別の職員の複数名で使用簿の記録及び確認を行うこととしました。 また、物品の適正な使用・管理について、全ての教職員へ周知しました。	(久居農林高等学校)
⑨ 本人に厳重に注意を行うと共に、職員会議においてパソコンの周囲に飲み物を置かないこと等、パソコンの取扱いについて注意喚起を行いました。	(久居農林高等学校)
⑩ 貸出備品の保管場所を整理するとともに、貸出簿を備え付け、備品の適正な管理を行いました。	(松阪商業高等学校)
⑪ 牛房の柵に牛の顔が挟まったことが原因でケガをしたため、本来の出荷時期前ではあったが、早急に出荷したほうが良いとの判断で出荷、解体処理を行いました。 再発防止策として、牛房内で安全に飼育するために、現在の縦柵にワイヤーメッシュを取付け、牛の頭や顔などが挟まらないように対策を行いました。	(相可高等学校)
⑫ 職員が立ち上がった際にふらつき、開いていたノートパソコンの液晶部分に手が強く当たったことが原因であることから、全職員に対し、執務机上でのパソコンの取り扱いについて注意喚起を行い再発防止に努めました。	(伊賀白鳳高等学校)
⑬ 管理職による事故発生当時の状況及び日頃の管理方法について聴き取りを行うとともに注意喚起を行いました。また、再発防止のため、強風等が予想されるときは、学校休業日を含めエアドームをいつでも降ろせるようにしました。	(尾鷲高等学校)

- ⑭ 昼食時に飲食物をノートパソコンのキーボード上にこぼしたことが原因であったので、机上での飲食の際には、蓋閉じをすることを打ち合わせで周知徹底しました。また、職員会議で、学校の物品は税金で賄われていることに十分留意し細心の注意をもって取り扱うように管理職から注意喚起を行いました。  
(かがやき特別支援学校)
- 2 今後の方針（取組予定等）
- ① 引き続き機会あるごとに全職員に対して注意喚起を行い、物品の適正な管理に努めます。  
(社会教育・文化財保護課)
- ② 引き続き定期的に安全点検を実施し、施設設備の適正な維持管理に努めます。  
(桑名高等学校)
- ③ 引き続き機会あるごとに全職員に対し注意喚起を行い、物品の適正な管理に努めます。  
(桑名高等学校)
- ④⑤ 実施した取組内容を継続し、物品の適正な管理に努めます。  
(いなべ総合学園高等学校)
- ⑥ 引き続き機会あるごとに全職員に対して注意喚起を行い、物品の適正な管理に努めます。  
(四日市南高等学校)
- ⑦ 引き続き機会あるごとに全教職員に対して注意喚起を行い、物品の適正管理に努めます。  
(久居高等学校)
- ⑧ 引き続き共用で使用する物品の保管・貸出状況の確認を行い、適正な管理に努めます。  
(久居農林高等学校)
- ⑨ 引き続きパソコンの適正な取扱いについて、教職員に周知を行い、再発防止に努めます。  
(久居農林高等学校)
- ⑩ 引き続き備品の適正管理に努めます。  
(松阪商業高等学校)
- ⑪ 本校の老朽化した牛房に対して牛の思いもよらない行動もあることから、今回の事例を教訓にして、牛を安全に牛房内で飼育できるように注意をしていきます。  
牛房の修理について、危険と考えられる箇所の修理や取替を行っていきます。  
(相可高等学校)
- ⑫ 引き続き機会あるごとに全職員に対して注意喚起を行い、物品の適正管理に努めます。  
(伊賀白鳳高等学校)
- ⑬ 引き続き天候状況に留意して、物品の適正管理に努めます。  
(尾鷲高等学校)
- ⑭ 引き続き機会があるごとに注意喚起を行い、物品の適正管理に努めます。  
(かがやき特別支援学校)



## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) その他	
財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
① 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。	(市町教育支援・人事担当)
② 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。	(桑名高等学校)
③ 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。	(津西高等学校)
④ 金品亡失(損傷)報告書を提出していなかった。	(尾鷲高等学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 所属の全職員に対し、机上周辺の環境整備も含め、物品の適正な管理について注意喚起を行うとともに、金品亡失(損傷)事案が発生した際には、速やかに報告を行うよう周知徹底しました。	(市町教育支援・人事担当)
② 金品亡失(損傷)報告書を提出する必要があることが職員に周知されていなかったため、全職員に対し、金品を亡失(損傷)した場合には速やかに管理職へ報告するよう周知しました。	(桑名高等学校)
③ 備品等を損傷した場合は、直ちに報告書を提出するよう職員に周知を行いました。	(津西高等学校)
④ 金品亡失に係る必要な事務手続について所属内で改めて確認を行うとともに、複数の職員での確認及び情報共有を徹底し、再発防止に努めました。	(尾鷲高等学校)
2 今後の方針(取組予定等)	
① 引き続き物品の適正な管理について周知徹底し、金品亡失(損傷)事案が発生した際には、速やかに報告を行います。	(市町教育支援・人事担当)
② 引き続き機会あるごとに全職員に対し注意喚起を行い、適正な事務処理に努めます。	(桑名高等学校)
③ 適切な物品管理に努めるとともに、損傷が生じた場合は直ちに報告書を提出します。	(津西高等学校)
④ 引き続き複数の職員による確認及び情報共有を徹底し、適切な事務処理に努めます。	(尾鷲高等学校)

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 服務規律の徹底</p> <p>令和3年度の懲戒処分については、前年度の3人から3人増加し6人の警察職員が処分されており、そのうち2人は、住宅侵入による窃盗行為と監護する未成年者へのわいせつ行為により免職となっている。</p> <p>これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、新たに設置したコンプライアンス推進監のもと法令遵守及び服務規律の更なる徹底に取り組むとともに、発生した非違事案の原因や背景を分析し、より効果的な対策を講じることにより、再発防止に努められたい。(警務部警務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) コンプライアンス推進監の新設</p> <p>コンプライアンスの推進に関する取組を強化するため、「コンプライアンス推進監」を設置し、各所属における取組の進捗状況を確認し、組織全体の取組を総括する仕組みを構築し、更なる取組の促進を図るとともに、各種コンプライアンス教養を実施しました。</p> <p>(2) 警察学校における教育訓練</p> <p>警察学校では、採用時に職務倫理や基本実務の教育訓練を実施しているほか、専門業務分野への登用や昇任時に職務倫理の再教育や適正な職務を執行するための教育訓練を実施しました。</p> <p>(3) 職場における教育訓練</p> <p>警察署等の職場では、個々の警察職員の能力や職務に応じた個人指導、研修のほか実践的な訓練を通じて職責の自覚を養い、警察職員に求められる高い倫理観の醸成を図りました。</p> <p>(4) 厳正な監察等による諸対策の推進</p> <p>警察庁による警察本部と警察署を対象に行われる監察のほか、県警察の監察部門においても、各所属における職務倫理と服務に関する教養状況や規律の保持状況を確認し、必要な指導を行い改善を図るとともに実際に発生した非違事案の原因や背景等を踏まえた対策を推進しました。</p> <p>全国警察において情報共有している懲戒処分事案の情報を活用し、所属幹部による職務倫理や服務に関する指導を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>警察学校や職場における教育訓練により、警察職員として求められる高い倫理観の醸成等を図りました。</p> <p>警察庁や県警察の監察部門による指導事項については、所属で改善を図り是正しました。</p> <p>そのほか、非違事案ごとに、通達・執務資料の発出、警察署に対する巡回指導、各種研修の実施等の再発防止対策を推進しました。</p>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>服務規律の徹底や適切な職務の遂行に向けた教養、コンプライアンスの推進に関する取組等を行うとともに、引き続き、上記取組を実施して再発防止に努めます。</p>

## 様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 犯罪の防止及び検挙力の向上</p> <p>令和3年の「刑法犯」の認知件数は7,410件(前年比-1,150件)で、前年に続き、戦後最少を更新したものの、ストーカー・配偶者暴力事案は前年に比べ124件増加の1,039件、強姦性交等や強制わいせつといった性犯罪が25件増加の67件となるなど、子どもや女性が被害に遭う重要犯罪は増加している。</p> <p>また、特殊詐欺については、認知件数110件(前年比-12件)、被害額は約1億9,250万円(前年比-約2億3,560万円)と認知件数及び被害額とも前年を下回っているが、被害者の約8割が65歳以上の高齢者である。</p> <p>加えて、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪の検挙率は89.7%と前年に比べ10.3ポイント減少し、全国平均の93.4%を下回っている。</p> <p>このため、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、子どもや女性、高齢者に対する防犯対策を重点的に行うなど、犯罪の防止及び検挙力の向上に取り組まなければならない。(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)</p>
講じた措置
<p><u>令和4年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 犯罪の防止</p> <p>各種犯罪を防止するため、犯罪発生状況に応じた警察活動の強化に努めるとともに、防犯ボランティア団体等に対する自主的な防犯活動の促進を図るための防犯情報の提供や物品の支援、通学路において登下校時の子どもの見守り活動を実施する「子ども安全・安心の店」の拡充、リモート形式を含めた誘拐防止教室等の実施等、地域住民や関係機関・団体と連携した安全で安心なまちづくりに向けた取組を推進しました。</p> <p>(2) 検挙力の向上</p> <p>捜査情報に関する高度な分析等を実施するとともに、迅速・的確な初動捜査の推進、科学技術の活用等、捜査力の総合的な充実・強化のための取組を推進しました。</p> <p>(3) 特殊詐欺対策の推進</p> <p>特殊詐欺被害を防止するため、県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導、広報啓発の推進、自宅固定電話機の常時留守番電話設定や防犯機能を備えた電話用機器の普及による犯人からの電話等を直接受け取らないための環境整備の促進、金融機関やコンビニエンスストア等の関係機関と連携した水際対策の強化に努めるとともに、犯行グループの検挙や犯行ツール対策を推進しました。</p> <p>(4) ストーカー・DV事案対策の推進</p> <p>被害者やその家族等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等による加害行為の防止及び一時避難先の公費負担や位置情報提供システムの貸与等の被害者に対する支援を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 犯罪の防止</p> <p>令和4年中の刑法犯認知件数は7,647件と、前年に比べて237件の増加となりました。</p> <p>(2) 検挙力の向上</p> <p>刑法犯全体の検挙率は、38.6%(前年比-7.6ポイント)でしたが、重要犯罪の検挙率は98.9%(前年比+9.2ポイント)であり、全国平均を11.3ポイント上回りました。</p> <p>また、強姦性交等、強制わいせつの検挙率は、強姦性交等が95.5%(前年比-0.2ポイント)、強制わいせつが105.3%(前年比+23.5ポイント)でした。</p> <p>(3) 特殊詐欺対策の推進</p> <p>令和4年中の特殊詐欺の被害件数は142件で、前年に比べて32件の増加となり、被害額についても約3億6,650万円で、前年に比べて約1億7,400万円の増加となりました。</p> <p>(4) ストーカー・DV事案対策の推進</p> <p>令和4年中のストーカー事案の相談等件数253件(前年比-35件)中、27件(前年比-15件)を検挙し、35件(前年比-6件)の警告・禁止命令等を実施し、171件(前年比-22件)の支援を行いました。</p> <p>また、DV事案の相談等件数751件(前年比±0件)中、94件(前年比-22件)を検挙し、230件(+7件)の支援を行いました。</p>
<p><u>令和5年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、上記取組を実施して、犯罪の防止及び検挙力の向上に努めます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(3) 交通事故の発生抑止対策の推進</p> <p>令和3年の交通事故死者数は前年に比べ11人減少の62人となり、3年連続減少し、記録が残る昭和29年以降の最少を更新し、負傷者も394人減少して3,338人となっている。</p> <p>しかしながら、交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は40人(前年比+1人)と前年より増加し、死者数に占める割合も64.5%(前年比+11.1ポイント)と6割を超えていることから、高齢者に対する交通事故防止対策の一層の強化が必要である。</p> <p>また、横断歩道の平均停止率は改善されてはいるものの、45.8%と未だ半数以上が停止しない状況にあり、運転者に対し歩行者保護意識の醸成を図る必要がある。</p> <p>このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者が関係する交通事故対策や、通学路等における歩行者への交通安全確保対策に重点を置いた取組を推進するとともに、各種交通指導取締りを強化するなど、交通事故の発生抑止に取り組まれない。(交通部交通企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和4年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 交通事故分析を踏まえた総合的な交通事故抑止対策の推進</p> <p>令和3年中の交通死亡事故の特徴(高齢死者が約6割、交通弱者(歩行中・自転車乗用中)が5割等)を踏まえ、交通事故発生状況について分析を行い、地域の交通事故実態に基づいた諸対策を推進しました。</p> <p>(2) 高齢者対策</p> <p>過去1年間に3回以上の交通事故を起こした70歳以上の運転者を対象とした個別指導を実施したほか、関係機関・団体と連携した安全運転サポート車の普及啓発や運転免許証の自主返納制度の周知等を実施しました。また、毎月15日の高齢者交通安全の日(「S・Sデー(セーフティ・シルバー・デー)」)に、交差点等を通行する高齢者の保護誘導活動の強化や、歩行環境シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。</p> <p>(3) 歩行者の安全確保</p> <p>ア 交通安全教育・広報啓発活動の強化</p> <p>横断歩道における歩行者等優先を遵守させるため、街頭監視や各種講習等を通じて歩行者優先の交通ルールの徹底を図りました。</p> <p>イ 通学路等対策</p> <p>重大事故に直結する人対車両の交通事故を防止するため、横断歩行者等妨害等違反や通学路等を中心に可搬式速度違反自動取締り装置(移動オービス)を活用した速度違反取締りを強化しました。</p> <p>(4) 横断歩道の停止率を向上させるための取組</p> <p>令和4年10月から、ドライバー目線に配慮し、横断歩道における歩行者等の優先が規定されている道路交通法第38条の“38”を模した広報ステッカーを活用して、三重県から歩行者保護の行動(ACT I O N)を起こすという機運の醸成を図る「ACT I O N 3 8 キャンペーン」を開始しました。また、引き続き「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」や「まもってくれてありがとう運動」を推進しました。</p> <p>(5) 自転車の安全利用促進に向けた取組</p> <p>自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の自転車教室や、スタントマンによる交通事故の再現を通じて、事故の衝撃や怖さを実感する安全教育(スケアード・ストレート技法)を行いました。</p> <p>また、悪質な自転車運転者に対する指導取締りを強化し、遵法意識の向上を図りました。</p> <p>さらに、法改正に伴う自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務化等を踏まえ、令和4年12月から、県内の高等学校等に在学する生徒を「セーフティ・バイシクルリーダー」に委嘱し、模範運転の顕示、街頭活動等自主的な活動を通じ、良好な自転車交通秩序の実現を推進する取組を開始しました。</p> <p>(6) 交通安全施設等整備の推進</p> <p>交通の安全と円滑を確保するため、老朽化した交通安全施設等の更新に注力する中、今年度、横断歩道3,100本の塗り替えを進めました。また、通学路等における歩行者等の安全な通行を確保するため、道路管理者と連携し、桑名市立修徳小学校を中心とする地区に、県内初となる「ゾーン30プラス」を整備するなど、計画的な交通安全施設等の整備に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和4年中の交通事故死者数は、統計史上最少の60人(前年比-2人)を記録しました。</p> <p>交通弱者(歩行者・自転車乗用者)の死者数は29人(前年比-2人)と前年を下回り、人身事故件数が増加する中、高齢者の歩行中の負傷者は94人(前年比-17人)と大きく減少しました。</p> <p>また、高齢者運転者の事故では、原付運転中の死傷者数が30人(前年比-9人)と減少しました。</p> <p>交通指導取締りについては、令和4年中、横断歩行者等妨害等違反を4,830件(前年比+752件)検挙しました。</p> <p>さらに、令和4年度に県警察が実施した信号機のない横断歩道の平均停止率は56.7%と前年と比べ+10.9ポイント改善しました(J A F調査結果は、49.6%)。</p>
<p>令和5年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、上記取組を実施して交通事故の発生抑止に努めます。</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果	
2	<p>財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 警察手帳の紛失事案があった。 (警務部警務課)</p> <p>(2) 部下職員に対するパワーハラスメント事案が2件あった。 (警務部警務課)</p> <p>(3) 捜査情報を不適切に取り扱う事案があった。 (警務部警務課)</p> <p>(4) 警察官採用試験（語学採用枠）の試験問題において、設問と選択肢が合致しない不備があった。 (警務部警務課)</p> <p>(5) 報道発表資料に係る内部資料を報道機関に誤送信した。 (警務部総務課)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>(1) 警察手帳の紛失事案 職場において警察手帳の管理状況の再点検を行ったほか、給貸与品の適正管理について指導を行いました。</p> <p>(2) パワーハラスメント事案 所属長級を対象とした研修会を開催したほか、警察署に対する巡回指導を行い職員の意識向上を図りました。</p> <p>(3) 捜査情報不適切取扱事案 捜査部門において警察署に対する巡回指導を行うなど、警察情報の適正な取扱いについて改めて徹底を図りました。</p> <p>(4) 警察官採用試験（語学採用枠）の試験問題の不備 委託業者が作成した問題案について、当県警察の通訳官と当該言語を母国語とする通訳人が確認するとともに、別の通訳官が製版後の問題を実際に行われる試験方式により確認するなど、各段階で複数のチェックを行い、再発防止に努めています。</p> <p>(5) 報道発表資料に係る内部資料の誤送信 該当職員への個別指導及び警察署等に対する巡回指導を実施するとともに、全職員に対して、執務資料を発出し、本件事案を全所属で情報共有し、再発防止と注意喚起を図りました。</p>
2	<p>今後の方針（取組予定等）</p> <p>引き続き、上記取組を実施するとともに指導教育の徹底を図り、再発防止に努めます。</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和3年度末現在33,699,746円あった (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p><b>【警察施設等の損壊に係る損害賠償金】</b>(警務部会計課、交通部交通規制課)</p> <p>収入未済案件は、交通事故による信号機、大型道路標識の損壊と警察施設の損壊に係るもので、いずれの債務者も自動車保険に未加入で生活にも困窮していること等から一括弁済ができず、分割納付により弁済しています。</p> <p>ア 交番、留置施設を損壊した債務者のうち、刑事収容施設に収容中である者については、債権回収ができず、収容先に収容状況の確認を行うなど所在調査に努めています。</p> <p>所在が判明している1件については、分割納付により弁済中です。(会計課)</p> <p>イ 交通信号機、大型道路標識を損壊した債務者については、定期的に電話や訪問による催促、納付指導を行い、債権の一部を回収しました。(交通規制課)</p> <p><b>【放置違反金】</b>(交通部交通指導課)</p> <p>ア 放置違反金未納の車両の使用者に対し、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出し、放置違反金の納付を求めました。</p> <p>また、放置違反金納付命令書に従わない者に対して、車検拒否や滞納処分(財産の差押え)を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を求めました。</p> <p>イ 督促状によっても納付しない者に対しては、催促状や滞納処分を行うこと等を記載した差押予告状を发出するとともに、夕刻や休日に電話催促や居宅訪問を実施し、放置違反金の徴収を行いました。</p> <p>ウ 差押予告状によっても納付しない者に対しては、催促状の発出や夕刻・休日の電話催促や居宅訪問を行い滞納処分前の徴収を行いました。</p> <p>エ 令和4年度中の滞納処分としては、3件の搜索・差押えを実施し、38,800円(延滞金3,800円を含む)を差押えました。また、4件の金融機関等に対する債権差押えを実施し、64,900円(延滞金9,900円を含む)を差押えました。</p> <p>オ 令和3年度末現在の放置違反金の未収額は、3,104,632円でしたが、上記取組等により、過年度の未収金について1,117,632円を徴収しました。</p> <p>カ 上記のほか、放置違反金の納付機会を拡大すべく、令和5年1月1日から、放置違反金をコンビニエンスストア等で納付できるよう措置し、納付者の利便向上を図りました。</p> <p><b>【自動販売機光熱水費負担金】</b>(警務部会計課)</p> <p>債務者は納付期限(令和4年4月28日)に納付しましたが、県外金融機関であったため出納閉鎖期間である4月30日までに三重県の収納データに反映されなかったものです。</p> <p>県外金融機関での納付、土日祝日等の金融機関休業日を考慮し、余裕のある納付期限の設定に努めます。</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。</p>

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 事務処理誤りによる落札決定後の入札中止があった。 (津警察署)
講じた措置
1 実施した取組内容 入札事務を担当する関係職員に対して、関係書類の作成時には、より慎重な確認を行うよう指導するとともに、入札関係書類に関しては、複数人で確認をするよう改めました。 2 今後の方針 (取組予定等) 上記取組を継続するとともに、契約、支出事務における関係法令等の確認等を定期的に行い、適正な事務の実施に努めます。

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果	
3	<p>財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失 (損傷)</p> <p>① ドローンの損傷 (損害額178,150円) (警備部機動隊)</p> <p>② 監視カメラ部品の盗難 (四日市南警察署)</p>
講じた措置	
1	<p>実施した取組内容</p> <p>【ドローンの損傷】(警備部機動隊)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練時の安全確保 気象条件に応じた安全確保を図るよう注意喚起を行いました。</li> <li>・ 事故防止教養の実施 総合的な操縦技術の向上を目指して、操縦研修を実施しました。</li> </ul> <p>【監視カメラの部品盗難】(四日市南警察署)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属内の情報共有 県有物品の設置方法を確認し、県有物品の盗難防止措置等適正な管理・使用について、所属内で情報共有しました。</li> <li>・ 機器の有効活用 破損した状態で発見された記憶装置部分は廃棄し、監視カメラ (撮影部分) は破損がなかったため、同機種を保有している他所属に保管転換して今後も活用することとしました。</li> </ul> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>引き続き、県有物品の適正な管理・使用について意識の向上を図り再発防止に努めます。</p>



様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 136,015 円) (警務部会計課)
② 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 274,511 円) (生活安全部少年課)
③ 物損事故	(負担割合：示談中) (物損額：示談中) (生活安全部生活環境課)
④ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 232,019 円、相手 0 円) (桑名警察署)
⑤ 人身事故	(負担割合：県 10%、相手 90%) (物損額：県 15,917 円、相手 21,037 円) (治療費等：示談中) (桑名警察署)
⑥ 物損事故	(負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 93,121 円、相手 106,229 円) (四日市北警察署)
⑦ 物損事故	(物損額：県 103,736 円) (四日市北警察署)
⑧ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 99,997 円、相手 22,330 円) (四日市南警察署)
⑨ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 11,911 円、相手 232,309 円) (四日市南警察署)
⑩ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 255,607 円) (松阪警察署)
⑪ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 5,720 円、相手 395,596 円) (松阪警察署)
⑫ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 411,724 円) (松阪警察署)
⑬ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 138,371 円、相手 792,000 円) (松阪警察署)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
交通事故の防止対策として、次のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた訓練、指導等を行うなど、継続的に各種取組を推進しました。	
(1) 車両運転技能認定制度の適正な運用	職員の運転技能の向上と交通事故の防止に資するため、警察車両を運転する際に必要とする車両技能認定の制度を適正に運用しています。また、車両技能認定を保持することが不相当と認める職員等に対しては、認定の取消し及び降級並びに運転技能の検証等を行い、厳正な対処を図りました。
(2) 車両運転技能検査時における事故防止教養	車両運転技能検査時に、受検者に対し、コンプライアンス推進担当者による公用車事故の現状を踏まえた教養のほか、実車を用いた運転技能訓練を実施しました。 各所属においても、発生した交通事故の形態に応じた運転技能訓練、同乗指導、安全教育を実施しました。
(3) 適切な業務管理	日々、幹部が職員の勤務状況、健康状態等を確認し、公用車を運転する職員に対して、運転経路、気象条件等に応じた安全運転確保のための具体的指示を行っています。
(4) 再発防止教育の実施	公用車による事故当事者やその同乗者を運転免許センターに召致し、運転適性検査、事故防止教養等を行い、交通事故防止に対する職員の意識高揚を図っているほか、各所属においても、事故原因に基づいた指導及び訓練を実施しました。
(5) 執務資料の発出	公用車事故に関する執務資料を作成し、事故の発生状況や形態等を周知するとともに、事故形態に応じた訓練・指導等を強化しました。
2 今後の方針 (取組予定等)	
引き続き、職員の安全運転意識の高揚を図るとともに、公用車事故の未然防止に努めます。	

## 様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。(交通部交通規制課)
講じた措置
1 実施した取組内容 財務執行の主管課である本部会計課への連絡を失念していたため、金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延したものであり、報告手順を再度、周知するとともに、会計課との連携を密にして金品亡失(損傷)報告書の速やかな作成、提出について徹底し、再発防止に努めました。 2 今後の方針(取組予定等) 引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。

---

**監査委員公表第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、三重県知事から令和3年度包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和5年4月28日

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	東		豊
三重県監査委員	廣		耕 太 郎
三重県監査委員	伊	賀	恵

令和3年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見（要旨）		
テーマ：防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について		
I ソフト対策 防災・減災（防災対策部）		
1 「みえ防災・減災センター」事業		
① センターに対する指導・監督について【指摘】	<p>「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」への負担金の支出の効果やセンターの事業実績・収支精算についての検証が十分でないように見受けられる。運営委員会での審議の充実を図るとともにセンターに対しチェック体制の見直し・強化を指導すべきである。</p>	防災対策部
2 みんなでつくる避難所プロジェクト事業		
① レシピ集・カードゲーム・DVDの管理と今後の活用について【意見】	<p>みんなのでつくる避難所プロジェクト事業で作成したレシピ集・カードゲーム・DVDの在庫表が作成されておらず、数量が確認できなかった。消耗品にあたるお菓子、カードゲーム・DVDについては貸出簿等により適切に管理しておくべきである。</p>	防災対策部
② 「防災用品ベンチ」の広報について【意見】	<p>みんなのでつくる避難所プロジェクト事業で作成した「防災用品ベンチ」の試作品について、新型コロナウイルス感染症の拡大に避難所を設置者である市町への広報が延期されており、県民への広報も行われていなかった。みんなのでつくる試作品の試作し、広報に努めていくことが望まれる。</p>	防災対策部

<p>③ 「参加型予算」の実施過程で寄せられた県民の意見の反映について【意見】</p>	<p>みんなのでつくる避難所プロジェクト事業への投票時に寄せられた意見・要望が事業内容へ反映されていなかったため、反映できなかったよう努めることが望まれる。</p>	<p>県民参加型予算の制度を所管する総務部財政課において、令和4年度には県民の皆さんのご提案をより反映しやすいよう見直しが行われています。同制度に基づき、できる限り寄せられたご提案を事業内容に反映できるよう努めています。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>④ 「参加型予算」の事業に市町からの要望が加えられたことについて【意見】</p>	<p>みんなのでつくる避難所プロジェクト事業における提案者の応募内容において「三重県産材」を用いた防災用品ペンは提案されておらず、投票時の県民の意見・要望にも含まれていなかった。市町へのヒアリングでニーズを把握したとのことだが、「県民参加型予算」の趣旨からすれば再考することが望まれる。</p>	<p>「みんなのでつくる避難所プロジェクト」事業の提案者からは、避難所生活を快適にする避難所用品を企業と新規に共同開発するという提案を受けたことから、実際に避難所の開設・運営を行う市町職員の意見を反映した上で、開発を行ったものです。 今後、県民提案募集により寄せられたご提案は、できる限り事業内容に反映できるよう努めます。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>3 地域減災対策推進事業</p>			
<p>① 実績報告時提出書類の提出漏れについて【指摘】</p>	<p>地域減災力強化推進補助金に関して実績報告書において、運用手引に定める検収写真が添付されなかったため、提出を求める必要があった。</p>	<p>県補助金が適切に活用されているかを把握するため、「三重県市町等防災対策会議」において、市町の防災担当者に対し、実績報告書提出時の検収写真の添付を徹底するよう周知を図りました。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>② 補助金にかかる審査について【指摘】</p>	<p>地域減災力強化推進補助金審査委員会での審査にかかる事務局の事前審査過程や審査委員会での委員の発言等の記録が残されていないため、審査過程を書面にて残しておくべきである。</p>	<p>事務局による事前審査の内容については、これまでも資料を作成して公文書として保存しているところですが、令和4年度から地域減災力強化推進補助金審査委員会の議事録を作成して保存しています。</p>	<p>防災対策部</p>

<p>③ 地域減災力強化推進補助金の完了検査先の抽出方法について【指摘】</p>	<p>実地の完了検査を実施する市町の抽出方法について、前年度に抽出した市町は除外のうえ補助金額上位3市町程度を抽出しているとのことだったが、補助金額の少ない市町も抽出されるように方法を検討する必要がある。</p>	<p>令和3年度から、少額の補助金が交付されている市町も対象として実地検査を行っています。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>④ 県北部海抜ゼロメートル地帯避難対策補助金の完了検査について【意見】</p>	<p>ゴムボート整備事業の検査について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症禍のため書面での確認のみ行われていたが、他の補助金は実地で検査した実績もあることを踏まえると、時期や方法を工夫し実地で検査することが望ましかった。</p>	<p>本補助金を活用して新たな施設や設備等の整備が行われた場合には、交付市町に対し実地検査を実施します。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>⑤ 地域減災力強化推進補助金の完了検査調査表について【意見】</p>	<p>検査項目について、他の補助金を参考に作成されているが、当該補助金において該当する可能性がない項目が記載されているため、修正していくことが望まれる。</p>	<p>完了検査の検査表は、様々な事業に対応できるように多様な検査項目を掲載していますが、現在の補助事業の内容と照らし合わせ、明らかに不要と思われる項目については修正を行いました。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>4 災害対応力強化事業</p>			
<p>① 中勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の保管量について【指摘】</p>	<p>三重県広域防災拠点のうち中勢拠点は、平常時の備蓄スペースに余裕があることから他拠点へも柔軟に対応できるよう資機材を多く保管している一方、新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度に購入した資機材が全く保管されていなかった。災害時には他拠点から運搬することを想定しているとのことだったが、各拠点に最低限保管すべきであり、見直しが必要である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の資機材について中勢拠点にも備蓄し、市町から要請された場合に、より効率的に提供できるように、各拠点で保管する体制に見直ししました。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>② エアテント購入にかかる納品書・請求書の日付の記載漏れについて【指摘】</p>	<p>納品書・請求書に日付の記載がなかったため、納入業者に記載を求めらるべきである。</p>	<p>事業者に対して、納品書・請求書への日付の記載を徹底するとともに、日付が記載された納品書・請求書の受領を徹底しました。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>③ エアテントの付属品の数量について【意見】</p>	<p>仕様書においてペグやウェイトの数量が定められておらず、納入時に数量を確認した記録もなかったため、具体的に数量を確認しておくことが望まれる。</p>	<p>付属品も含めて、数量を定めていない場合であっても、納品時に数量確認を行い、その結果を記録することとしました。</p>	<p>防災対策部</p>

<p>④ 北勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の使用期限について【意見】</p>	<p>簡易トイレ袋セット・紙おむつ・不織布マスクなどメーカーが使用期限を設定していない物資について、点検や更新のルールを策定することが望まれる。</p>	<p>使用期限を設定していない備蓄物資（携帯トイレ）については、実際に使用して確認するなど、定期的な点検することとしました。 また、備蓄物資の更新にあたっては、品質保証期間が設定されているものを購入することとし、適切な管理が行えるように改善しました。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>⑤ 乳児・幼児用の備蓄物資の品目について【意見】</p>	<p>「三重県備蓄・調達基本方針」において重要品目とされている粉ミルクや液体ミルク、哺乳瓶、おむつ等の備蓄はあるが、それ以外の乳児・幼児用の備蓄物資の品目についての検討や、現在備蓄されていないサイズ（L・XL）のおむつの備蓄が望まれる。</p>	<p>重要品目の設定については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に記載されたプッシュ型支援の基本8品目を参考としていることから、引き続き、国の動向等を注視していきます。 また、乳児・小児用おむつについては、令和4年度、LとBIGサイズについても調達し、備蓄を行いました。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>⑥ 災害時の応援に係る協定の管理について【意見】</p>	<p>昭和の時代に締結した協定について、連絡責任者の部署・役職名が現存しないものがあった。毎年連絡先・体制の確認は行っていることだが、内容を更新することが望まれる。</p>	<p>組織改正前の名称となっても協定の効力に影響を及ぼすものではないため、引き続き、定期的な連絡先や体制の確認に取り組み、協定の実効性を確保していきます。</p>	<p>防災対策部</p>
<p>⑦ 東海財務局・津財務事務所との災害時支援に関する協定について【意見】</p>	<p>発災時に国有財産を無償貸付または使用することなどが定められているが、どの国有財産をどの用途で使用するかは具体的に決まっていないとのことであるため、発災時に迅速に対応できるようにしておくことが望まれる。</p>	<p>災害時に活用可能な国有財産については、住所や面積、建物の有無、立地条件等を整理したリストの提供を受けており、当該リストに発災時に想定される用途を記載しました。</p>	<p>防災対策部</p>

II ハード対策 海岸事業 および III ハード対策 港湾事業 (県土整備部・農林水産部)	
① 個人情報の管理について【意見】	<p>健康保険証の写し等雇用確認書類 (又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等雇用確認書類) が、県の関係書類のファイルにマスキングなく編みつけられていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。</p>
② 個人情報の管理について【意見】	<p>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号についても、今後は健康保険被保険者の被保険者記号・番号等と同様に、マスキング等の措置を講じることも検討されるべきである。</p>
③ 契約時提出書類チェックリストの活用について【意見】	<p>契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため、監査対象の建設事務所では当該チェックリストは使用せず、独自のチェックリスト等により複数人でチェックをされている。</p> <p>提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。</p> <p>今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。</p>
④ 指名競争入札理由書の添付漏れについて【意見】	<p>指名競争入札によった場合には、指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が作成され関係書類のファイルに綴じられる。しかし当該事業の関係書類のファイルには指名競争入札を採用した理由書が添付漏れにより綴じられていなかった。必要書類が漏れなく綴じられていることをチェックすることが望まれる。</p>



<p>⑤ 指名競争入札理由書の記載について【意見】</p> <p>指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第167条第3号「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するため、入札方法を指名競争とした旨が記載されていた。なぜこの条項に該当するのかという具体的な内容を記載することが望ましい。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、指名競争入札理由については、より具体的な内容を記載することとしました。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑥ 技術提案評価結果の保存について【意見】</p> <p>関連書類を確認した結果、当工事は入札に参加した3社のうち1社は辞退した。技術提案評価結果を確認したところ、辞退会社の技術提案評価結果は保管されていたにもかかわらず、入札の審査を受けた会社の1社の技術提案評価結果が保存されていなかった。</p> <p>これは、落札決定後に自社の技術提案評価結果を「技術提案評価結果の情報提供申請書」により求められた場合は情報提供として渡しているためである。ただし、技術提案評価結果を紙ベースで渡してもすべてデータで保存しているため、紙ベースの書類が編綴されていなくても、その情報はすべて保存されていることになる。</p> <p>しかしながら、工事の簿冊に所定の書類の編綴が無いため、紛失したり誰かが故意に持ち出している等誤解を招く恐れがあるので、技術提案評価結果の情報提供を希望した社には写しを渡し、原本は簿冊内に編綴して保存しておくことが望まれる。</p>	<p>技術提案評価結果の原本は、簿冊に編綴のうえ、写しを渡すこととしました。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑦ 貸与にかかる様式について【意見】</p> <p>業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「借用書」により貸与されている。当該「借用書」は、下段に返納書欄が設けられているが、返却時に返納確認欄への記載が行われておらず、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。</p> <p>このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いる、など、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>業務委託における貸与品の貸出・返却に関する取扱いを明確にするため、「貸与品借用書」「貸与品返納書」の様式を定めました。</p>	<p>県土整備部</p>

<p>⑧ チェックリストの記載について【意見】</p>	<p>契約時のほか、業務上必要な手続きの漏れを防止するために利用されている建設業課作成のチェックリストによるチェック実施状況を確認したところ、一部の項目についてチェックリストへの記載が行われていなかった。 県の担当者によると、単純な記載漏れであり各チェック項目の確認作業は行われた旨の回答を得たが、今後は適切なチェックリストの使用が望まれる。</p>	<p>所属内で注意喚起を行い、適切にチェックリストを使用しています。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑨ 工事打合せ簿の日付誤りについて【意見】</p>	<p>工事打合せ簿に記載された日付が令和2年9月30日と記すべきところ令和2年9月31日と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。</p>	<p>日付が誤りについては、訂正するとともに、チェック体制を見直しました。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑩ 工程管理について【意見】</p>	<p>防波堤応急復旧工事において、(その1)と(その2)で別々の製作ヤードにおいて消波ブロックを製作することになっていた。しかしながら契約直後、岸壁背後に沈下等が発見され作業時の安全性が確保できなことが懸念されたため、同じ製作ヤードを使用することとなった。その結果(その2)においては、工期の始期が大幅に遅れることとなった。 また、製作ヤードの変更による工期の遅延が予想されているにもかかわらず、工期の変更に関する変更契約は締結されていない。 (その1)については、工期の延長もなく、設計変更の対象としないことに理解はできるが、(その2)について、たとえ受注者から工期の延長変更の請求がなかったとしても、工期内での完成が事実上困難と判断され、工期が大幅に遅延することが判明した段階で、工期の変更について協議し、変更契約を締結することが望ましかったと思われる。</p>	<p>工期が大幅に遅延することが判明した段階で、受注者と協議し変更契約を締結することとしました。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>⑪ 個人情報の管理について【意見】</p>	<p>健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編み込まれていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が保存される場合には、単に起案書式に個人情報のあるものの記載欄を設けるだけでなく、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。</p>	<p>健康保険証の写し等雇用確認書類については、令和5年度から、契約時に確認した旨をチェックリストに記した後、廃棄するよう取扱いを改めます。</p>	<p>農林水産部</p>

<p>⑫ 貸与にかかる様式について【意見】</p>	<p>業務委託に關して受注者から過年度の測量報告書の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に關する様式の定めがないことから、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」により貸与が行われていた。しかしながら、返却時には「三重県公共工事共通仕様書」の第6号様式「貸与品返納書」が用いられていないなど、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。</p> <p>このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に關する様式を定める「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いるなど、貸与品の貸出・返却に關する取扱を明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>業務委託における貸与品の貸出・返却に關する取扱いを明確にするため、制度を所管する県土整備部において、「貸与品借用書」「貸与品返納書」の様式を定めました。</p>	<p>農林水産部</p>
<p>⑬ 記録簿の年誤りについて【意見】</p>	<p>令和2年12月14日着手から令和3年2月26日完成までに作成された記録簿が第1回から第6回までであったが、このうち第3回以降の記録簿の日付の元号が令和3年と記すべきところ令和2年と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。</p>	<p>日付け誤りについては、訂正するとともに、複数人による確認の徹底等、チェック体制を見直しました。</p>	<p>農林水産部</p>
<p>⑭ 指名競争入札理由書の添付漏れについて【意見】</p>	<p>指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイールに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。しかし当該事業の関係書類のファイールについて確認したところ、指名競争入札を採用した理由書が綴じられていなかった。理由書は重要な書類であり事後的な検証のためにも添付しておくことが望まれる。</p>	<p>指名競争入札理由書の添付漏れがないよう、案件ごとに作成した指名競争入札理由書を競争入札審査会に諮っています。 また、理由書は起案時に施行伺いに添付しています。 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めます。</p>	<p>農林水産部</p>
<p>⑮ 契約保証金の免除について【指摘】</p>	<p>「工事請負契約等に係る保証の取扱い」第5契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い（2）により、過去3年間に国や地方公共団体等と一定金額以上の契約を締結しこれを誠実に履行したものについては、1件の契約金額が500万円以下の建設工事及び設計等業務委託の契約を締結する場合において契約保証金を免除できることになっている。</p> <p>一方、同取扱い第8契約金額の増額変更時の取扱いにより、変更後の契約額が500万円を超える場合（軽微な設計変更で工期末に行われたものは除く。）は保証金の納</p>	<p>契約金額の増額変更時にチェックリストを用い、契約保証金の要否の確認漏れがないように改善しました。 また、制度を所管する県土整備部において、令和4年4月1日付で「工事請負契約等に係る保証の取扱い」を一部改正し、「軽微な設計変更」の定義付け及び契約保証金を免除できる基準として</p>	<p>農林水産部</p>

<p>付が必要となるが、今回の監査対象案件において契約保証金が納付されていなかった。</p> <p>県の説明では、保証の取扱いに係る通知において免除できる要件として示されている上記の要件に該当するため免除したことだったが、「軽微」の解釈に疑問があり、また工期を1か月以上残すことから、保証金の納付を求めた。</p> <p>また、「工期末」と判断した説明資料の添付もなされなかった。</p>	<p>「工期末」に代わるもの（実施工程の90%以上）を定めました。</p> <p>この基準により、契約保証金を免除した場合は変更契約同一の起案文書に理由及び根拠を明記することとしました。</p>	
<p>⑯ 契約保証金の免除の基準について【意見】</p> <p>「軽微な設計変更」及び「工期末」は厳格かつ限定的に解されるべきであり、別途具体的な基準を定める等の検討が望まれる。</p>	<p>制度を所管する県土整備部において、令和4年4月1日付で「工事請負契約等に係る保証の取扱い」を一部改正し、「軽微な設計変更」の定義付け及び「工期末」に代わる具体的な基準を定めました。</p>	<p>農林水産部</p>

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---